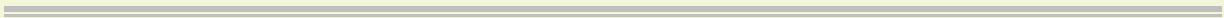


# 安平町都市計画マスターplan(案)





# 目 次

序 章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 計画の目標年次 .....	2
4. 将来人口 .....	2
5. 計画の対象区域 .....	3
6. 計画の構成.....	4
第1章 都市の現状と都市づくりの課題 .....	5
1. 都市の現状.....	5
2. 社会情勢の変化 .....	25
3. 町民意識 .....	29
4. 前計画の振り返り .....	35
5. 都市づくりの課題.....	39
第2章 全体構想.....	41
1. 都市づくりの理念.....	41
2. 将来都市像.....	42
3. 将来都市構造 .....	42
4. 分野別都市づくりの方針.....	47
第3章 地域別構想 .....	57
1. 地域区分の考え方 .....	57
2. 早来地域 .....	58
3. 安平地域 .....	64
4. 遠浅地域 .....	69
5. 追分地域 .....	75
第4章 実現化に向けて .....	80
1. 実現化方策.....	80
(1) 都市計画の点検と見直し .....	80
(2) 住宅団地の整備 .....	80
(3) 官民協働の計画の推進 .....	81
(4) 計画の見直し .....	81
参考資料 .....	82
1. 計画の策定体制 .....	82
2. 計画策定の経緯 .....	83
3. 意見交換会 .....	83
4. 用語集 .....	84



## 序 章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の目的

旧早来町では、2003年（平成15年）に「早来町都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりを推進してきました。

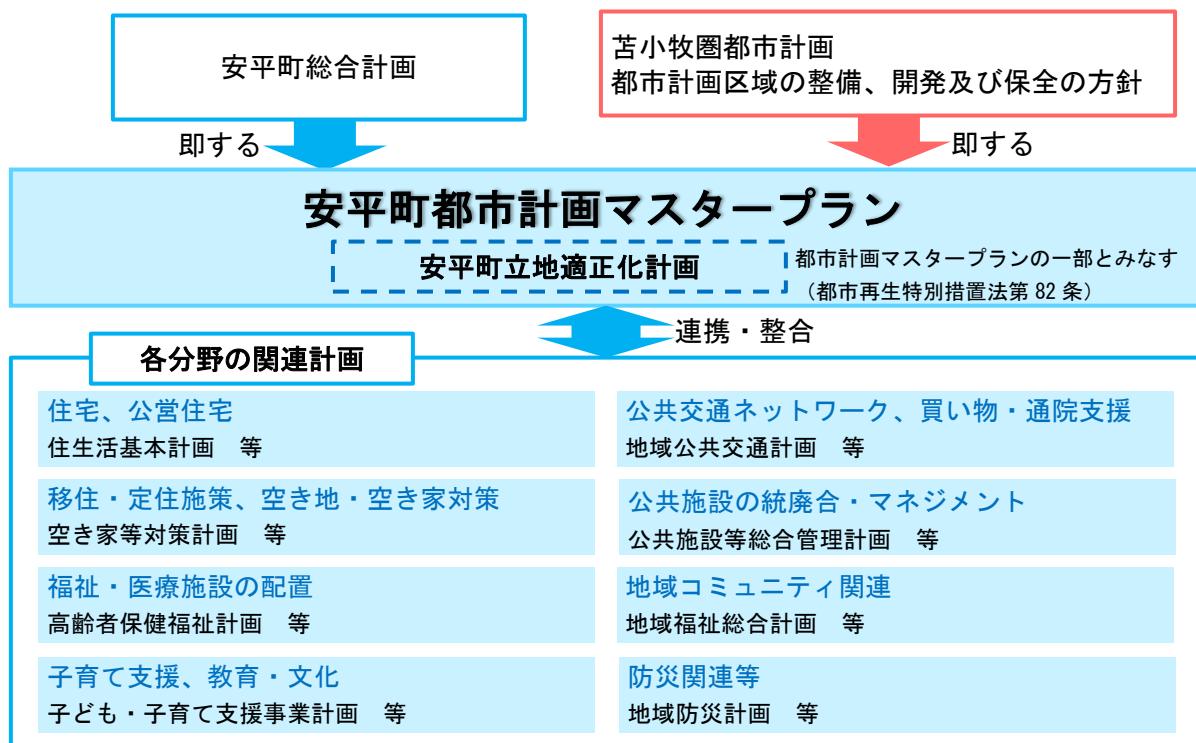
その後、2006年（平成18年）、旧追分町と合併し、安平町が誕生しました。都市計画区域は旧早来町にのみ指定されていることから、合併後も都市計画法に基づくまちづくりについては「早来町都市計画マスタープラン」を継承し、取り組んできました。計画策定から20年が経過し、人口減少、少子高齢化の進行、北海道胆振東部地震等、安平町を取り巻く状況は大きく変化していることから、社会情勢を踏まえたまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの見直しを行うこととしました。

### 2. 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられ、「安平町総合計画」を上位計画とし、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、他の分野の計画とも連携を取りながら都市づくりの理念や目標を定めるものです。

都市づくりの基本の方針を明確にすることで、町の定める都市計画の指針となるほか、都市の将来像をわかりやすく示し、町民の理解を深め、合意形成の円滑化を図る等の役割があります。

今後、この計画を都市づくりに関する施策の根拠とし、土地利用や都市施設の整備等、町の都市計画を推進していきます。



### 3. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、2045年（令和27年）とします。

### 4. 将来人口

本計画を策定するにあたり、将来の人口等の見通しを踏まえた適切な方針等とするため、将来人口を以下のように設定します。

将来人口フレームについて、安平町人口ビジョンで示されている「社人研による人口推計」及び「将来展望による人口推計」に基づき、都市計画マスターplanの人口フレームを設定します。

国立社会保障・人口問題研究所による人口推計をベースにした場合、目標年次2045年（令和27年）の総人口は4,660人、このうち都市計画区域の人口は2,767人、市街化区域の人口は2,488人と設定します。

安平町の就業者フレームは2,404人で、第1次産業607人、第2次産業429人、第3次産業1,368人と設定します。

表 目標年次2045年（令和27年）将来人口フレーム

	安平町 (人)	都市計画区域 (人)		都市計画区域外 (人)	
		市街化区域 (人)	市街化調整区域 (人)		
社人研による人口推計	4,660	2,767	2,488	279	1,893
（参考値） 将来展望による人口推計	4,872	2,893	2,601	292	1,979

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）

安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略

将来展望による人口推計は、自然減少対策、社会減少対策等の政策・施策の実行分を加味した推計値

就業者数について、人口フレームと同様に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の推計値に基づき、目標年次：2045年（令和27年）の就業者数を次のように推計、設定します。

表 目標年次2045年（令和27年）就業者フレーム

	社人研による人口推計	将来展望による人口推計
総就業者数（人）	2,404	2,513
第1次産業（人）	607	635
第2次産業（人）	429	448
第3次産業（人）	1,368	1,430

※安平町人口ビジョンの推計値に、2020年（令和2年）の就業率を掛けることによって設定

## 5. 計画の対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき定められる都市計画に関する基本的な方針であることから、基本的には都市計画区域を計画の対象区域としています。

これに加え、本町の合併により都市計画区域外にも町域が広がることとなり、これらの区域を含めて、一体の都市として総合的にまちづくりを進めるため、安平町の行政区域全体を計画の対象区域とします。

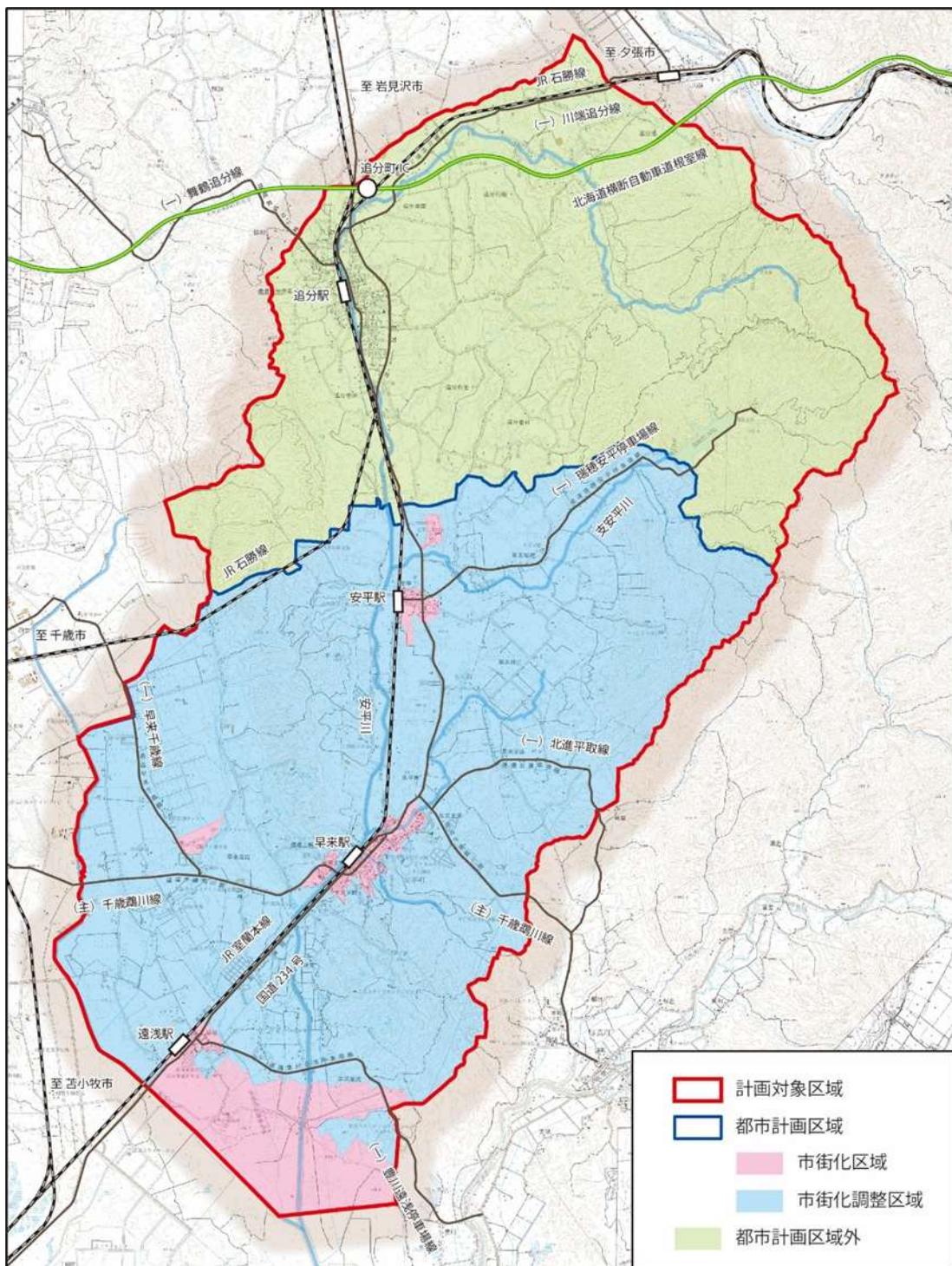


図 計画の対象区域

## 6. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

序章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の目的、計画の位置づけ、計画の目標年次、将来人口、計画の対象区域を示します。</li> </ul>
第1章 都市の現状と都市づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安平町の現状、安平町を取り巻く社会情勢を踏まえるとともに、町民アンケート結果や既往の町民意向の整理、前都市計画マスターplanの振り返りを踏まえ、都市づくりの課題を整理します。</li> </ul>
第2章 全体構想	
1. 都市づくりの理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市づくりの分野として目指すべき都市づくりの基本的な考え方を設定します。</li> </ul>
2. 将来都市像	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目指すべき将来都市像を設定します。</li> </ul>
3. 将来都市構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来都市像の実現に向け、拠点、軸、エリアの位置づけやあり方を示す将来都市構造を設定します。</li> </ul>
4. 分野別都市づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的なまちづくりの対象となる土地利用、道路・交通、緑・景観、防災、その他都市施設等の分野毎に、方針を設定します。</li> </ul>
第3章 地域別構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早来地域、安平地域、遠浅地域、追分地域の地域別のまちづくりの方針を設定します。</li> </ul>
第4章 実現化に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の推進、実現化に向けて取組むべき内容を設定します。</li> </ul>

## 第1章 都市の現状と都市づくりの課題

安平町を取り巻く社会情勢を踏まえるとともに、町民アンケート結果、既往の町民意向の整理、合併前の2003年（平成15年）に策定された早来町都市計画マスタープランの振り返りを行い、都市づくりの課題を整理します。

### 1. 都市の現状

#### （1）町の概要

本町は、北海道の道央圏に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接しています。道都札幌市から約50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは約20km、北海道の海の玄関口である苫小牧港から約25kmの位置にあり、交通の利便性に恵まれた地域です。

道路は、南北に国道234号が、東西に北海道横断自動車道が通り、追分町ICを有しています。また、鉄道は東西にJR石勝線、南北にJR室蘭線が通り、JR追分駅は乗継駅として、古くから交通の要衝として発展してきました。

本町の西側を標高100m～150m程の馬追丘陵の余脈が南北に走っており、東側は夕張山系連なる山地となっています。また、追分から早来にかけて南北に安平川が流れています。

## (2) 沿革

1889年（明治22年）に植苗村美々からフモンケ（現富岡）に入植・開墾が行われました。同年、室蘭線と夕張線の鉄道施設を建設するために工事関係者の入植が始まり、1892年（明治25年）に室蘭線・夕張線が開通し、現在の追分に両線の分岐点として停車場と機関庫が設置されたことにより、鉄道関係者の定住が進みました。

鉄道の開通により、開拓が促進され、農業関係者の移住が進み、農林業、馬産業が発展したほか、人口の増加に伴い商工業の立地が進みました。

1900年（明治33年）に植苗村と勇払村の一部が分村して安平村となり、現在の早来に戸長役場が置かれました。

1952年（昭和27年）に追分村が分村、1953年（昭和28年）に町制が施行され追分町が誕生しました。追分地区は、鉄道関係者が多く暮らす鉄道の要衝として発展しました。

分村後、安平村は1954年（昭和29年）に名称を変更し早来村に、その後、1957年（昭和32年）に町制が施行され早来町となりました。早来地区は、木炭生産全道一の実績や日本で初めてチーズの生産に取組む等、酪農史に大きな足跡をのこしました。

1999年（平成11年）道央自動車道千歳恵庭JCTと夕張ICを結ぶ道東自動車道が開通し、道都札幌市への利便性が高まりました。

2006年（平成18年）、追分町と早来町が合併し、安平町が誕生しました。

2018年（平成30年）、北海道胆振東部地震が発生し、本町においては震度6強を観測する大きな地震となり、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、停電等、多くの町民が被災しました。

2019年（平成31年）、道の駅あびらD51ステーションが開業し、質の高い農産品等の提供や歴史的資源の展示等をおこない、多くの観光客等が訪れています。

表 安平町沿革

1889年 (明治22年)	植苗村美々からフモンケ（現早来富岡）に入地・開墾
1892年 (明治25年)	北海道炭礦鉄道室蘭線・夕張線開通、追分停車場開業
1894年 (明治27年)	早来駅開業
1900年 (明治33年)	安平村開村・早来に戸長役場設置
1901年 (明治35年)	安平駅・遠浅駅開業、由仁早来間道路開通
1933年5月 (昭和8年)	国内初となるチーズ工場が誕生
1952年8月 (昭和27年)	安平村より追分が分村
1966年6月 (昭和41年)	早来～沼ノ端間の新国道234号線工事が完了
1975年12月 (昭和50年)	D51 241が追分～夕張間を蒸気機関車日本最後の走行
1981年10月 (昭和56年)	日本国有鉄道石勝線開通
1999年10月 (平成11年)	道央自動車道千歳恵庭JCTと夕張ICを結ぶ道東自動車道開通
2006年3月 (平成18年)	追分町と早来町が合併し安平町誕生
2018年9月 (平成30年)	北海道胆振東部地震発生
2019年4月 (平成31年)	道の駅あびらD51ステーション開業

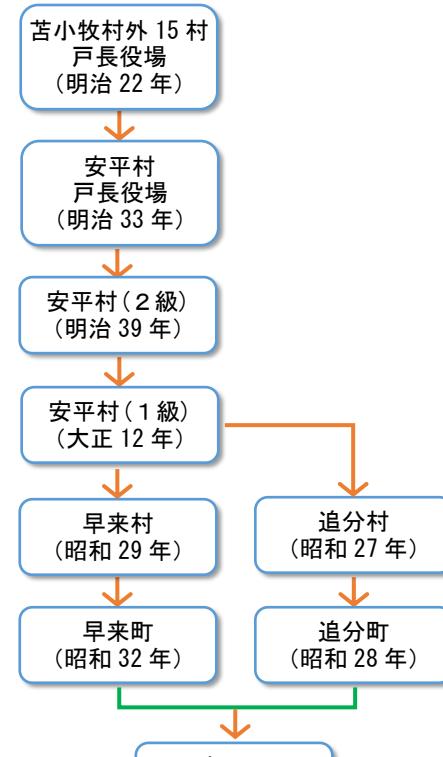


図 安平町の沿革

### (3) 気候

本町の年間平均気温は6.5度と北海道平均と比較すると暖かく、年間降水量は1,000mm程度となっています。降水は夏期と晩秋から初冬に集中しており、冬期の降雪が少ない等、北海道の中では気象条件に恵まれた地域となっています。

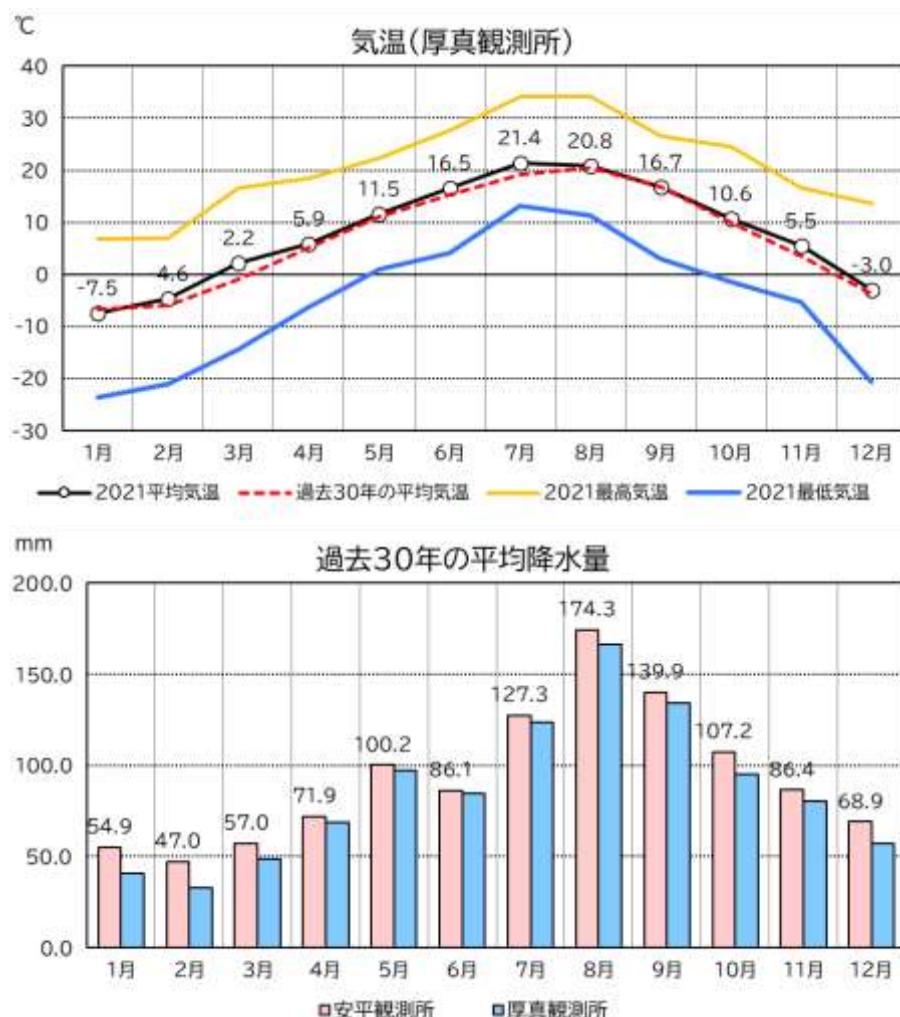


図 平均気温・過去30年間の平均降水量

資料：気象庁（過去の気象データ・ダウンロード）

## (4) 人口・世帯数

## ① 総人口

人口は、1960年（昭和35年）をピークに減少傾向となっており、2020年（令和2年）は7,340人となっています。

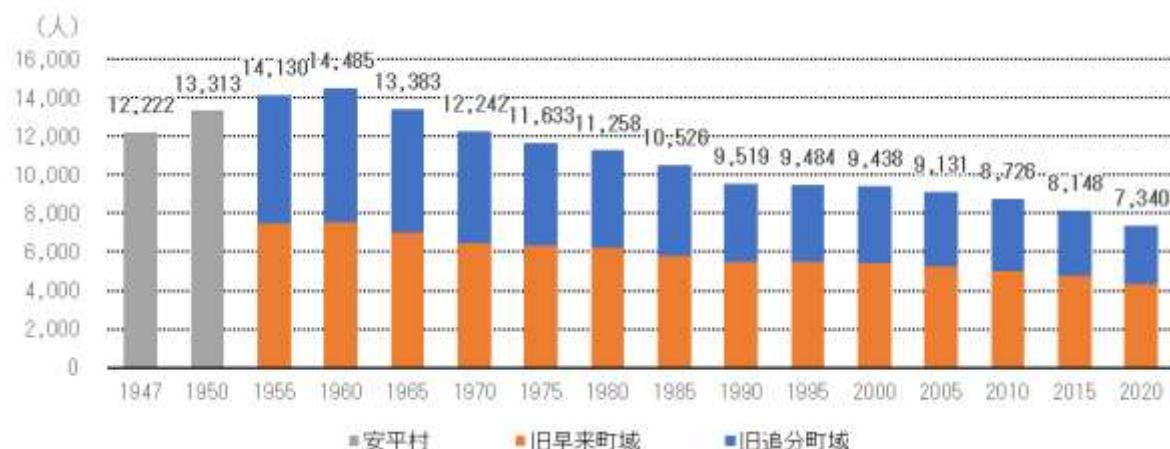


図 総人口の推移

資料：国勢調査

## ② 世帯数

世帯数は、2000年（平成12年）をピークに減少傾向となっており、2020年（令和2年）は3,451世帯となっています。1世帯当たりの人口は、減少傾向となっており、2020年（令和2年）は、2.13人となっています。

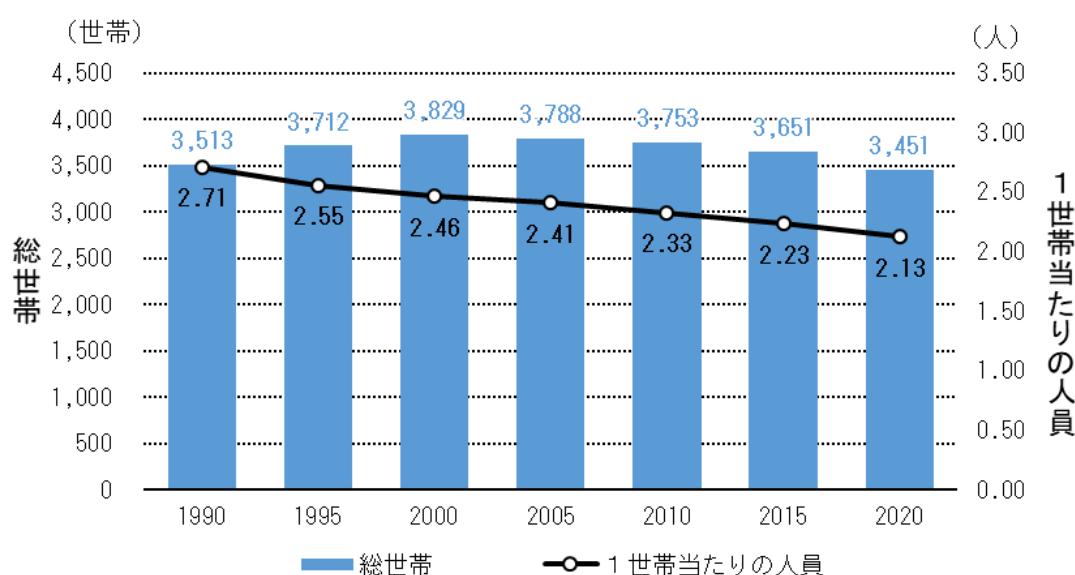


図 世帯数の推移

資料：国勢調査

### ③ 自然動態・社会動態

自然動態は、死亡者数が出生数を上回る状況が続いており、2022年（令和4年）は死亡者数が95人上回っています。

社会動態は、転出が転入を上回る状況が続いていましたが、2022年（令和4年）は転入者が18人上回る社会増に転じています。

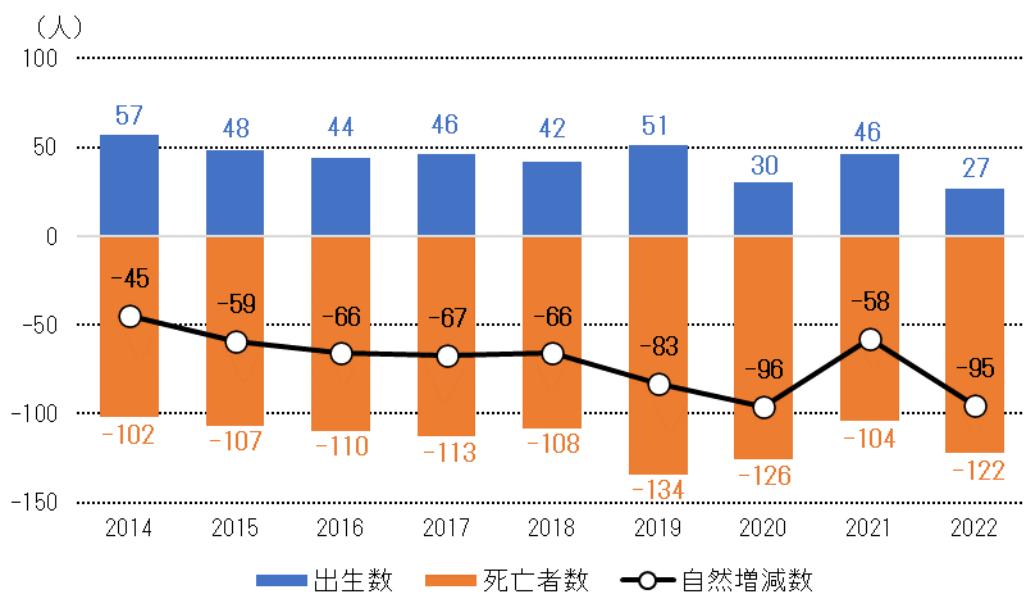


図 自然動態（出生・死亡）の推移

資料：北海道「振興局市区町村別人口、人口動態及び世帯数【地域行政局市町村課調べ】」

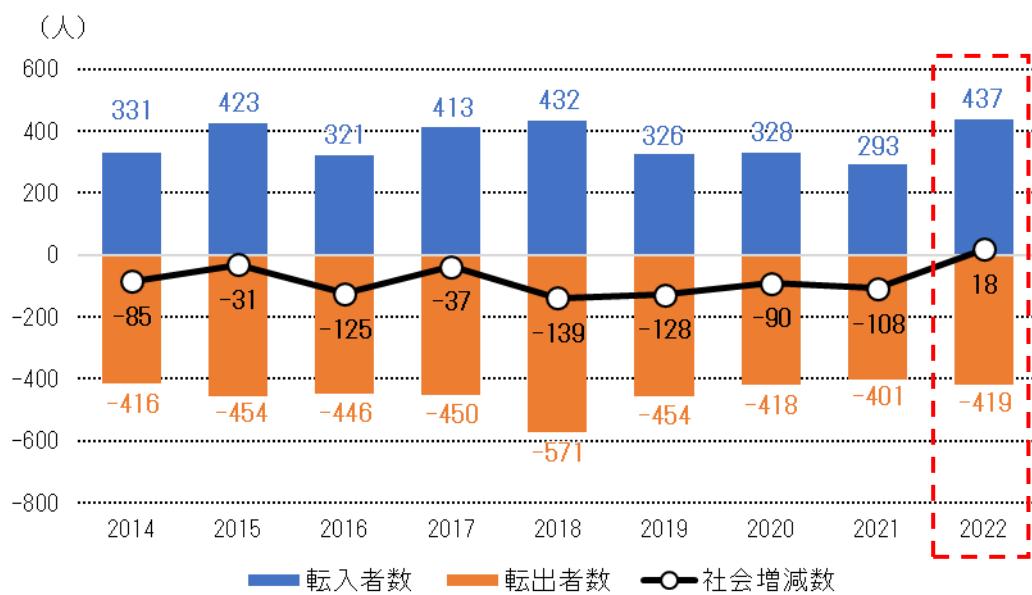


図 社会動態（転入・転出）の推移

資料：北海道「振興局市区町村別人口、人口動態及び世帯数【地域行政局市町村課調べ】」

**④ 都市計画区域人口**

都市計画区域の人口は減少傾向となっており、2020年（令和2年）は4,358人であり、その内市街化区域の人口は3,685人で、都市計画区域人口の約85%を占めています。

都市計画区域の世帯数も減少傾向となっており、2020年（令和2年）は1,955世帯、1世帯当たりの人員は2.23人／世帯となっています。

表 都市計画区域の人口及び世帯数の推移

	平成 12 年 2000 年	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 27 年 2015 年	令和 2 年 2020 年
人口（人）	5,407	5,225	5,015	4,737	4,358
世帯数（世帯）	2,133	2,078	2,058	2,042	1,955
1世帯人員（人/世帯）	2.53	2.51	2.44	2.32	2.23

資料：国勢調査

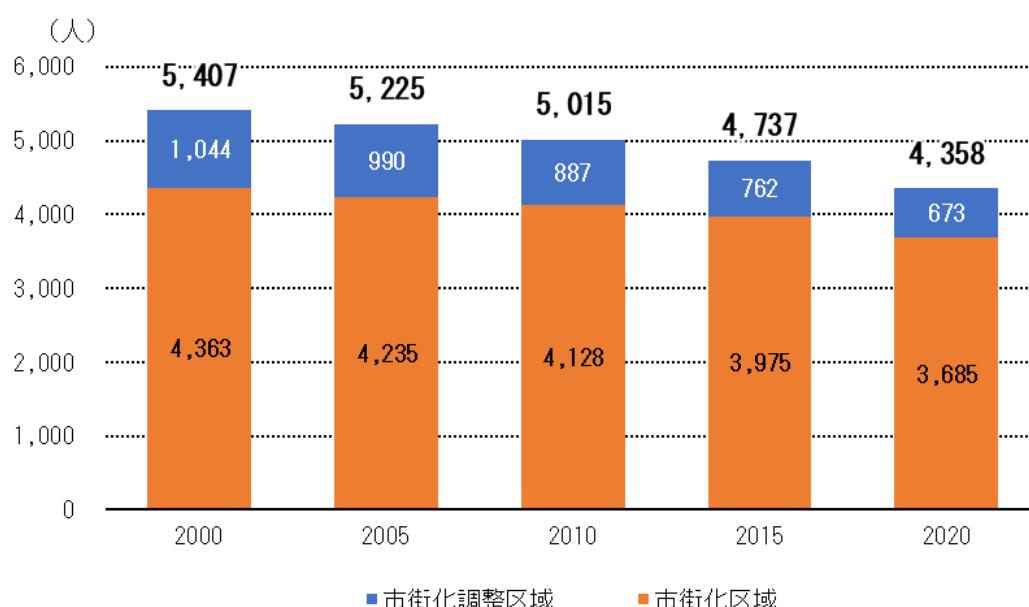


図 都市計画区域の人口推移

資料：国勢調査

## (5) 産業

## ① 就業者数

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業は2005年（平成17年）をピークに減少傾向となつており、2020年（令和2年）は952人となっています。第2次産業は減少傾向にありましたが、2010年（平成22年）以降は横ばいとなり、2020年（令和2年）は675人となっています。第3次産業は1995年（平成7年）をピークに減少傾向となつており、2020年（令和2年）は2,154人となっています。

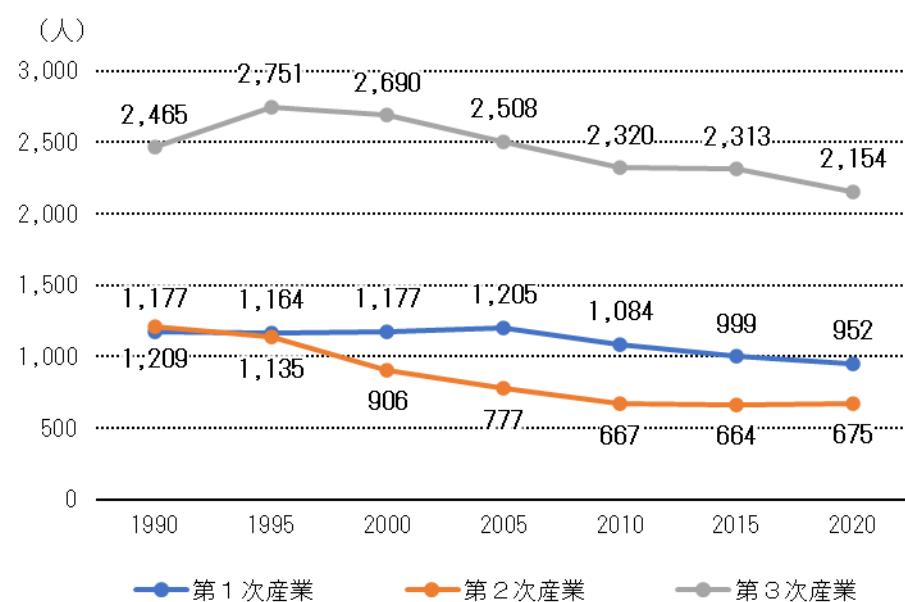


図 産業別就業者数の推移

資料：国勢調査

表 産業別就業者数の推移

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
就業者数	第1次産業	1,177	1,205	1,084	999
	第2次産業	906	777	667	675
	第3次産業	2,690	2,508	2,320	2,154
	総就業者数	4,773	4,518	4,150	3,786
	就業率	50.6%	49.5%	47.6%	51.6%
従業者数	第1次産業	1,183	1,175	1,143	1,164
	第2次産業	1,006	1,061	1,032	1,028
	第3次産業	3,046	2,873	2,622	2,444
	総従業者数	5,237	5,145	4,883	4,647
就従率	第1次産業	100.5%	97.5%	105.4%	109.8%
	第2次産業	111.0%	136.6%	154.7%	154.4%
	第3次産業	113.2%	114.6%	113.0%	107.6%
	平均就従率	109.7%	113.9%	117.7%	116.0%

従業者数：昼間就業者数

就従率：従業者数／就業者数

資料：国勢調査

## ② 農業

農業従事者は減少傾向にあり、2020年（令和2年）は361人で、そのうち65歳以上の割合39.9%となっています。

また、農家数も減少傾向にあり、2020年（令和2年）は181戸で、早来地区107戸、追分地区74戸となっています。



図 基幹的農業従事者数の推移

※基幹的農業従事者：ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

※2020年は集計対象が販売農家から個人経営体に変更されたためデータは接続しない

資料：農林業センサス

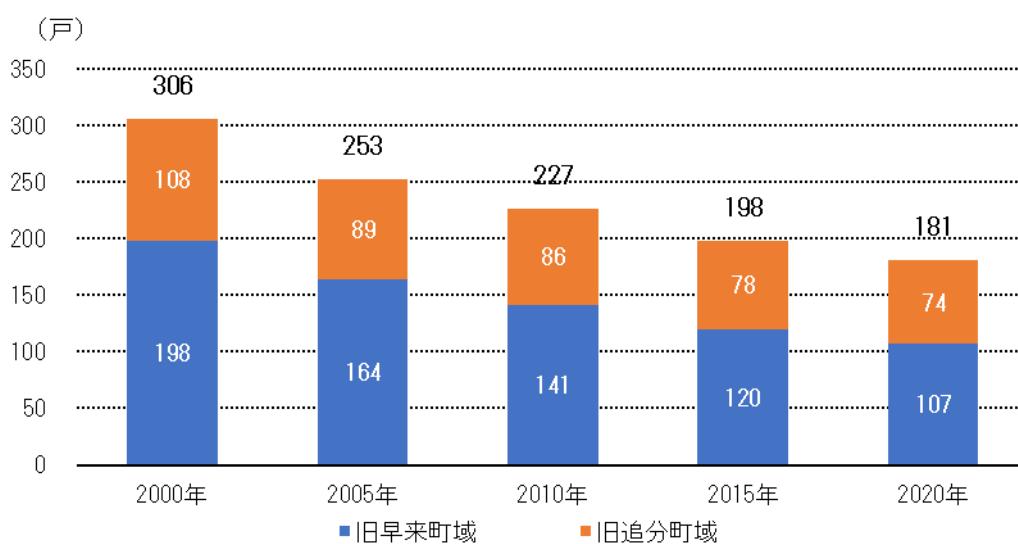


図 農家数の推移（販売農家）

資料：農林業センサス

### ③ 工業

町内に、安平工業団地、追分工場適地、北町工業団地、臨空工業団地、苦小牧東部地域の5箇所の工業団地があり、工場誘致を促進しています。このうち安平工業団地、北町工業団地、臨空工業団地は完売となっています。

町内の製造業の事業所数は、近年は横ばいとなっており、2019年（令和元年）は17事業所となっています。製造品出荷額も近年は横ばいで推移しており、2019年（令和元年）は211.1億円となっています。

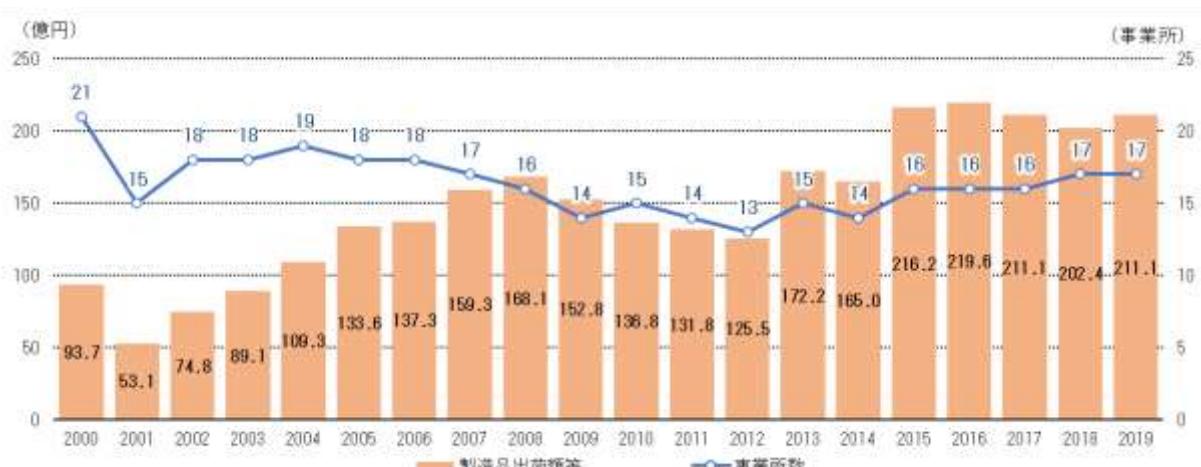


図 製造業の事業所数と製造品出荷額の推移

資料：工業統計調査、経済センサス・活動調査

### ④ 商業

町内の商業施設（スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニエンスストア等）は13箇所で、国道234号、道道千歳鶴川線の沿道に立地しています。

小売業の年間商品販売額の推移は増加傾向がみられ、2016年（平成28年）は68.7億円となっています。事業所数は2012年（平成24年）から2014年（平成26年）にかけて増加し74事業所となった以降は横ばいとなっています。



図 年間商品販売額・事業所数の推移

資料：商業統計、経済センサス・活動調査

## (6) 土地利用

## ① 土地利用の状況

本町の2022年度(令和4年度)の土地利用をみると、山林が約9,333haと全体の約39%を占めています。次いで畠が約5,802haで約25%を占めています。宅地は、約648haで約3%を占めています。

市街化区域の土地利用をみると、未利用地の割合が高くなっています。特に、遠浅地区において未利用地の割合が高くなっていますが、その多くは苦小牧東部地域の工業団地となっています。

表 安平町地目別土地利用

	2022年度(令和4年度)	
	面積(ha)	構成比(%)
山林	9,333.3	39.4
田	1,293.7	5.5
畠	5,801.8	24.5
宅地	647.9	2.7
その他	6,639.3	28.0
合計	23,716.0	

資料：総務省「固定資産税概要調書」(その他は牧場、原野、雑種地等)

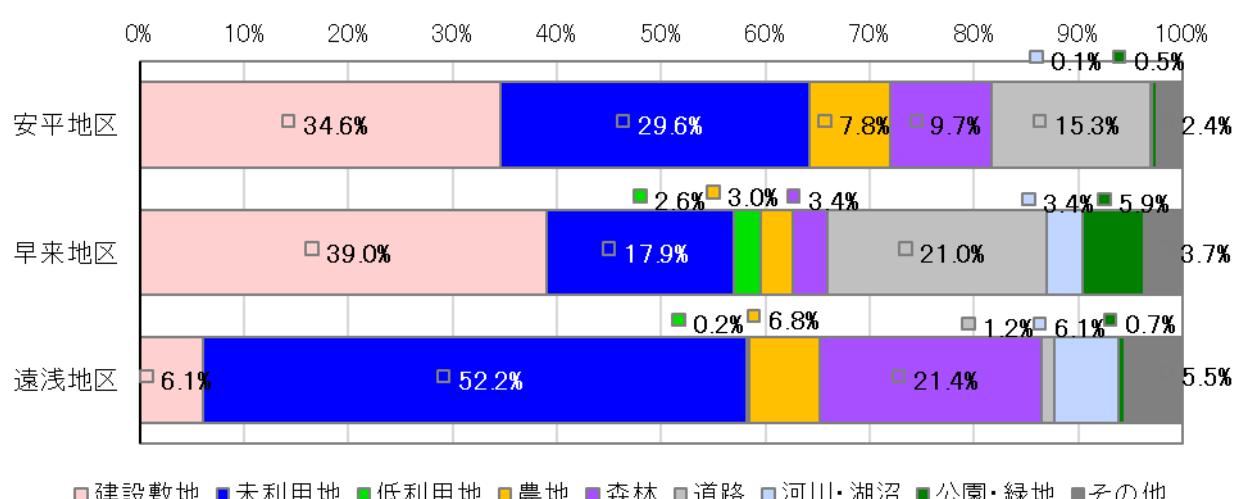


図 市街化区域内の土地利用（地区別）

資料：安平町都市計画基礎調査

## ② 都市計画区域等の変遷

本町では、早来地区、安平地区、遠浅地区に苫小牧圏都市計画区域が指定されており、市街化区域及び市街化調整区域に区域区分されています。

市街化区域には、用途地域及び準防火地域が指定されています。

表 安平町の都市計画区域、市街化区域、用途地域、準防火地域の変遷

区域・地域	指定・変更年月日	告示番号	面積 (ha)
都市計画区域	昭和 45 年 11 月 30 日	北海道告示第 2895 号	13, 784
	昭和 48 年 6 月 1 日	北海道告示第 1706 号	
	平成 10 年 12 月 18 日	北海道告示第 1488 号	
市街化区域	昭和 48 年 12 月 28 日	北海道告示第 3804 号	1, 353
	昭和 54 年 3 月 5 日	北海道告示第 546 号	
	昭和 59 年 8 月 16 日	北海道告示第 1489 号	
	平成 3 年 3 月 28 日	北海道告示第 451 号	
	平成 10 年 12 月 18 日	北海道告示第 2156 号	
用途地域	昭和 48 年 12 月 28 日	北海道告示第 3805 号	1, 353. 2
	昭和 54 年 3 月 5 日	北海道告示第 547 号	
	昭和 59 年 8 月 16 日	北海道告示第 1489 号	
	平成 3 年 12 月 13 日	北海道告示第 1904 号	
	平成 7 年 3 月 10 日	早来町告示第 12 号	
	平成 10 年 12 月 18 日	早来町告示第 50 号	
	平成 14 年 12 月 26 日	早来町告示第 63 号	
	平成 16 年 4 月 6 日	早来町告示第 22 号	
	平成 19 年 2 月 16 日	安平町告示第 11 号	
準防火地域	昭和 49 年 2 月 7 日	早来町告示第 5 号	4. 2

表 用途地域の指定

	用途地域	面積 (ha)	構成比
居住系	第 1 種低層住居専用地域	63	4. 7%
	第 1 種中高層住居専用地域	64	4. 7%
	第 1 種住居地域	43	3. 2%
	小 計	170	12. 6%
商業系	商業地域	4. 2	0. 3%
	小 計	4. 2	0. 3%
工業系	準工業地域	109	8. 1%
	工業地域	34	2. 5%
	工業専用地域	1, 036	76. 6%
	小 計	1, 179	87. 1%
合 計		1, 353. 2	100. 0%

# 安平町都市計画マスターplan

序章  
第1章

第2章

第3章

第4章

参考資料

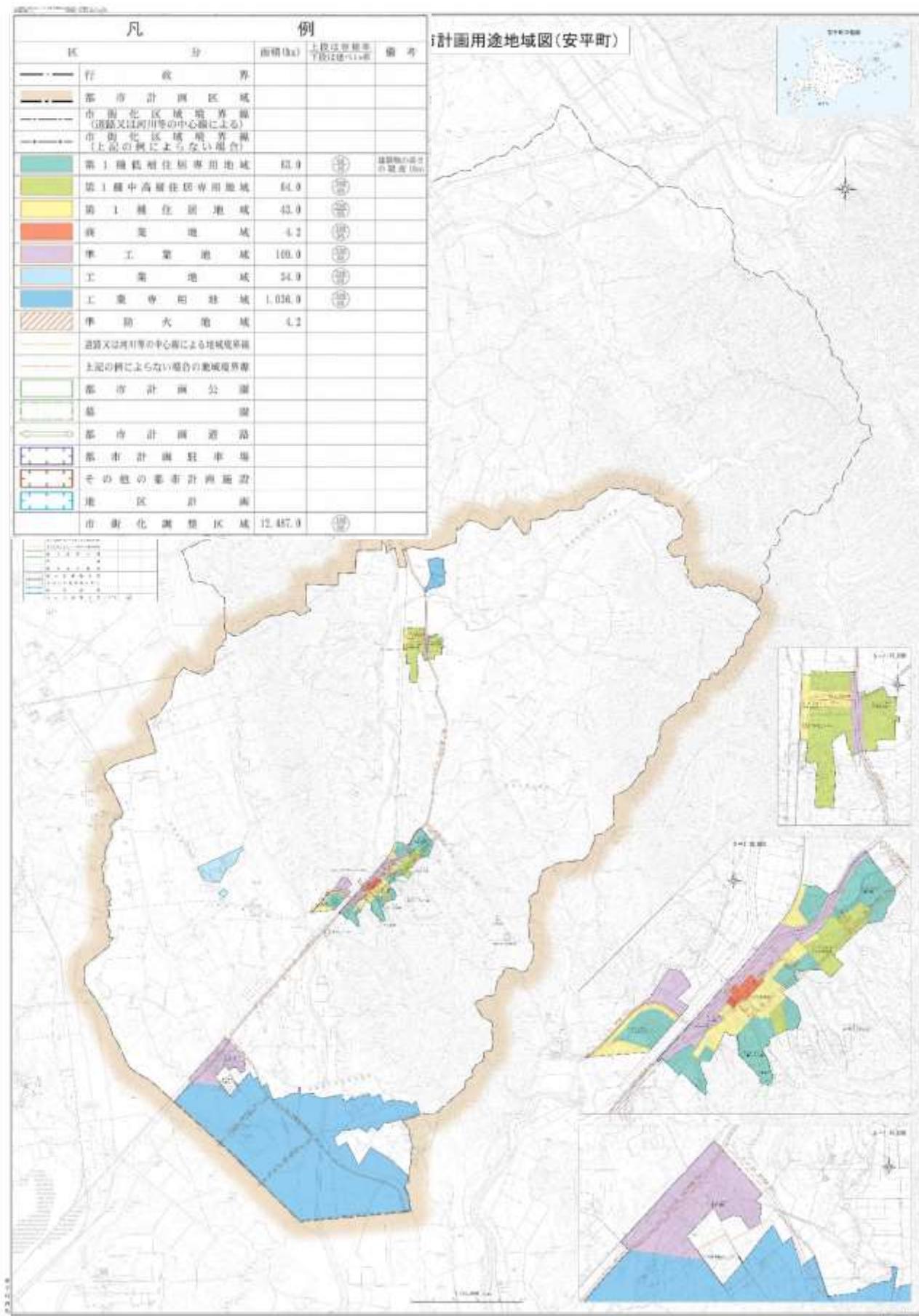


図 苫小牧都市圏都市計画用途地域図（安平町）

### ③ 地区計画等

大町地区、栄町地区については、地区計画により周辺住宅地の住環境に配慮しながら沿道にふさわしいサービス施設の立地を誘導しています。

また、旧富岡小学校跡地の有効活用を図るため、地区計画を策定し、地域の活性化や地域振興に資する農産物の集出荷場としての土地利用を誘導しています。

表 地区計画一覧

	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	地区計画のねらい	最終決定 年月日	告示	地区計画 の動因
大町地区	14.6	11.1	沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに良好な市街地の形成を図る。	H19.2.16	町12	宅地開発事業 (公社)
栄町地区	5.5	3.2	沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに良好な市街地の形成を図る。	H19.2.16	町13	宅地開発事業 (公社)
富岡地区	2.1	2.1	閉校後の学校施設を含む一体の区域について、地域の活性化や地域振興のため、農産物の集出荷場としての土地利用の形成を図る。	H29.2.1	町11	廃校施設 の活用
合計	22.2	16.4				



図 安平町の地区計画位置図

## (7) 交通

## ① 主要幹線道路の交通量

本町は、南北に国道 234 号が、東西に北海道横断自動車道が通り、追分町 IC を有しています。北海道横断自動車道の交通量は増加傾向にあり、2015 年（平成 27 年）は 4,632 台/12h となっています。国道 234 号は、本町の中では交通量が多い路線ですが、いずれの調査地点においても交通量が減少傾向となっています。

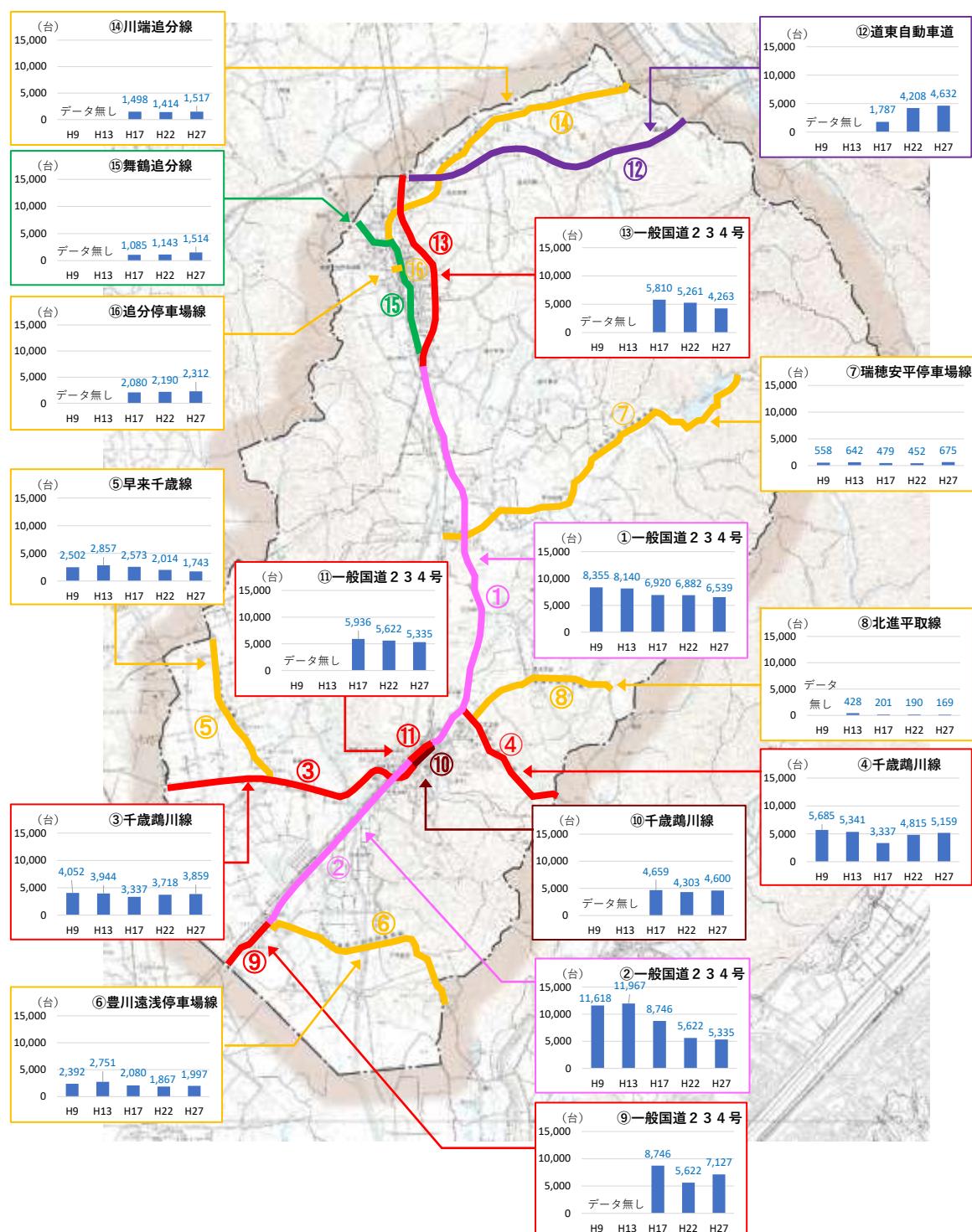


図 12 時間自動車類交通量 (台)

資料：国土交通省「全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」

## ② 都市計画道路

都市計画道路の整備率は 57.8%となっており、長期未着手の区間を含む路線が 7 路線あります。

主要幹線道路としては、3・4・302 北栄通、3・3・502 早来苦小牧通、3・2・508 東部東通の 3 路線が位置づけられており、このうち 3・3・502 早来苦小牧通の早来市街化区域内が改良済みとなっています。

幹線道路としては、3・2・301 北進大通、3・4・304 早来駅前通、3・2・506 東部二条通、3・2・507 東部一条通の 4 路線が位置づけられており、このうち 3・4・304 早来駅前通が改良済みとなっています。

補助幹線道路としては 6 路線が位置づけられており、このうち 3・4・303 安平駅前通と 3・4・306 早来中央通に未改良区間が残っていることを除き、改良済みとなっています。

この他、早来駅の駅前広場が供用済み、あけぼの駐車場が未供用となっています。

**表 都市計画道路の整備状況**

路線番号	名称	都市計画決定		計画延長(m)	計画幅員(m)	整備率 改良済延長/ 計画延長(%)	舗装済延長(m)	改良済延長(m)	未改良延長(m)	機能分類
		当初	最終変更							
3・2・301	北進大通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 14 年 6 月 11 日	720	30	0.0	0.0	0	720	幹線道路
3・4・302	北栄通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 14 年 6 月 11 日	1,500	18	100.0	1,500	1,500	0	主要幹線道路
3・4・303	安平駅前通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 14 年 6 月 11 日	700	18	58.6	410	410	290	補助幹線道路
3・4・304	早来駅前通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 14 年 6 月 11 日	120	18	100.0	120	120	0	幹線道路
3・4・305	役場通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 19 年 2 月 16 日	190	18	100.0	190	190	0	補助幹線道路
3・4・306	早来中央通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 18 年 3 月 27 日	1,870	18	84.5	1,580	1,580	290	補助幹線道路
3・4・307	北進 1 号通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 19 年 2 月 16 日	320	18	100.0	320	320	0	補助幹線道路
3・4・308	ときわ通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 19 年 2 月 16 日	370	18	100.0	370	370	0	補助幹線道路
3・4・309	本町通	平成 6 年 9 月 9 日	平成 14 年 6 月 11 日	1,500	18	100.0	1,500	1,500	0	補助幹線道路
3・3・502	早来苦小牧通	昭和 57 年 5 月 13 日	平成 14 年 6 月 11 日	14,970	28	20.0	3,000	3,000	11,970	主要幹線道路
3・2・506	東部二条通	昭和 57 年 5 月 13 日	昭和 57 年 5 月 13 日	1,530	30	0.0	0	0	1,530	幹線道路
3・2・507	東部一条通	昭和 57 年 5 月 13 日	昭和 57 年 5 月 13 日	1,630	30	0.0	0	0	1,630	幹線道路
3・2・508	東部東通	昭和 57 年 5 月 13 日	昭和 57 年 5 月 13 日	5,700	30	0.0	0	0	5,700	主要幹線道路
				31,120		57.8	8,990	8,990	22,130	

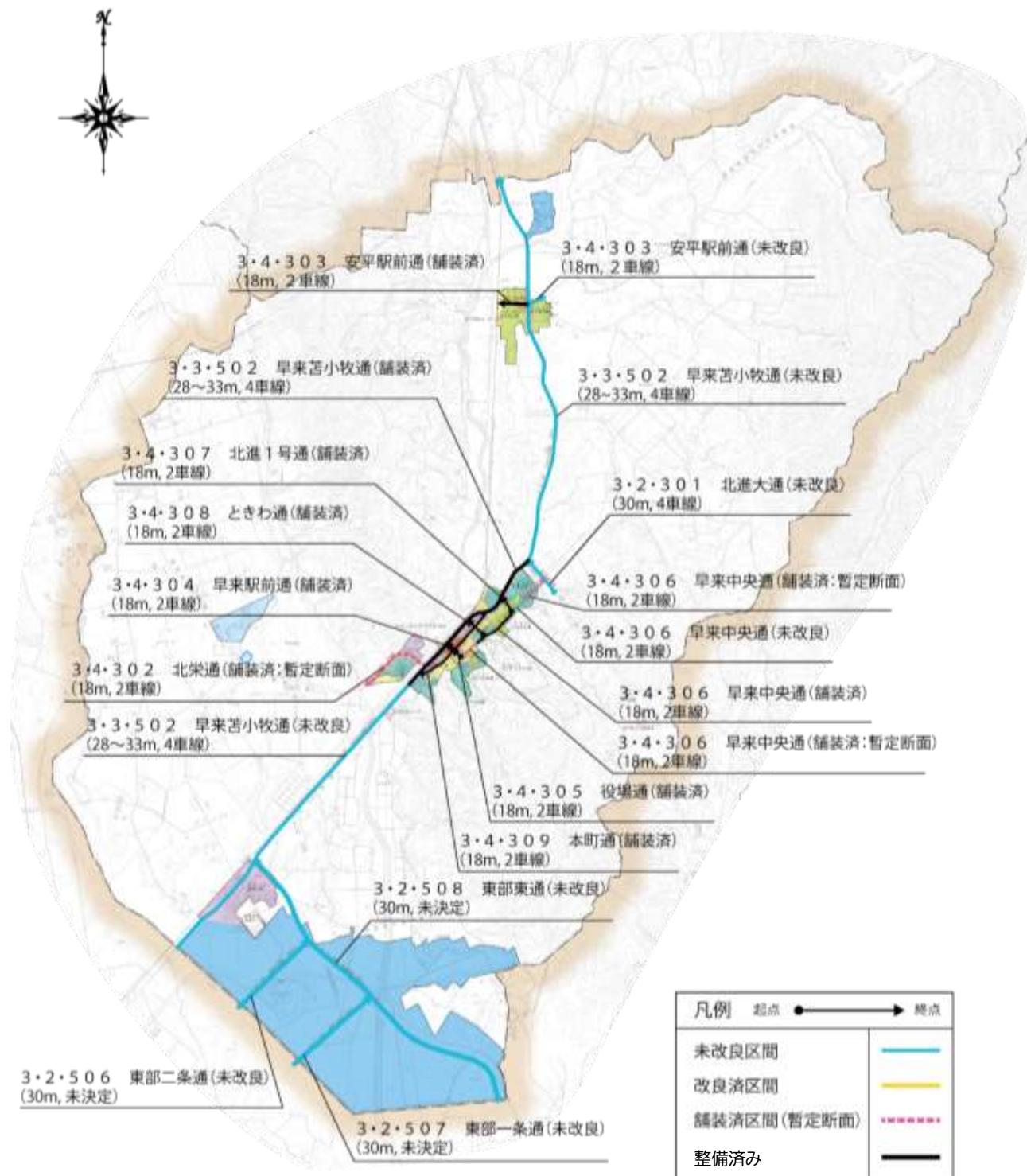


図 都市計画道路の整備状況

### ③ 公共交通機関

鉄道（JR）、あつまバスに加えて、デマンドバス・循環バス・ハイヤーを運行し、高齢者等の移動手段を確保しています。

駅別の乗車人員（5年平均）の推移をみると、各駅とも減少傾向にあります。

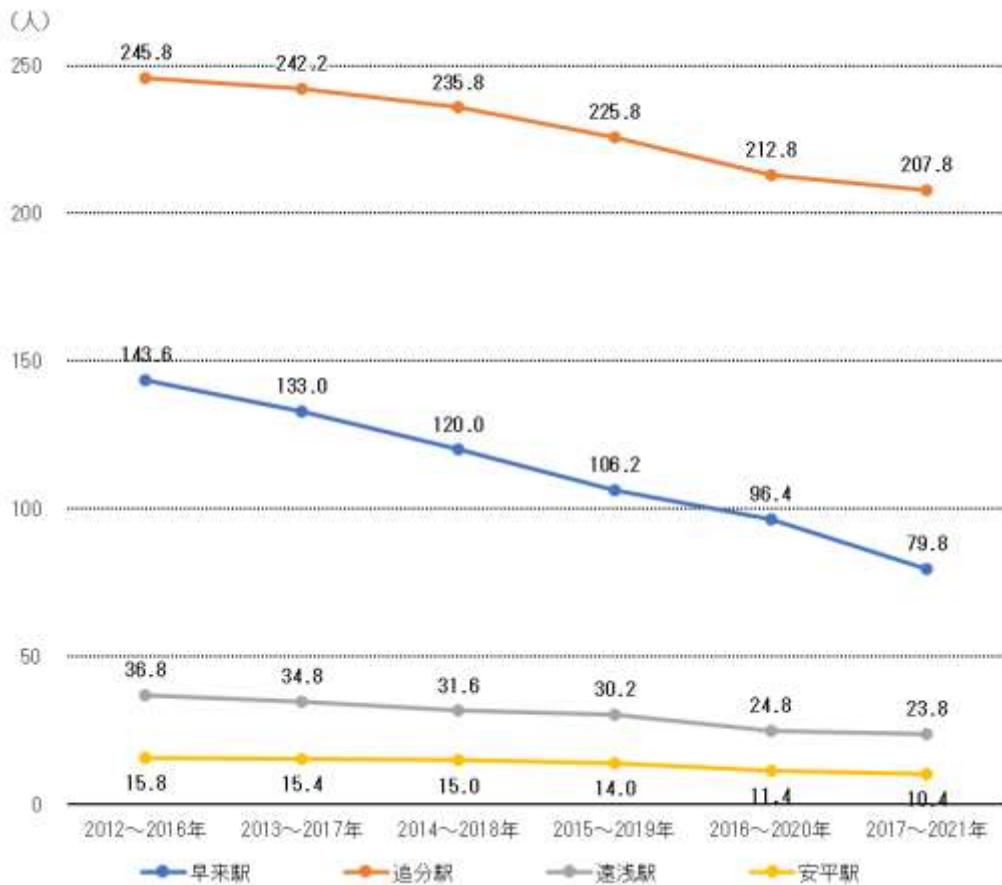


図 駅別乗車人員（5年平均）

※特定日調査（平日）に基づく

資料：JR 北海道「全線区のご利用状況」

## (8) 都市計画公園・緑地

町内の都市計画公園は、概ね供用済みとなっています。

運動公園の安平町ときわ公園は、北海道胆振東部地震で受けた被害の復旧とともに、発災時に避難場所として利用できるよう防災機能の強化を検討中です。また、安平町ときわ公園に隣接する場所には、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画の内容を踏まえたスポーツ・レクリエーション施設の充実を図る方針の下、既存のキャンプ場では区域を拡充し、オートサイト等を造成しました。

また、都市計画公園ではありませんが、追分地域には、日本最古の保健保安林内にある鹿公園を始め、地域の至るところに公園緑地が存在します。

アンケート調査においては、「公園・緑地の使い勝手」に対する満足度は高くなっていますが、「文化・スポーツ・レクリエーション施設の充実」に関しては、満足度が平均をやや下回っています。

表 都市計画公園の整備状況

公園番号		公園名称	種別	2002年（平成14年）		2022年（令和4年）	
				計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
①	2・2・501	栄	街区公園	0.09	0.09	0.09	0.09
②	2・2・502	安平東	街区公園	0.23	0.23	0.23	0.23
③	2・2・503	北進	街区公園	0.09	0.09	0.09	0.09
④	2・2・504	しらかば	街区公園	0.16	0.16	0.06	0.06
⑤	2・2・505	すずらん	街区公園	0.10	0.10	0.10	0.10
⑥	2・2・506	安平西	街区公園	0.16	0.16	0.16	0.16
⑦	3・3・201	遠浅	近隣公園	1.1	1.1	1.1	1.1
⑧	5・4・41	大師ヶ丘	総合公園	10.0	10.0	7.3	7.3
			墓園	—	—	4.2	4.2
⑨	6・5・41	安平町ときわ	運動公園	46.3	26.3	48.6	46.3
		合計		58.2	38.2	60.4	58.1

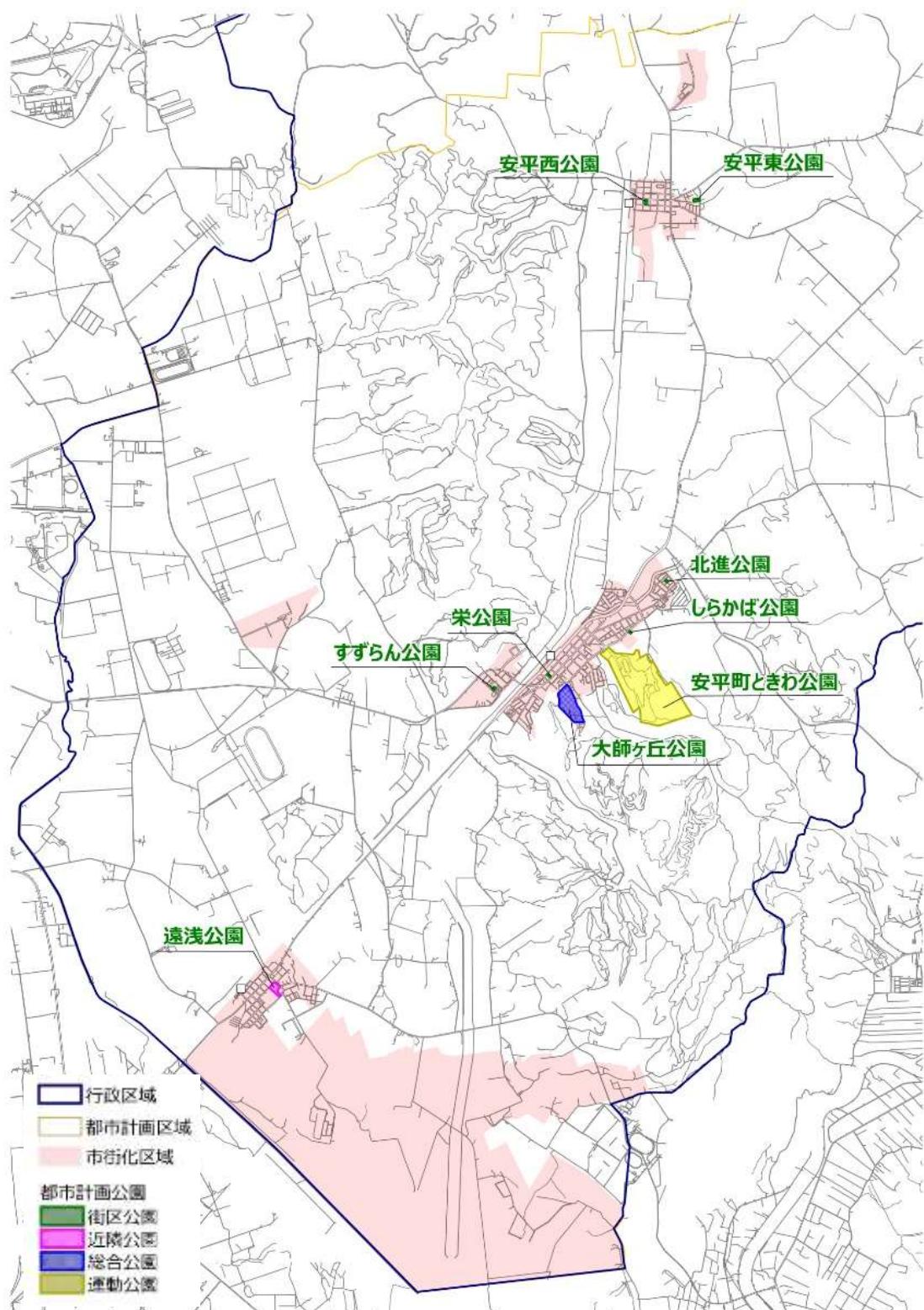


図 都市計画公園

# 安平町都市計画マスターplan

## (9) 下水道

町内には、早来、安平、追分の3つの処理区が存在します。

都市計画区域内の早来、安平地域の下水道処理区域面積は183.1ha、処理人口は3,189人、水洗化人口は2,956人となっています。

公共下水道計画区域外については、適切な生活排水処理と環境保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費の助成を実施しています。

表 下水道の整備状況

処理区名	処理場名	着手年	供給処理年	処理区域面積(ha)			人口(人)		排除方式	処理方針
				全体計画	現事業計画	処理区域	処理人口	水洗化人口		
早来処理区	早来浄化センター	1994年(H6)	2004年(H16)	227.4	173.5	151.4	2,934	2,778	分流式	オキシデーションディッチ法
安平処理区	安平浄化センター	2011年(H23)	2012年(H24)	88.3	35.4	26.7	255	178	分流式	接触酸化法
追分処理区	追分浄化センター	1996年(H8)	2002年(H14)				3,650		分流式	オキシデーションディッチ法

表 安平町の浄化センター一覧

名称	種別	計画決定面積(ha)	最終計画決定年月日	告示番号
早来浄化センター	処理場	1.57	H19.2.16	町告示第18号
安平浄化センター	処理場	0.2	H23.3.31	町告示第30号
追分浄化センター	処理場	—	—	—

## (10) その他の都市施設

安平町ごみ焼却場、早来食肉流通センター、早来斎場の3施設について、都市施設として都市計画決定を行っています。

また、都市施設ではありませんが、追分地域に追分斎場があります。

表 安平町のその他の都市施設一覧

名称	種別	計画決定面積(ha)	最終計画決定年月日	告示番号
安平町ごみ焼却場	ごみ焼却場	1.1	H19.2.16	町告示第20号
早来食肉流通センター	と畜場	12	R5.9.21	町告示第108号
早来斎場	火葬場	0.9	H19.2.16	町告示第21号
追分斎場	火葬場	—	—	—

## 2. 社会情勢の変化

第2次安平町総合計画で整理された社会情勢を踏まえるとともに、第2次安平町総合計画策定以降の社会情勢の大きな変化、及び、都市計画法等関係法令の改正等を踏まえ、都市計画マスタープランの策定に当たって留意すべき社会情勢の変化を整理しました。

### (1) 人口減少・少子高齢化の加速化

我が国の人口は、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少へと転じ、未婚化、晩婚化等による出生数の減少と平均寿命の延伸による高齢者の増加により、世界でも類をみない速さで少子高齢化が進行しています。特に北海道では、若者を中心として首都圏への人口流出と札幌市への人口集中が進んでいることから、多くの自治体で過疎化が進行しており、国の地方創生の取組みを契機として、各自治体で人口減少対策が講じられています。

本町においても人口減少が進行すると予測され、空き家の増加や医療、介護等の社会保障負担の増大、地域経済の減退等、住民生活への直接的な影響が懸念されます。

このため、子育て世代の移住・定住の促進とともに、元気な高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながらいつまでも安心して暮らし続けることができる環境づくりを進める必要があります。

### (2) 環境負荷の少ない暮らしに対する意識の高まり

異常気象の増加や生態系の破壊等、世界規模で環境問題が深刻化していることを背景に、二酸化炭素排出量の抑制や環境保全、循環型社会の形成に向けた取組みが進んでいます。

2015年（平成27年）には、国連サミットにおいて先進国を含む国際社会全体の持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。本町のまちづくりにおいても施策展開の視点として、SDGsとの整合を図ることが求められています。

また、2020年（令和2年）10月、政府は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。この目標を達成するためには、温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

本町では、2006年（平成18年）3月に「安平町環境基本条例」を制定し、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造について基本理念を定めています。「安平町環境基本条例」に掲げる基本理念の実現に向けて積極的な取組みを進めており、2024年（令和6年）には、「安平町ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところです。

町民の再生可能エネルギーに対する意識の高まりを活用しながら、本町が誇る豊かな自然環境・景観を次世代に引き継いでいくため、持続可能な社会の構築に向けた取組みを進めていく必要があります。

## (3) 情報化社会の進展

情報通信技術（ＩＣＴ）の飛躍的な発達、スマートフォン等の情報通信機器の普及等により、様々な分野で容易に情報収集・発信することが可能になる等、人々の経済活動やライフスタイルが大きく変化しています。一方、不正アクセス等のサイバー犯罪や個人情報の漏えい問題も増加していることから、自治体を中心に、組織内の情報を守るための強固なセキュリティ対策が求められています。

本町では、これまで光ファイバ網等の情報通信インフラの整備や、ホームページのリニューアル、エリア放送を活用した「あびらチャンネル」の整備等、情報化社会に対応した様々な取組みを進めてきました。今後も、市街地以外のインターネット環境の改善、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した公共交通の利用促進等、情報通信技術の活用を促進していく必要があります。

## (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による我が国経済への影響は甚大で、製造業やサービス業等の幅広い業種に景気下押しの影響が広がりました。政府としては、経済を内需主導で成長軌道に戻していくことができるよう、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくとしています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、テレワークやワーケーション等の柔軟な働き方が広がったことにより、地方移住や企業の地方移転等の関心が高まっていることから、新千歳空港や苫小牧港に近接した交通の利便性等を活かし企業誘致を促進する必要があります。

また、「三密」を回避した「新たな日常」の構築が求められる中、公園やオープンスペースの重要性、自然の中で余暇を楽しむキャンプやアウトドアへの関心が高まっています。こうした機会を活かして観光客を地域に呼び込むことで新たな地域内消費を生み出し、地域経済を活性化していく必要があります。

## (5) 高齢化率の上昇と健康志向の高まり

医療技術の進歩により平均寿命が伸び、心身共に健康で実りのある生活を希求する健康志向が高まる中、政府による生涯活躍社会の実現に向けた取組みが進んでいます。一方で、広大な面積を有し、急激な高齢化と人口減少が進む北海道では、高齢者の買い物対策や医療・介護等のサービス維持が将来に向けた大きな課題となっており、加えて、利用者の減少による公共交通機関の存続問題等、新たな問題への対応も求められています。

本町の高齢化率は、2010年（平成22年）の国勢調査で初めて30%を超え、2024年（令和6年）3月末には37.4%となり、国の高齢化率と比較しても非常に高い状況です。

地域公共交通や医療・福祉・介護分野におけるサービスの拡充を進めるとともに、これまで整備してきた都市公園等の既存ストックを有効活用して、高齢者世代等の健康の維持増進や地域の交流等への利用を促進する等、健康寿命の延伸に向けた取組みを推進することが必要となっています。

## (6) 子育て・教育環境の充実への期待の高まり

出生率の減少と結婚、出産、育児を契機に女性の離職率が高まる現状を背景として、子育て世代の負担軽減策や社会全体で子育てを支えるための各種制度が拡充されています。また、人口減少社会となった今、学力偏重の社会的風潮を経て、次世代を担うグローバルな人材の育成に必要な教育とは何かが問われる時代へと変化しつつあり、多様な保護者のニーズに沿った特色ある学校づくりや、教育の出発点である家庭教育の重要性が見直されつつあります。

本町では、様々な「学び」から「挑戦」に繋げる独自の教育手法「あびら教育プラン」に取組むとともに、認定こども園・子育て支援センター・児童館・児童センター・放課後児童クラブ等の複合的な子育て支援機能を有する「児童福祉複合施設」を早来地区・追分地区のそれぞれに整備しました。今後も引き続き、子育てしやすい環境や充実した教育環境を形成することが必要となっていきます。

## (7) 持続可能な行財政運営の推進に対する要請の高まり

我が国は、国・地方を合わせた巨額な債務残高を抱え、税収の減少や資材価格の高騰等から非常に厳しい財政状況が続いている、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりや財政健全化に向けた取組みを早急に進めることが重要課題となっています。

一方、地方分権時代において住民に最も身近な行政である市町村は、これまで以上に住民ニーズを的確に把握し、より効率的で効果的な行政運営が求められています。

本町は、学校施設等公共施設の老朽化への対応とともに、多様化する住民ニーズに沿ったサービスの維持・向上に努めながら、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

## (8) コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造への転換に対する必要性の高まり

人口減少・少子高齢化の加速により、空き地・空き家等が増加し、市街地が低密度化する「都市のスponジ化」が進み、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援・公共交通等の生活サービスの提供や地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されます。

また、人口減少や地価の低下に伴う税収の減少により、財政はより厳しさを増すことが予想され、公共施設や道路等の都市基盤施設の老朽化への対応が困難になることが懸念されています。

このため、既存のストックを最大限活用し、鉄道駅を中心としたまちなかや拠点への都市機能の誘導や居住人口の維持、さらには行政だけではなく、住民や民間事業者等が広く連携し地域の価値を高める取組みを行い、周辺部は市街地の拡散を抑制しつつ、多様なライフスタイルに対応したゆとりある生活がおくれるコンパクトなまちづくり、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造への転換が求められています。

## (9) 自然災害の激甚化・頻発化

国では東日本大震災等の教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力強化の向上に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けた「国土強靭化基本計画」を策定しており、北海道では2015年（平成27年）に「北海道強靭化計画」を策定しています。

本町においては、2018年（平成30年）、北海道胆振東部地震が発生し、震度6強を観測する大きな地震となり、多くの町民が被災するとともに、暮らしや地域経済に甚大な被害を及ぼしました。

こうしたなか、本町においては、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守るためにの施策を総合的かつ計画的に推進しており、まちづくりにおいても自然災害の激甚化・頻発化へ対応することが必要となっています。

## (10) 最先端半導体工場の建設

国は、2022年（令和4年）の「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、先端技術・機微技術を保有する等、次世代に不可欠な技術の開発・実装の担い手となる民間企業への資本強化を含めた支援の在り方について検討を行うことを定め、同年11月に民間企業8社の出資により設立された企業による研究開発が採択され、新たに建設する最先端半導体工場の建設地として、北海道千歳市が選定され、その建設が始まっています。

最先端半導体工場の建設に伴い、新たな雇用の発生による人口の増加や従業者の住まいの確保等工場周辺の地域に与える影響は大きく、本計画においてもその影響を考慮する必要があります。

### 3. 町民意識

#### (1) 町民アンケート

本計画の策定にあたり、まちづくりに関連する住民の意向を把握し、計画に反映するため、2022年（令和4年）11月にアンケートを実施しました。

表 アンケート実施概要

調査期間	2022年（令和4年）11月1日～11月22日
調査対象	安平町に住んでいる18歳以上の方から無作為に抽出した1,500人
調査方法	郵送による調査票の配布、郵送又はインターネットによる回答
回収票数	533票、回収率35.3%

##### ① まちづくりに対する満足度・重要度

「自然環境の豊かさ」、「保育所・認定こども園の充実」、「下水道などの排水処理施設整備状況」、「田園景観の美しさ」は、満足度が高く、今後、安平町の強みとして活かしていくべき項目となっています。

一方、「医療・福祉施設の充実」、「日用品の買い物の利便性」、「公共交通機関の利便性」、「道路の整備状況」、「工場・事業所などの働く場」は、重要度が高いものの満足度が低く、今後、重点的に改善することが望まれている項目となっています。

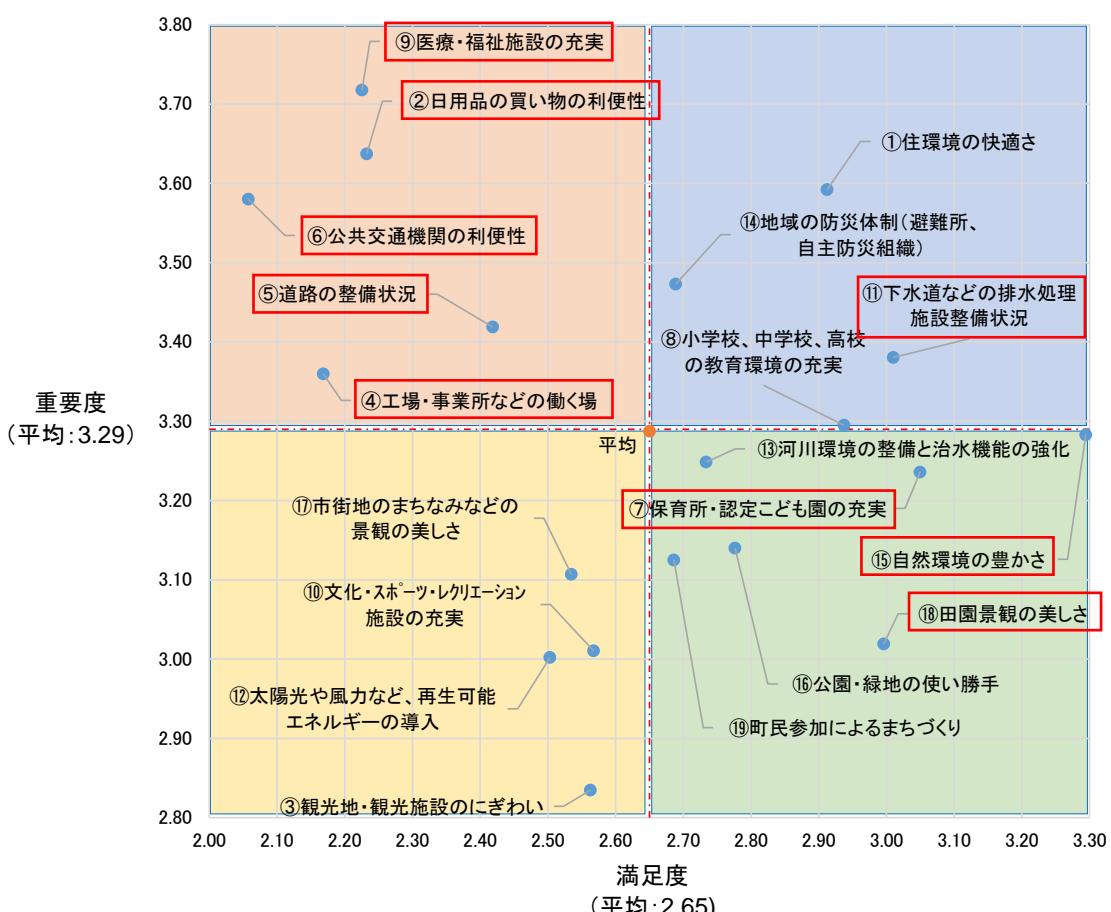
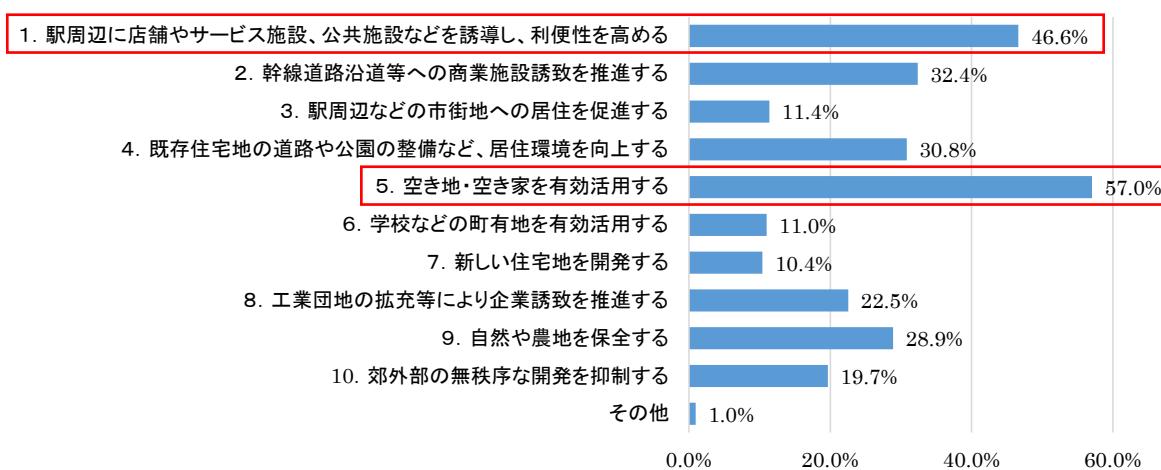


図 満足度と重要度の散布図

## ② 今後、重視するべき取り組み

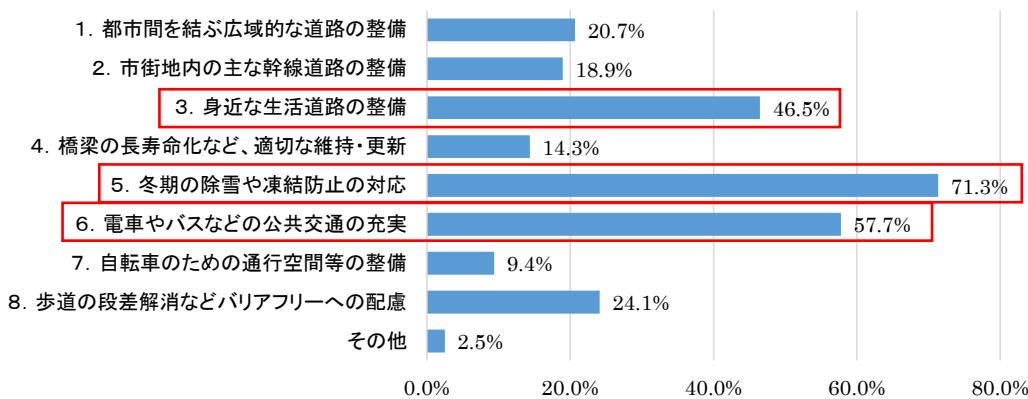
### (ア) 土地利用

土地利用に関する必要な取組みとしては、「空き地・空き家を有効活用する」、「駅周辺に店舗やサービス施設、公共施設などを誘導し、利便性を高める」に対する意向が高くなっています。



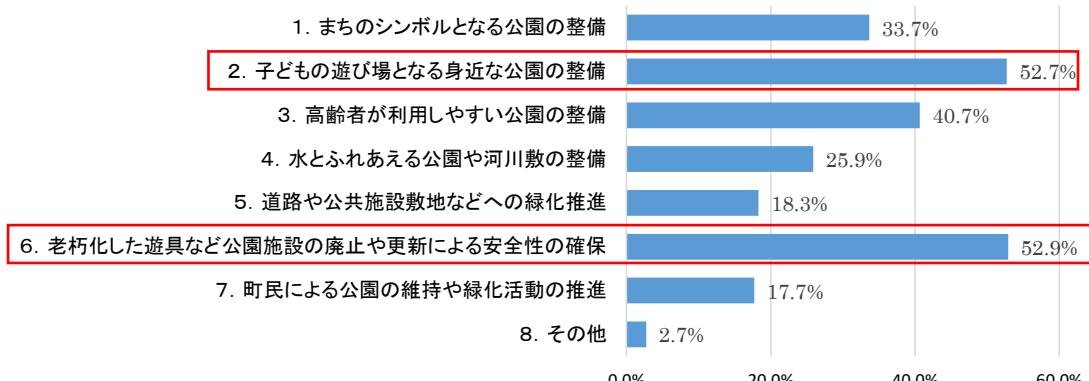
### (イ) 道路・交通

道路・公共交通に関する必要な取組みとしては、「冬期の除雪や凍結防止の対応」、「電車やバスなどの公共交通の充実」、「身近な生活道路の整備」に対する意向が高くなっています。



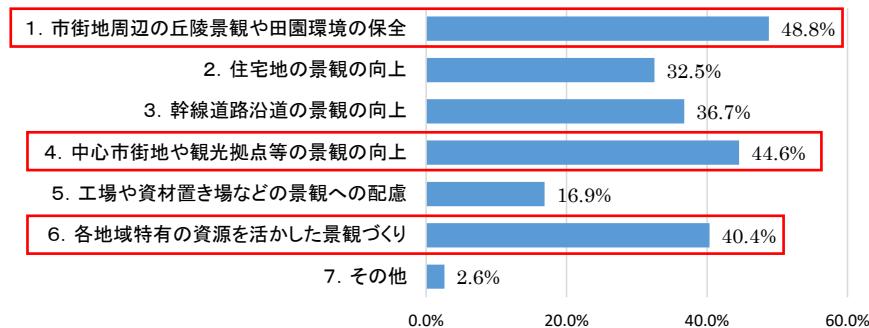
### (ウ) 公園・緑地

公園・緑地に関する必要な取組みとしては、「老朽化した遊具など公園施設の廃止や更新による安全性の確保」、「子どもの遊び場となる身近な公園の整備」に対する意向が高くなっています。



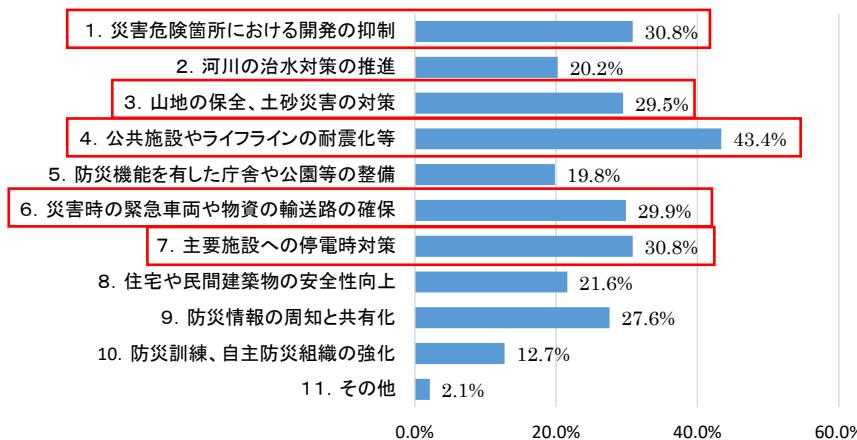
## (エ) 景観

景観に関する必要な取組みとしては、「市街地周辺の丘陵景観や田園環境の保全」、「中心市街地や観光拠点等の景観の向上」、「各地域特有の資源を活かした景観づくり」に対する意向が高くなっています。



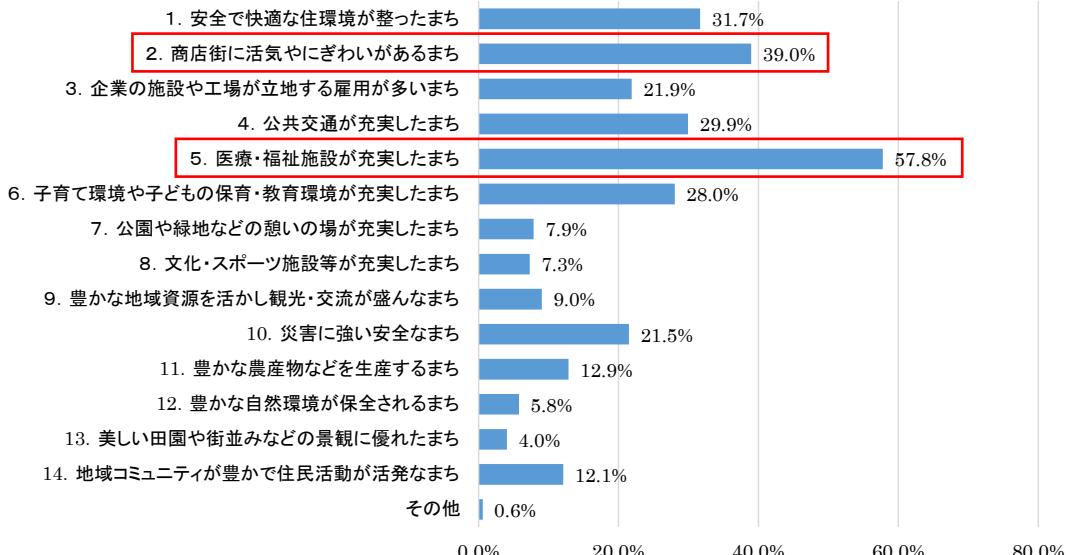
## (オ) 防災

防災に関する必要な取組みとしては、「公共施設やライフラインの耐震化等」、「災害危険箇所における開発の抑制」、「主要施設への停電時対策」、「災害時の緊急車両や物資の輸送路の確保」、「山地の保全、土砂災害の対策」に対する意向が高くなっています。



## ③ 安平町が目指すまちづくりの方向性

安平町が目指すまちづくりの方向性としては、「医療・福祉施設が充実したまち」、「商店街に活気やにぎわいがあるまち」に対する意向が高くなっています。



## (2) 既往の町民意識

上位関連計画で実施したアンケート調査より、町民のニーズを整理しました。

### ① 安平町まちづくり町民アンケート調査

表 アンケート実施概要

調査目的	現安平町総合計画に対する評価と次期総合計画における政策力点に係る町民意向の把握。グラフを用いた人口減少対策の必要性の認知度向上と自然動態対策・社会動態対策の政策力点に係る町民意向の把握。
実施期間	2015年（平成27年）9月7日～9月30日

#### 【買い物先、通院先について】

- 日常生活における日用品（食料品等）の買い物先としては、千歳市が最も多く、次いで安平町内、苫小牧市となっています。移動手段は、自家用車が多くなっています。
- 日常生活における非日常品（衣料品や贈答品等）の買い物先としては、千歳市が最も多く、次いで苫小牧市となっています。移動手段は、自家用車が多くなっています。
- 病院等への通院は、苫小牧市、安平町内がほぼ同程度で、次いで千歳市となっています。移動手段は、自家用車が多くなっています。

#### 【居住意向】

- 居住意向としては、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」が多くなっています。
- 住み続けたい理由としては、「家や土地があるから」、「住み慣れた土地だから」、「友人など人間関係があるから」が多くなっています。
- 住み続けたくない理由としては、「日常の買い物が不便」、「保健・医療サービスや施設が不足」、「道路事情や交通の便が悪い」が多くなっています。

#### 【今後のまちづくり】

- 今後のまちづくりに関しては、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」が多くなっています。

#### 【人口減少対策】

- 社会減少を食い止める政策に関しては、「若者、高齢者などが活躍できる雇用の創出」が最も多く、次いで「起業、新産業誘致への支援」、「移住定住の情報発信、観光・交流拡大、知名度向上」が多くなっています。
- 自然減少を食い止める政策に関しては、「子育てと仕事の両立しやすい環境の整備」が最も多く、次いで「保育料軽減や奨学金制度の充実など経済負担軽減」が多くなっています。

## ② 安平町復興まちづくりに関する町民意向調査

表 アンケート実施概要

調査目的	北海道胆振東部地震からの復旧・復興に向け、安平町復興まちづくり計画策定にあたって、被災時の避難行動や復興のまちづくりに関する意向を把握。
実施期間	2019年（令和元年）5月17日～6月3日

### 【発災時の避難行動】

- 震災直後の避難については、「避難しなかった」、「できなかった」の割合が高くなっています。
- 最初に避難した場所は、避難所が最も多くなっています。地区別では、遠浅地区は車中泊が多く、早来地区、追分地区、町外では親戚・知人宅等が多くなっています。
- 避難した場所までの移動手段は、自家用車の割合が最も高くなっています。
- 避難した理由は、「停電や断水など自宅で生活するのが不安な状態だったから」が最も多く、次いで、「余震がまだ続くと思ったから」となっています。安平地区及び遠浅地区では、「自治会町内会や家庭内でその場所に避難することを決めていたから」の割合も高く、日常の防災意識が高かったことがうかがえます。
- 避難しなかった理由は、「自宅が安全だと思った・避難の必要がなかったから」が最も多くなっています。
- 災害時、生活する中で特に必要と感じた情報は、「電気・ガス・水道の復旧状況」が最も多くなっています。次いで、「ガソリン、灯油などの燃料供給状況」、「食料などの支援物資の提供情報」、「スーパーや小売店などの営業情報」となっており、生活インフラの復旧や飲食料品の確保に関する情報が特に必要であったことがうかがえます。

### 【災害に強いまちづくり】

- 「電気・ガス・電話・公共交通網などの防災機能の強化」、「道路・上下水道など公共インフラの復旧・機能強化」の割合が高くなっています。また、「被災時の情報伝達手段の確保」も高い関心が示されており、多様な情報伝達手段の活用が必要であることがうかがえます。

## ③ 安平町地域公共交通計画 住民アンケート調査

表 アンケート実施概要

調査目的	安平町民の移動実態（生活圏や移動頻度、移動時間帯等）や今後の運転意向や公共交通に対するニーズから移動困難者の把握を目的に調査を実施しました。調査結果を地区別や個人属性別で集計を行うことで、地区ごとに異なるニーズの明確化や真に公共交通を必要としているターゲット層を把握します。
配布日	2021年(令和3年)9月4日

## 【自動車の保有・利用状況】

- 75歳以上になると免許を持っていない割合が高く、移動手段の確保が必要になっています。一方で高齢になっても運転をやめない意識が高く、公共交通による輸送手段の確保や免許返納しやすい環境づくりが必要となっています。

## 【外出時に困っていること】

- 75歳以上の高齢者は外出の際の移動に困っている割合が高く、その理由として約3割が「公共交通は時間が合わない」と回答しています。また、2割弱が「家族や知人に頼るしかない」と回答しており、公共交通の運行時間帯の再構築や送迎に頼らない自立的な移動の支援方策を考える必要があります。

## 【公共交通について優先度の高いもの】

- 今後の公共交通の取組み方策としては、ニーズに合わせた運行の時間帯や曜日運行等、選択と集中による公共交通サービスの提供が有効とする回答が高い割合となっています。目的別の移動時間では、買物や通院において、特に午前中の移動が多いことから、午前中の公共交通サービスの充実と午後の運行の削減等による効率的で効果的な運行形態の見直しが有効と考えられます。

## 4. 前計画の振り返り

前計画の分野別方針について、計画策定時からのデータの推移、アンケート調査の満足度等を用いて、計画の進捗状況や効果等について振り返りを行いました。

### (1) 土地利用の方針に関する振り返り

施策	振り返り
① 「緑のゾーン」の保全、 レクリエーション活用	<p>本町の地目別土地利用の推移をみると、山林は 420ha の減少となっています。計画的な除間伐や植林による森林整備等に努めるとともに、無秩序な開発の防止が必要となっています。</p> <p>レクリエーションの場としては、平成 17 年から平成 30 年の観光動向調査をみると、観光入込客数は 30~40 万人で推移しており、令和元年の道の駅あびら D51 ステーションの開業を機に大幅に増加しています。</p> <p>アンケート調査においても「自然環境の豊かさ」に対する満足度は高くなっていますが、「観光地・観光施設のにぎわい」に関しては、満足度の平均をやや下回っています。</p>
② 田園空間の基礎となる 優良・集団農地の保全	<p>本町の地目別土地利用の推移をみると、田は 32ha の減少となっているものの、畑は 492ha の増加となっています。アンケート調査においては「田園景観の美しさ」に対する満足度は高くなっていますが、今後も本町の景観を特徴づける丘陵地に広がる牧場や畑の保全を図ることが必要です。</p>
③ 安全で快適・機能的な市 街地形成	<p>遠浅地区に分譲住宅地「アイリスタウン」を整備し、良好な住環境の提供を図っています。</p> <p>しかし、市街化区域の人口は減少傾向となっており、地目別土地利用面積の推移でも、未利用宅地の面積が増加するとともに、建築敷地が減少しています。</p> <p>アンケート調査においては、「住環境の快適さ」に対する満足度は高いものの、「空き地、空き家を有効活用する」ことに対する要望が高くなっています。</p>
④ 町に活力を与える産業 用地の整備、確保	<p>町内に、安平工業団地、追分工場適地、北町工業団地、臨空工業団地、苦小牧東部地域の 5箇所の工業団地があり、工場誘致を促進しています。</p> <p>町内の製造業の事業所数は、2019 年（令和元年）は 17 事業所であり、横ばいで推移しています。</p> <p>2005 年（平成 17 年）から 2018 年（平成 30 年）の観光動向調査をみると、観光入込客数は 30~40 万人で推移しており、令和元年の道の駅あびら D51 ステーションの開業を機に大幅に増加しています。</p> <p>アンケート調査においても「工場・事業所などの働く場」に対する満足度は低くなっています。</p>
⑤ 便利で魅力的な商業地 の再整備	<p>町内の商業施設（スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア等）は 12 箇所で、国道 234 号、道道千歳鶴川線の沿道に立地しています。</p> <p>早来大町地区、早来栄地区については、地区計画により沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに良好な市街地の形成を誘導しています。</p> <p>アンケート調査においては、「日用品の買い物の利便性」に対する満足度は低く、「コンビニ、日用品等の物販施設」の必要性が高くなっています。</p>

## (2) 市街地の開発及び再開発の方針

施策	振り返り
① 都市基盤の先行的・一体的整備	遠浅地区に、道路、公園、下水道等都市基盤の整った分譲住宅地「アリスタウン」を整備し、良好な住環境の提供を図っています。 用途地域は、あけぼの地区の工場跡地を準工業地域から第1種中高層住居専用地域に変更し、あけぼの公営住宅を整備する等、適切な用途地域の選定や効率的な土地利用誘導を推進しています。
② 道路整備と一体となつた市街地更新	国道234号沿道の早来大町地区は、地区計画を策定し、沿道にふさわしいサービス施設の立地を誘導するとともに、良好な市街地の形成を図っています。
③ きめの細かい、地区の特性にあった市街化誘導と建築誘導	早来大町地区、早来栄地区については、地区計画により沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに、良好な市街地の形成を誘導しています。

## (3) 交通体系の整備の方針

施策	振り返り
① 都市の交通体系の確立	鉄道、あつまバスに加えて、デマンドバス・循環バス・ハイヤーを運行し、高齢者等の移動手段を確保しています。 広域交通骨格となる主要幹線道路（3・3・502 早来苦小牧通）と安平駅、早来駅をつなぐ都市計画道路は、改良済みとなっています。また、早来駅は、駅前広場として3,705m <sup>2</sup> が供用済みとなっています。 アンケート調査においては、「公共交通の利便性」に対する満足度は低く、「駅やバス等の公共交通」の必要性が高くなっています。
② 段階構成の構築	主要幹線道路としては、3・4・302 北栄通、3・3・502 早来苦小牧通、3・2・508 東部東通の3路線が位置づけられており、このうち3・3・502 早来苦小牧通の早来市街化区域内が改良済みとなっています。 幹線道路としては、3・2・301 北進大通、3・4・304 早来駅前通、3・2・506 東部二条通、3・2・507 東部一条通の4路線が位置づけられており、このうち3・4・304 早来駅前通が改良済みとなっています。 補助幹線道路としては6路線が位置づけられており、このうち3・4・303 安平駅前通と3・4・306 早来中央通に未改良区間が残っていることを除き改良済みとなっています。
③ 都市計画道路の整備	都市計画道路の整備率は57.8%となっており、長期未着手の区間を含む路線が7路線あります。 アンケート調査においては、「道路の整備状況」に対する満足度は低くなっています。
④ 歩行者・自転車ネットワークの整備	2015年度（平成27年度）から2018年度（平成30年度）にかけて、国道234号の遠浅地区的歩道の整備が実施されました。道道豊川遠浅停車場線、舞鶴追分線への歩道設置については、引き続き関係機関へ要望を行っていくことが必要です。

施策	振り返り
⑤ 費用便益を考慮した道路の整備順位の設定	町道については、安平町道路整備計画に基づき整備を進めてきましたが、北海道胆振東部地震の災害復旧等の影響により、未整備となっている路線もあります。今後も引き続き財源確保しながら計画的に整備を行っていく必要があります。
⑥ 都市防災機能の強化	北海道胆振東部地震において甚大な被害を受けた道路、橋梁、河川、上下水道等の公共インフラの早期復旧に取組みました。 また、災害に強い基盤づくりとして、災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備、防災倉庫の整備及び備蓄体制の強化、避難場所の機能強化、情報通信体制の強化、企業と連携した災害時の非常用電源の確保に取組みました。 アンケート調査においては、「河川環境の整備と治水機能の強化」、「地域の防災体制（避難所、自主防災組織）」の満足度は平均をやや上回っています。また、「公共施設やライフラインの耐震化等」に対する要望が多くなっています。

#### (4) 自然環境の保全及び都市景観形成

施策	振り返り
① 都市規模、人口規模にあつた公園の整備	町内の都市計画公園は、概ね供用済みとなっています。 運動公園の安平町ときわ公園は、北海道胆振東部地震で受けた被害の復旧とともに、発災時に避難場所として利用できるよう防災機能の強化を検討中です。また、安平町ときわ公園に隣接する場所には、千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画の内容を踏まえたスポーツ・レクリエーションの拠点として、官民連携により賑わいをもたらせています。 アンケート調査においては、「公園・緑地の使い勝手」に対する満足度は高くなっていますが、「文化・スポーツ・レクリエーション施設の充実」に関しては、満足度が平均をやや下回っています。
② 自然緑地の保護と活用	地目別土地利用面積の推移をみると、森林原野の面積に大きな変動は無く、自然緑地の保全は図られていると考えられます。 北海道胆振東部地震で被災した鹿公園、安平町ときわ公園及び安平町ときわキャンプ場の復旧を実施しました。 約 30ha の菜の花畑や桜並木等、町内の各所で四季折々に花が咲き、観光客等が来ています。 アンケート調査においても「自然環境の豊かさ」に対する満足度は高くなっていますが、「観光地・観光施設のにぎわい」に関しては、満足度の平均をやや下回っています。
③ 都市内緑化の推進	早来駅前の国道 234 号沿線の花壇は、地元自治会や町内企業等で構成する「ビューティサポート R234」によって管理されています。 また、安平町ときわ公園下の花壇等、町内各所で緑化活動が行われています。
④ 環境負荷の軽減	地目別土地利用面積の推移をみると、森林原野の面積に大きな変動は無く、自然緑地の保全は図られていると考えられます。 アンケート調査においては、「太陽光や風力など、再生可能エネルギーの導入」に対する満足度は平均をやや下回っています。
⑤ 親しみある早来らしい都市景観の形成	アンケート調査においては、「田園景観の美しさ」に対する満足度は高くなっていますが、「市街地のまちなみなどの景観の美しさ」に対する満足度は平均をやや下回っています。

## (5) 上下水道等の整備方針

施策	振り返り
① 上水道の安定供給	<p>水道事業については、安全で安定した水道水の供給体制の確立に向けて、2017年（平成29年）4月に簡易水道事業等を統合し上水道事業への移行を行いました。</p> <p>北海道胆振東部地震を踏まえ、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、追分地区と早来地区を結ぶ緊急連絡管の新設事業に着手しました。</p>
② 公共下水道の整備促進	<p>町内の下水道処理区域面積は173.7ha、処理人口は3,187人、水洗化人口は2,913人です。</p> <p>アンケート調査においては「下水道などの排水処理施設整備状況」に対する満足度は高くなっています。</p> <p>下水道事業については、清潔で快適な生活の維持と環境保全を図るため、安平町全処理区において供用開始となっています。今後は、老朽化対策等の事業を計画的に推進することが必要です。</p> <p>公共下水道計画区域外については、適切な生活排水処理と環境保全を図るために、合併処理浄化槽の設置費の助成を実施しました。</p>

## 5. 都市づくりの課題

本町の現状、本町を取り巻く社会情勢を踏まえるとともに、町民アンケート結果や既往の町民意向の整理、前都市計画マスタープランの振り返りを踏まえ、都市づくりの課題を整理しました。

### ① 人口減少・少子高齢化への対応

2008年（平成20年）をピークに日本の総人口は、人口減少・少子高齢化の局面に入っています。本町においても少子高齢化・人口減少が進行しており、前計画の人口フレームを下回る状況となっています。

このため、本町の強みである充実した子育て・教育環境を活かし、若い世代の定住・移住を促進することにより、人口減少・少子高齢化の影響を低減することが求められます。

### ② 持続可能なまちの形成に向けた土地利用の転換

人口減少に伴い市街地の人口密度の低下と、空き地、空き家等の増加が進行するものと考えられます。

これらにより、生活利便性の低下や防犯、防火、衛生、景観等への影響、行政サービスの非効率化やまちの魅力の低下等、さまざまな問題を生じさせることが懸念されます。

このため、一定の人口密度を保ちながら、都市機能を維持するコンパクトなまちづくりが求められています。

また、用途廃止となった公共施設等の大規模な未利用地等は、地域振興を図るため、周辺の環境との調和を図りながら、適正な土地利用の転換を図ることが求められています。

### ③ 公共交通の維持・充実に資するコンパクトなまちづくり

高齢化の進行とともに、車の運転が困難になる高齢者が増加すると予想されることから、公共交通の重要性が高まるとともに、環境負荷の低減の観点からも自家用車から公共交通への転換を促進することが求められています。

本町においては、通勤、通学、通院、買い物等、多様な目的で、苫小牧市、千歳市等の周辺地域へ移動するが多くなっていますが、自家用車の利用が多くなっています。

本町では鉄道、路線バスに加えて、デマンドバス・循環バス・ハイヤーを運行し、高齢者等の移動手段を確保していますが、アンケート調査では「公共交通」の改善が望まれています。

周辺市町への移動をはじめ、町内の移動が円滑にできるよう、公共交通の維持・充実を図ることが必要であるとともに、公共交通の利用がより一層図られるような、コンパクトなまちづくりが求められています。

## ④ 美しい丘陵に囲まれた田園景観の保全と活用

新型コロナウイルス感染症の拡大により、公園やオープンスペースの重要性、自然の中で余暇を楽しむキャンプやアウトドアへの関心が高まっています。アンケート調査では「自然環境の豊かさ」や「田園風景の美しさ」に対する満足度が高くなっています。

自然環境の豊かさや田園風景の美しさを強みとしたグリーンツーリズム等の観光・交流を促進するため、自然環境や田園景観の保全を図ることが必要となっています。

## ⑤ 都市基盤の老朽化への対応

これまで本町においては、道路、公園、上下水道や公共施設等の都市基盤の整備を進めてきましたが、今後、都市基盤の老朽化が進み、更新、整備等が必要となる施設が生じます。

この一方で、生産年齢人口の減少等により社会経済情勢の変化による税収の落ち込み、高齢化の進行による社会保障費の増加等が懸念されています。

都市基盤施設の維持、更新に当たり、その必要性や適正配置を改めて検討し、より効率的な活用を検討することが必要です。

## ⑥ 激甚化・頻発化する災害の被害低減に向けた取組み

2018年（平成30年）に北海道胆振東部地震が発生し、町民の生活や、地域経済に大きな被害を与えました。また、地球温暖化に伴う気候変動により、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、従来の想定を超える被害が発生することが頻発しています。本町では、町内を南北に安平川が通っていることから、市街地のなかには浸水想定区域に含まれる場所があります。

さらに、市街化区域内には、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域があります。

今後は、自然災害による被害の防止と低減を図るために、災害危険箇所における開発、居住の抑制が求められます。また、発生しうる自然災害を想定し、防災、減災対策とともに避難対策を推進する等、災害に強い都市づくりが必要となっています。

## 第2章 全体構想

### 1. 都市づくりの理念

「第1章 都市の現状と都市づくりの課題」を踏まえ、都市づくりの分野として目指すべき都市づくりの基本的な考え方を設定しました。

#### ●美しい丘陵に囲まれた自然環境と都市活動のための土地利用が調和した美しいまちづくり

丘陵地・田園地帯・牧場の緑、安平川・遠浅川・瑞穂ダムの水等の豊かな自然が育まれるなかで、住宅地、商業地、工業地、公共公益施設用地等での都市活動を行うために、自然環境と調和するまちづくりを目指します。開発と保全のメリハリをつけ、自然とふれあう機会を創出できる土地利用を図ります。カーボンニュートラルの推進、脱炭素社会の実現等の環境にやさしいまちづくりを目指します。

#### ●コンパクトで暮らしやすいまちづくりと市街地間の連携

空き地・空き家等を有効活用するとともに、公園や道路、下水道等の都市基盤を適切に維持し、鉄道駅を中心としたコンパクトで暮らしやすい市街地を形成します。また、道路網や公共交通等の交通インフラを整えることにより、地域間の連携を強化します。

豊かな自然に囲まれたゆとりある居住環境を提供することで、若い世代の移住、定住の促進を図ります。

#### ●拠点エリア間の連携による都市機能の提供

買い物、医療、子育て世代や高齢者への支援等、暮らしに必要なサービスについて、拠点エリア間の特性に応じた役割分担を図っていくために、公共交通等での連絡性を確保していく等、誰もが必要とする都市機能にアクセスしやすいまちを形成します。

#### ●恵まれた立地条件を活かした適切な開発誘導

本町の、苫小牧市や千歳市・新千歳空港に近接し道都札幌市までも1時間圏という、道内主要都市・主要拠点・交通結節点への近接性を活かし、社会経済情勢を見通したなかで、近隣都市と連携を図りながら、良好な居住地や雇用の場を確保するため、適正な開発誘導を図ります。

#### ●災害に強いまちづくり

2018年（平成30年）に北海道胆振東部地震が発生し、震度6強を観測する大きな地震となり、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、停電等、多くの町民が被災しました。本町は、南北に流れる安平川沿いに市街地が形成されていることから、市街化区域も浸水想定区域に含まれています。また、早来地区の市街化区域南東部には土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域があります。これらの自然災害による災害リスクの軽減を図るため、災害が想定される区域においては、防災対策の状況や地域特性等を考慮しながら、適切な土地利用を図り、災害に強いまちを形成します。

## 2. 将来都市像

本町は、安平川・遠浅川沿いに広がる平坦地とその周囲の丘陵地で構成されています。安平川沿いに鉄道駅を中心とした市街地が分布し、その周囲は丘陵地で囲まれており、牧場や畠等の牧歌的な風景、畠一面に咲き誇る菜の花畠等、四季折々の美しい景観を形成しています。

第2期安平町総合計画では、人口減少化においても、“あびらの強み”を活かして、あらゆる世代の人たちができる範囲でまちづくりに関わりながら、みんなでこのまちの未来を創る“未来に向かって駆けて行く”姿をイメージし、「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」をまちづくりの将来像としています。

都市づくりの理念を踏まえつつ、第2期安平町総合計画が掲げるまちづくり将来像の実現に向け、安平町都市計画マスターplanで目指すべき将来都市像を「美しい丘陵に囲まれた誰もが暮らしやすいまち」とします。

### 美しい丘陵に囲まれた 誰もが暮らしやすいまち

## 3. 将来都市構造

将来都市像の実現に向け、将来都市構造は、安平町総合計画基本構想の「まちの将来都市構造」を踏まえ、次のように設定します。

### ＜将来都市像の実現に向けた目指すべき都市構造＞

#### 4 地区を結ぶコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造

「まちの将来都市構造」では、「本町が持つ地域特性や魅力を活かしながら、各地域が強く結ばれ、他市町村とも広く連携しつつ、暮らしやすい、個性あるまち」としています。

この考え方のもと、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への転換を図り、早来駅・安平駅・遠浅駅・追分駅周辺の拠点性を高め、それぞれの拠点を道路や公共交通でネットワークすることにより、持続可能なまちづくりを推進します。

早来駅・安平駅・遠浅駅周辺は、都市計画区域で市街化区域となっており、都市計画法によって無秩序な市街地の拡大は抑制されていますが、人口減少に伴い空き家、空き地の増加等、市街化区域の人口密度の低下が懸念されます。

一方で、整備したアイリスタウンや安平工業団地、北町工業団地、臨空工業団地は、完売の状況にあり、郊外部における開発ニーズがみられます。また、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地・森林等、豊かな自然環境が形成されています。このため、安平・早来・遠浅地域においては、農林業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、引き続き区域区分を定めます。

追分地域については、旧国鉄の機関区が設置され、鉄道のまちとして発展しましたが、国鉄分割民営化の影響から人口が大幅に減少しており、大幅な人口の増加や産業用地等の開発ニーズが小さいことから、当面は都市計画区域に含めないこととします。

しかしながら、追分駅周辺には、住宅地周辺に公共施設や商業施設が立地する居住しやすい市街地を形成していることから、その保全に努めるとともに、農地や森林と調和した良好な居住環境の保全に努めることを基本とします。

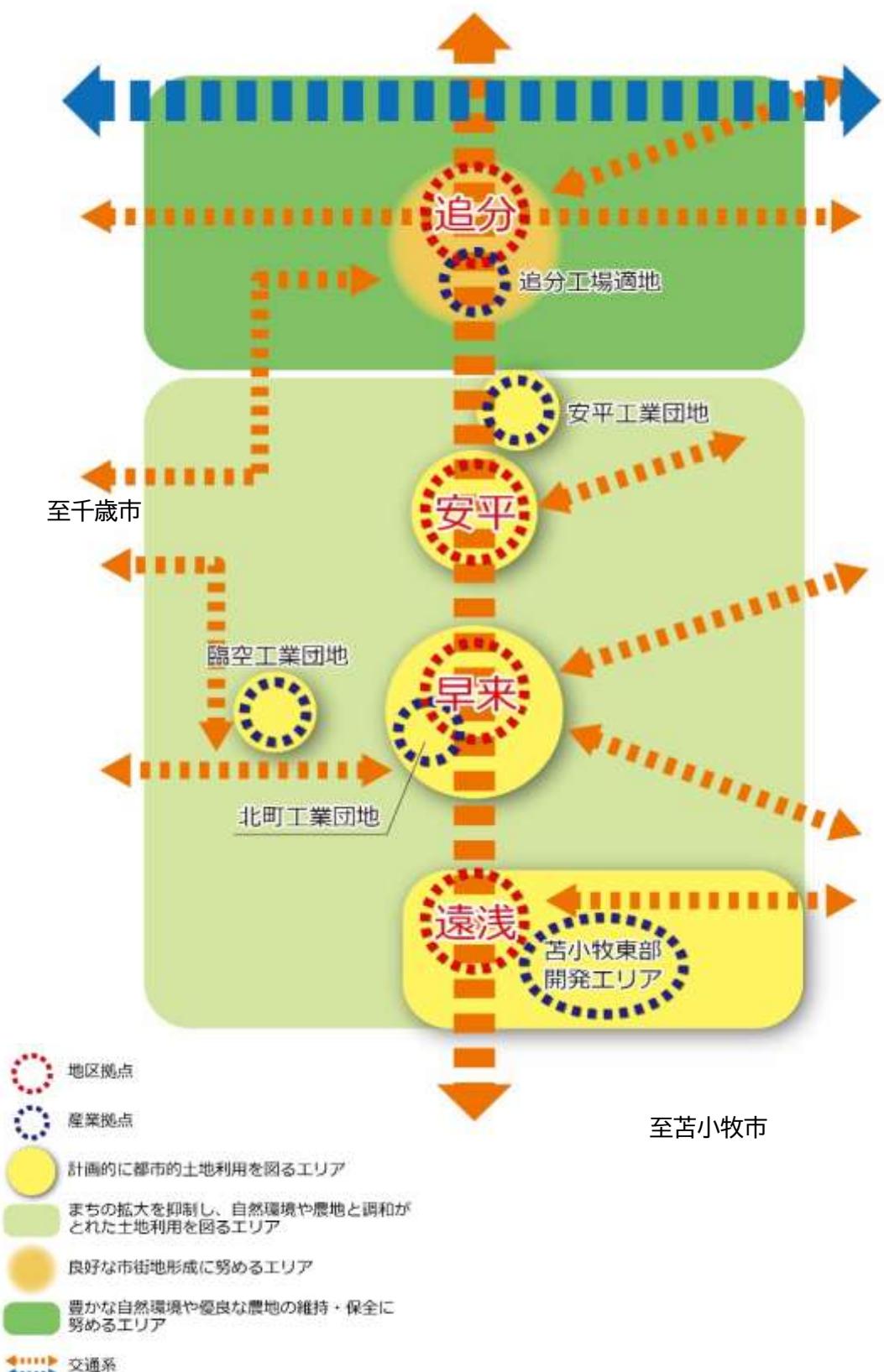


図 将来都市構造のイメージ

## (1) 拠点

### ① 地区拠点

早来駅、安平駅、遠浅駅、追分駅周辺を都市機能と人口を集積・保持していく「地区拠点」として位置づけます。鉄道をはじめとした公共交通の利便性、行政機能、商業・業務、医療・福祉等の都市機能を集積・維持することにより、利便性の高い拠点として形成します。

### ② 産業拠点

工業団地等を産業拠点と位置づけ、本町の産業や雇用を支える拠点として形成します。

### ③ 緑の拠点

本町を代表する公園等のオープンスペースを緑の拠点と位置づけ、日々の生活にうるおいを与えるとともに、自然や地域資源を活かしたスポーツ・レクリエーション、憩いの拠点として形成します。

## (2) 軸

### ① 広域交流軸

道央圏と道東の主要都市を結ぶ高規格幹線道路は都市間ネットワークを形成する広域交流軸と位置づけます。

### ② 地域連携軸

町内の地区拠点間や周辺地域との連携を担う幹線道路、及び鉄道、バスなどの公共交通ネットワークを地域連携軸と位置づけます。

### ③ 水辺の軸

良好な水辺空間の形成に向け、本町を南北に流れる安平川をはじめ、支安平川、トキサラマップ川、遠浅川等を水辺の軸と位置づけます。

### ④ 緑の軸

東部及び西部に広がる森林を緑の軸として位置づけます。本町の魅力である美しい丘陵に囲まれた景観を守り、育てるための骨格となる緑の軸として位置づけます。

### (3) エリア

#### ① 計画的に都市的土地利用を図るエリア

住宅用地、商業用地、産業用地が調和した良好な市街地として形成し、行政機能、商業・業務、医療・福祉等の都市機能の集積・維持を図るエリアを「計画的に都市的土地利用を図るエリア」と位置づけます。

#### ② まちの拡大を抑制し、自然環境や農地と調和がとれた土地利用を図るエリア

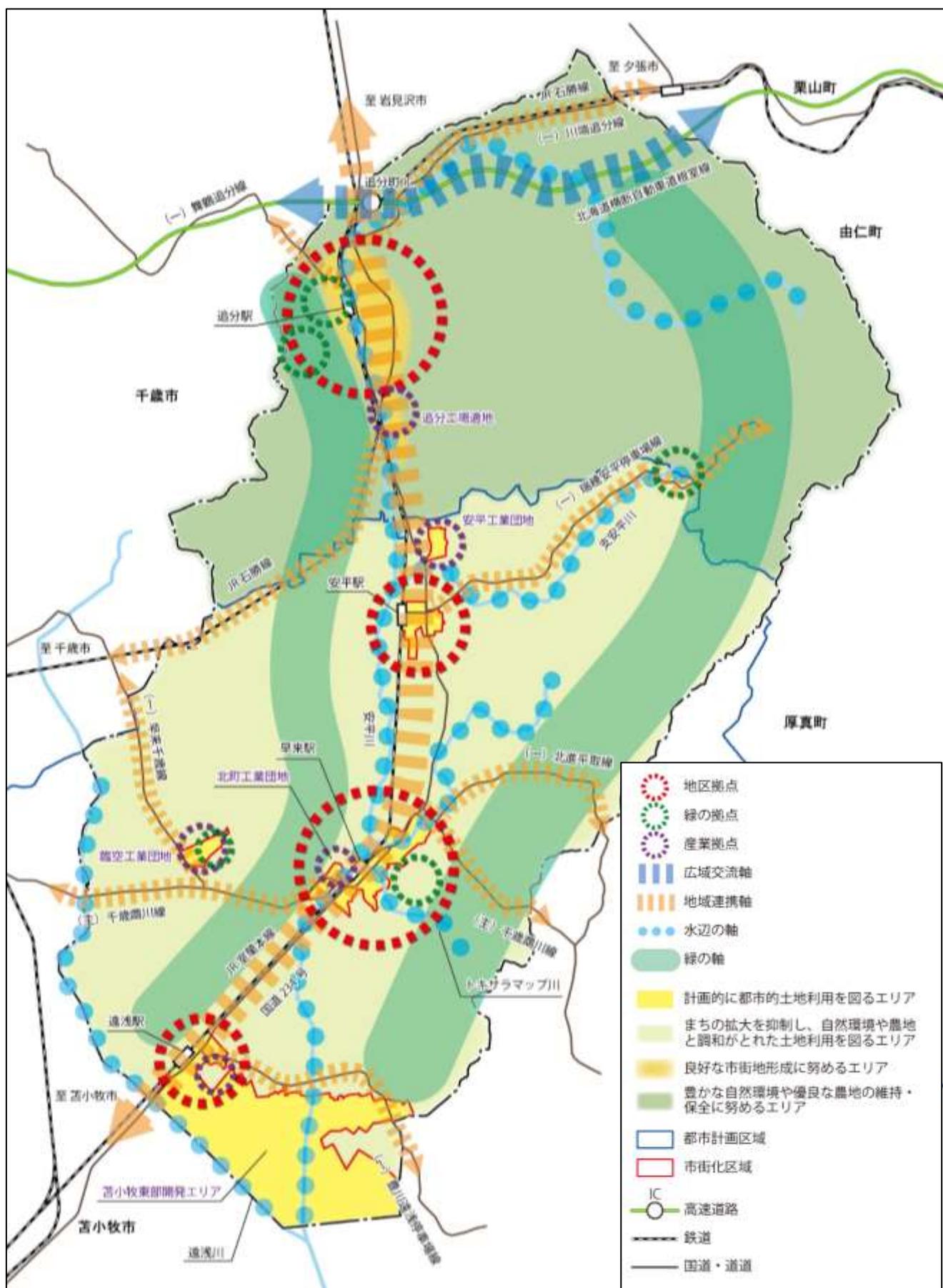
計画的に都市的土地利用を図るエリアの周辺を囲む美しい丘陵の景観が広がるエリアを「まちの拡大を抑制し、自然環境や農地と調和がとれた土地利用を図るエリア」と位置づけ、農地、森林の保全を基本としつつ、豊かな自然環境を活かしたレクリエーションや自然とのふれあいを楽しめる場として形成します。

#### ③ 良好な市街地形成に努めるエリア

追分駅周辺のエリアは、周辺の農地や森林と調和したゆとりある市街地である「良好な市街地形成に努めるエリア」と位置づけ、まとまりのある市街地形成の促進に努めます。

#### ④ 豊かな自然環境や優良な農地の維持・保全に努めるエリア

良好な市街地形成に努めるエリアの周辺を囲む美しい丘陵の景観が広がるエリアを農地、森林の保全に努めつつ、豊かな自然環境の保全・活用を図る「豊かな自然環境や優良な農地の維持・保全に努めるエリア」と位置づけます。



## 図 将来都市構造図

## 4. 分野別都市づくりの方針

庁内関連部局等との連携・調整を図りながら、土地利用、道路・交通、緑、防災、その他都市施設等の分野に分けて、方針を設定しました。

### (1) 土地利用の方針

#### ① 基本方針

本町における土地利用は、これまでのまちづくりに関する方向性を継承しながら、総合的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、将来都市構造の実現のため各種制度を運用し、適正な誘導を図ります。

#### (ア) 市街化区域

住宅用地、商業用地、産業用地が調和した良好な市街地として形成し、行政機能、商業・業務、医療・福祉等の都市機能の集積・維持を図ります。

地区の特性に応じたまちづくりを進めるために、基本となる用途地域との整合を図りながら、必要に応じて地区計画制度等の活用を図ります。

また、都市施設との関連を十分に考慮し、適正かつ合理的な土地利用の実現を目指します。

既成市街地において、土地利用を見直す必要が生じた場合は、用途地域の見直し等を適切に進めるとともに、必要に応じて地区計画制度等の活用により、計画的な市街地の形成を図ります。また、公共施設等の跡地については、周辺の住環境や近隣住民の利便性に配慮した適切な土地利用を図ります。

#### (イ) 市街化調整区域

農地、森林の保全を基本としつつ、豊かな自然環境を活かしたレクリエーションや自然とのふれあいを楽しめる場として形成します。

地域の特性を活かした開発については、自然環境の保全と調和がとれた秩序ある土地利用の誘導を図ります。

#### (ウ) 都市計画区域外

追分駅周辺は、周辺の農地や森林と調和したゆとりある市街地として形成します。また、市街地の周辺を囲む美しい丘陵は、農地、森林の保全に努めつつ、豊かな自然環境の保全・活用に努めます。

必要に応じて地域住民との合意形成のもと、適切な土地利用に向けた対応を図ります。

## ② 市街化区域の土地利用方針

### (ア) 暮らしやすい住宅市街地の形成

暮らしに必要なサービス施設等との調和を図りつつ、良好な住環境の形成・保全を図るため、適切な用途地域を指定するとともに、必要に応じて地区計画制度等の活用を検討します。人口減少に伴い増加している空き地・空き家の適正な土地利用を促進し、良好な住環境の形成を図ります。

### (イ) 暮らしを支える商業・業務系市街地の形成

早来地域に商業業務地を配置する他、幹線道路沿道には、沿道立地型のサービス施設の立地を促進する等、適切に用途地域を運用するとともに、必要に応じて地区計画制度等の活用を検討します。

### (ウ) 恵まれた立地条件を活かした工業系市街地の形成

新千歳空港や札幌圏に至近にあるという立地条件を活かし、企業の地方移転等の受け入れに対応していくため、既存工業団地における産業の集積を維持するとともに、自然や住環境との調和に配慮しつつ、新たな産業の適正な誘導を図ります。

産業系土地利用と居住系土地利用が近接した地区は、産業機能と居住機能が調和した複合的な土地利用の誘導を図ります。

産業機能や研究開発機能等の集積を図る地区は、複合的な開発に対応した各種機能及び基盤整備を促進します。

## ③ 市街化調整区域の土地利用方針

### (ア) 森林の保全及びレクリエーション活用の推進

森林は、環境保全機能、水源かん養機能、防災機能、景観形成機能等の多様な機能を有していることから、その保全に努めます。

森林での保健・レクリエーション等の開発にあたっては、自然環境との調和を図り、無秩序な開発の防止に努めます。

### (イ) なだらかな丘陵に広がる田園の保全

農地は、本町の基幹産業の生産基盤であるとともに、保水・遊水機能、美しい田園景観の形成、緑やオープンスペースとしても機能していることから、その保全に努めます。各種農業基盤が整備されている集団的農用地については、今後も優良な農用地として保全に努めます。

本町の美しい田園景観は、グリーンツーリズム等の観光・交流の資源となっていることから、その保全に努めます。

## (ウ) 良好的田園住環境の形成

市街地から離れた自然豊かな地域での田園住環境の形成においては、必要に応じて地区計画制度等の活用することにより、周辺の自然環境や農地との調和に配慮しつつ、適切な土地利用を図ります。

人口減少、少子高齢化等で未利用となった廃校等の公共施設の活用を促進するにあたっては、地域雇用の創出等地域経済の活性化につながる施設としての有効活用を図ることが重要であるため、地域住民の意向を尊重するとともに豊かな自然を活かしながら、地区計画制度等を活用し適切な土地利用を図ります。

## (エ) 地域経済を牽引する産業施設と田園環境との調和

効果的な基盤整備及び維持や優良農地・自然環境の保全を図るため、地域経済を牽引する企業が実施する高い先進性を有し地域経済の好循環を生み出す産業施設の立地が産業適地でない農地・集落地等において無秩序に進まないよう、必要に応じて地区計画制度等の土地利用の規制・誘導方策を検討します。

### ④ 大規模未利用地の土地利用方針

大規模な未利用地は、用途地域指定による誘導や地区計画制度等の活用により、周辺の居住環境、自然環境、農地との調和のとれた適切な土地利用を誘導します。

### ⑤ 公的住宅の土地利用方針

町内の公的住宅（公営住宅、特定優良賃貸住宅、町営住宅等）は、公営住宅等長寿命化計画等の関連計画をもとに長寿命型の改善等、適正な維持管理を行います。

また、早来学園の開校、最先端半導体工場の建設・開業に伴う人口の増加や工場の従業者の住まいへの対応として、公的住宅の敷地の活用を検討します。

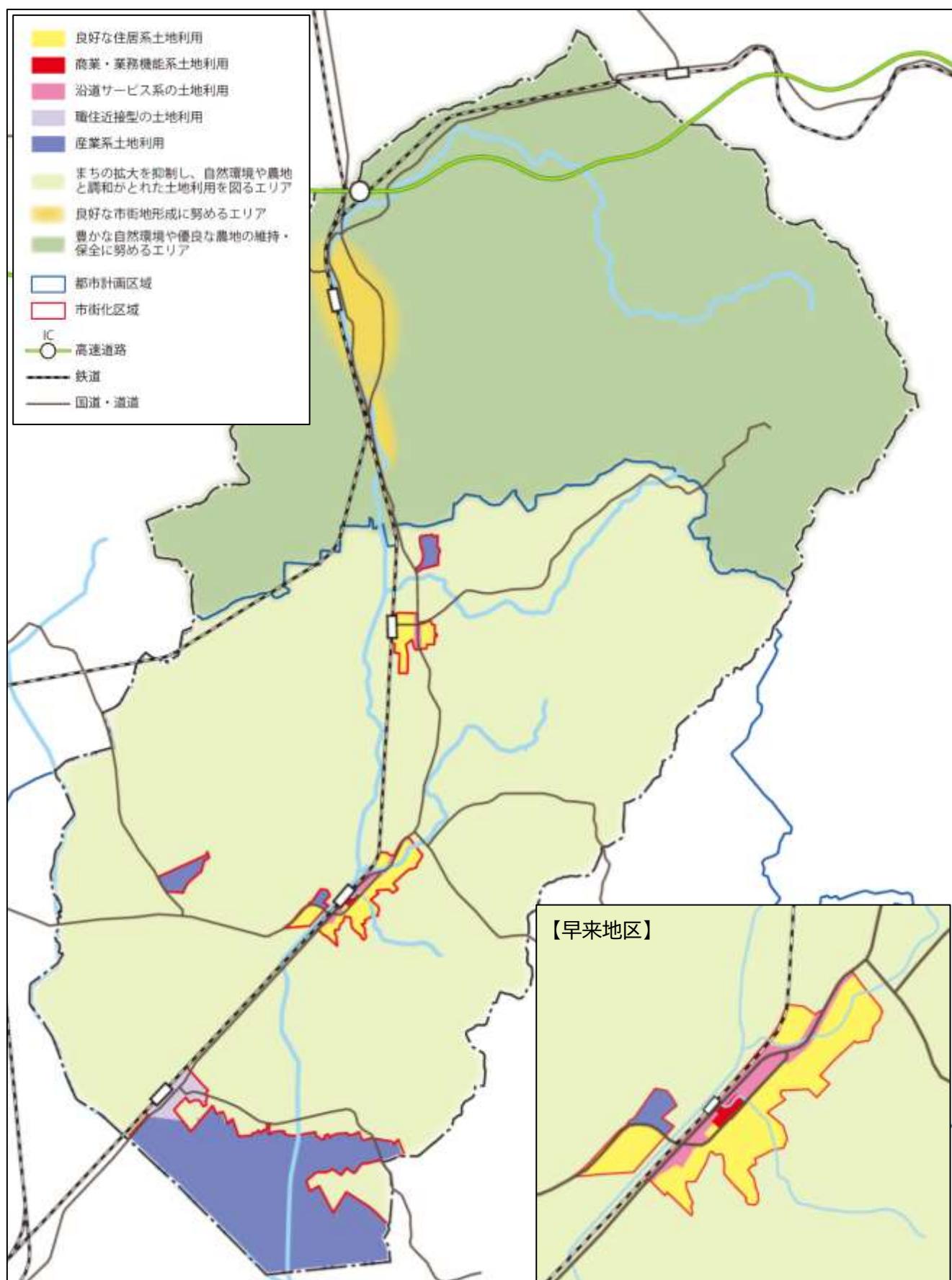


図 土地利用方針図

## (2) 交通体系の整備の方針

### ① 基本方針

安平町の交通は、道央圏と道東の主要都市を結ぶ広域連携軸と町内4つの地域拠点を結ぶ国道234号とそれに接続する道道の地域連携軸によって骨格となる道路網が形成され、これに鉄道やバス等の公共交通ネットワークが加わり交通体系を構成しています。

持続可能な都市活動やコンパクトなまちづくりを支える交通体系の構築に向け、幹線道路や鉄道等の公共交通ネットワーク、交通結節点を強化しつつ、町内の拠点エリア間の連絡を担うバス網の利用促進と維持改善や都市計画道路の整備を推進します。

### ② 幹線道路網等の整備の推進

広域交流軸と地域連携軸を構成する路線については、国や道と連携し、早期で確実な整備を推進します。また、交通体系を支える幹線道路や交通施設については、計画的な修繕や長寿命化を図ります。

長期未着手の都市計画道路及び駐車場等については、将来都市構造の実現に向けて、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地利用と一体となった総合的な観点から見直しを図ります。

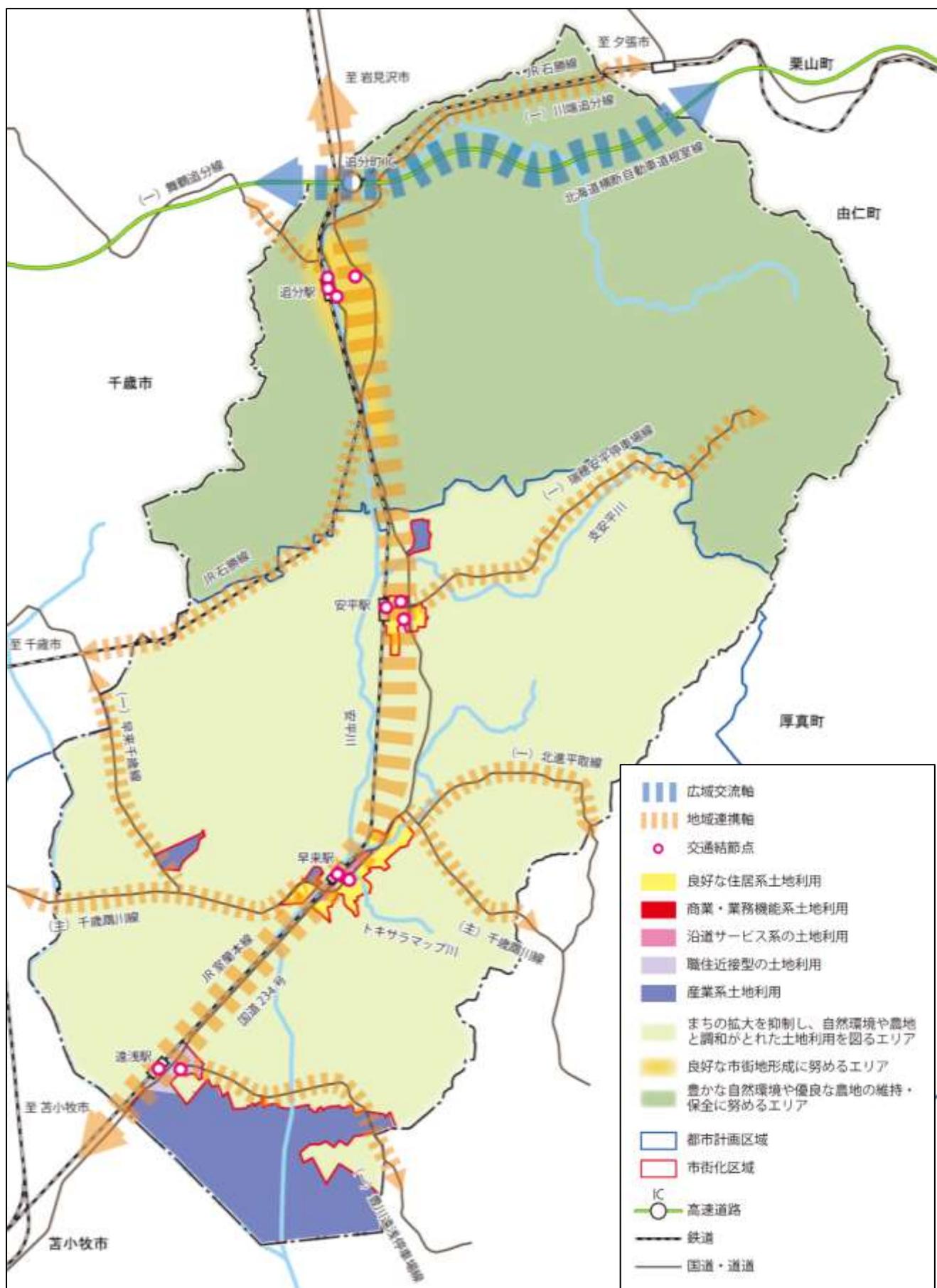
なお、最先端半導体工場の建設に伴う新たな土地利用の変化が生じた際は、関係する市町村・道路管理者間と連携しながら、新たな交通需要に対応できる道路網の構築を検討します。

### ③ 公共交通ネットワークの充実

本町では、鉄道、路線バスに加えて、デマンドバス・循環バス・ハイヤーを運行し、町の高齢者移送サービスとともに高齢者等の移動手段を確保しています。今後も、高齢者や高校生等の公共交通を必要とする住民のニーズに応じた利便性・効率性の高いサービスの提供を図ります。

鉄道駅等の交通結節点等においては、乗継利便性の向上を図り、鉄道結節機能の強化を推進します。

人手不足やデジタル技術の発展を見据え、ライドシェアや自動運転、MaaS等の新たな取組みについても検討します。



### (3) 緑の保全及び都市景観形成の方針

#### ① 基本方針

美しい丘陵景観の保全や市街地における豊かな緑空間の創出等、自然と生活が調和したまちづくりに努めます。

#### ② 公園の適切な維持管理と利活用の促進

街区公園等の身近な公園については、安全に利用できるよう計画的な更新等に努めます。また、人口分布や人口構成等、地域の状況を踏まえ、高齢者や子育て世代をはじめ、誰もが利用しやすい公園とするため、公園の配置や機能の適正配置を図り、町民の利用や町民との協働による公園の維持管理の促進を図ります。

町民はもとより、町外からの利用が見込まれる総合公園や運動公園等は、自然環境等の地域資源を踏まえ適正に配置します。また、魅力的な環境整備や計画的な設備更新とともに、官民連携や指定管理制度の導入を推進する等、公園の柔軟な利活用を推進します。

墓園は、園内の樹木の保全を図るとともに、施設の適切な更新・整備を図ります。

#### ③ 自然緑地の保護と活用

都市気象の緩和や環境への負荷軽減、動植物の生息・生育環境として、市街地の周辺の緑の骨格を形成する緑の軸として森林の保全と適正な土地利用を図ります。

貴重な緑とふれあえる場については、適切な緑地保全、管理に努めます。

#### ④ 都市内緑化の推進

宅地開発に対しては、良好な市街地を形成するため、適正な公園・緑地を確保するよう指導を行います。

道路沿道の緑化は、地元自治会・町内会や町内企業、NPO 等、多様な主体の連携を図りながら促進します。

#### ⑤ 美しい景観の保全

丘陵が織りなす北海道らしい牧歌的な風景、畑一面に咲き誇る菜の花畠等、本町の特徴となっている四季折々の美しい地域景観の保全を図ります。

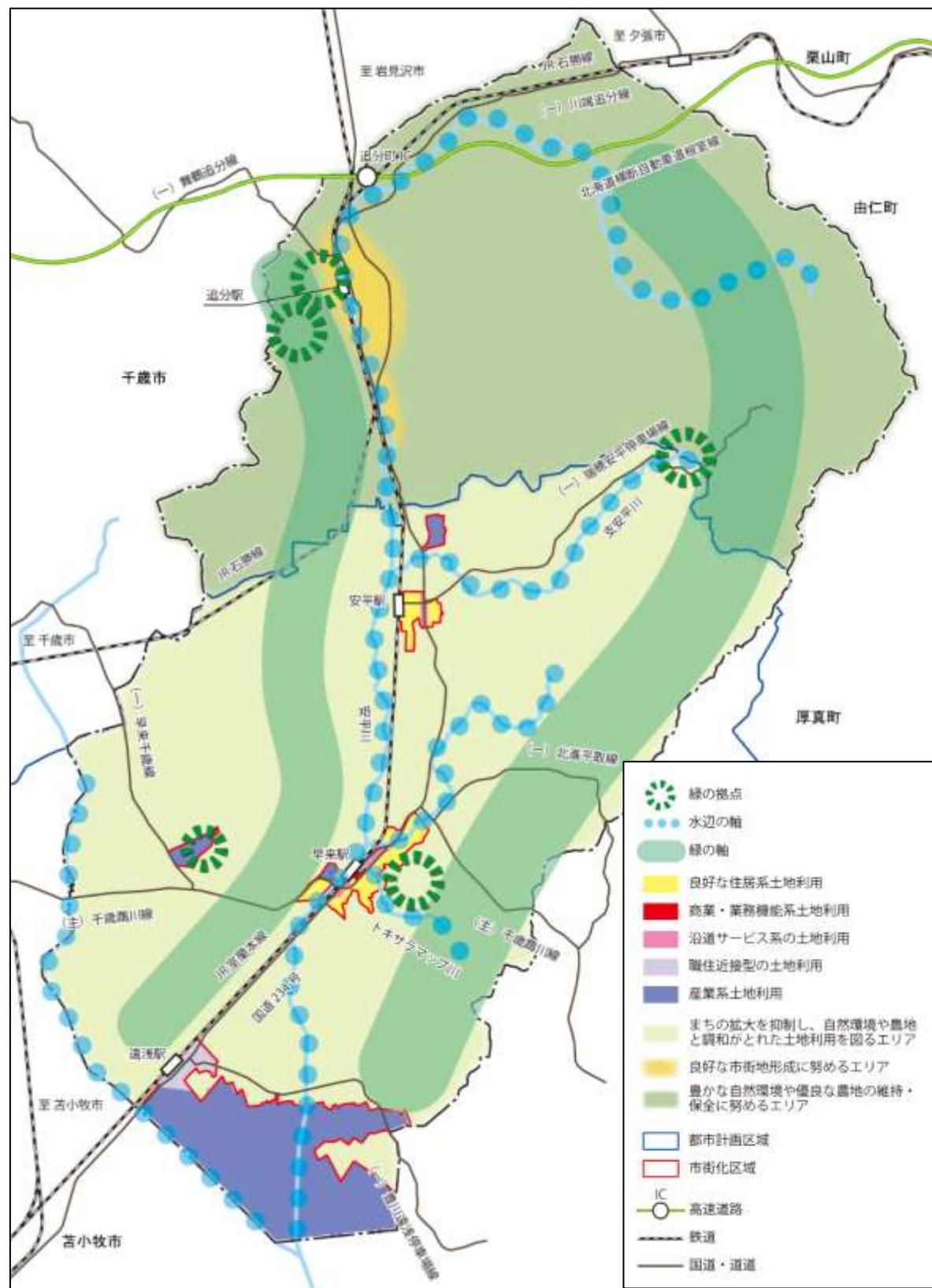
景観への影響が懸念されるソーラーパネル等の再生可能エネルギー発電施設等に対しては、町民の安全と安心を確保するよう、適正な設備の導入管理を促します。

#### ⑥ 良好的な水辺環境の形成

本町を流れる主要な河川については、自然環境や生態系に配慮した保全や適正な活用により、良好な水辺空間として形成を図ります。

#### ⑦ カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現の推進

町民や事業者と一体となって、2050 年（令和 32 年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする取組みを図ります。



## 図 緑の保全及び都市景観形成の方針図

## (4) 災害に強いまちづくりの方針

### ① 基本方針

本町においては、2018年（平成30年）に北海道胆振東部地震を経験し、今後も地震、火山噴火（降灰）、洪水・土砂災害、豪雪・暴風雪の自然災害リスクが想定されます。

これらの災害に対する防災・減災対策、防災ネットワークの整備、拠点機能の強化等を図ることによって、ソフト・ハードの両面から災害に強いまちをつくり、町民の安全・安心な生活を守ります。

### ② 地震・火災対策の推進

地震による建物倒壊や火災の延焼を抑制するため、公園・緑地等のオープンスペースの確保、建物の耐震化・不燃化を推進します。また、必要に応じて準防火地域を指定し、市街地の防災性能の維持・向上を図ります。

### ③ 洪水・土砂災害対策の推進

浸水による被害を低減するために、河川・水路等の整備、改修等、総合的な治水対策を推進します。

土砂災害による被害を低減するために、土砂災害警戒区域等の指定や危険箇所の土砂災害対策を推進します。また、災害が想定される区域においては、防災対策の状況や地域特性等を考慮しながら、適切な土地利用を図ります。

### ④ 災害時の活動拠点及び避難場所、ライフラインの確保

災害時における緊急輸送や避難を確保するため、国や北海道等と連携を図りながら、緊急輸送道路や避難路の計画的な整備を推進します。また、道路・橋梁等の耐震化や老朽化施設の更新を計画的に推進します。

災害支援活動等の活動拠点の機能の強化を図るとともに、公共施設を活用した避難所や避難場所となる公園の確保・整備を推進します。

災害時における上下水道・電気、電話施設等のライフラインの確保に向けて、耐震化や老朽化施設の更新を推進するとともに、BCPの策定等による減災対策を推進します。

## (5) その他の都市施設整備の方針

### ① 基本方針

住民生活を支える都市施設については、町民が安心して暮らせるよう、中・長期的な視点を持ちながら、今後の人口減少社会における需要動向を踏まえ、計画的に維持管理、更新等を進めます。

### ② 上下水道等の整備方針

#### (ア) 上水道の安定供給

上水道については、町内の水道施設の効率的な運用とともに、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、老朽化している設備機器や導送配水管等の改修更新等を計画的に推進します。

#### (イ) 公共下水道の整備促進

下水道については、清潔で快適な生活の維持と環境保全を図るため、公共下水道の整備及び機能の保全を図ります。

下水道処理機能の維持を図るため、老朽化対策等を進め、下水道施設の計画的な改築、更新等を進めます。

また、公共下水道計画区域外については、環境保全を図るため、合併処理浄化槽による生活排水対策を推進します。

### ③ ごみ処理施設等の方針

一般廃棄物処理施設は、周辺の自然環境や住環境に配慮しながら、廃棄物の減量化、再資源化を推進し安定した稼動に努めるとともに、関係市町と連携しながら施設の適切な更新・整備を検討します。

産業廃棄物の最終処分場については、35年ほど前から産業廃棄物最終処分場を受け入れており、既に社会的責任は果たしていると捉え、これ以上の施設は設置しません。

なお、既存の施設については、地域住民の意向に配慮し、周辺の土地利用や良好な自然環境の保全並びに快適な環境の維持に努めます。

### ④ その他の都市施設の整備方針

本町の都市施設については、個別計画等を踏まえ適正な維持管理、整備を図ります。

## 第3章 地域別構想

### 1. 地域区分の考え方

地域別構想は、全体構想を受け、安平町内の各地域の均衡ある発展と地域の特性を活かした環境形成を推進するため、地域を単位としたまちづくり方針を定めるものです。

地域別構想は、全体構想に示された分野別方針等を受け、地域の特性に応じ土地利用、交通施設、自然環境、景観、下水道等の都市施設の方針を明らかにするものです。

本計画では、早来地域、安平地域、遠浅地域、追分地域で地域別構想を整理します。



図 地域区分図

## 2. 早来地域

### (1) 現況と課題

早来地域は、JR 早来駅を中心に早来北町、早来大町、早来栄町、早来北進からなる地域です。

安平町役場の本庁舎が存在するほか、商業・医療・福祉・子育て支援等の施設が立地する地域で、安平町全体の約 3 分の 1 の人口が住む等、町の中心地域となっています。

早来地域の人口は減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。

地域内には、空き地や空き家等が多く点在しており、対策が求められています。

アンケートでは、「医療・福祉施設が充実したまち」「安全で快適な住環境が整ったまち」「商店街に活気やにぎわいがあるまち」と回答する方の割合が高く、これらに対応した地域づくりが求められると考えられます。

一方で、少子化が進むなか、2023 年（令和 5 年）には、3 つの小学校（早来、安平、遠浅）と 1 つの中学校（早来）が統合し、早来学園が開校する等、子育て支援に力を入れています。

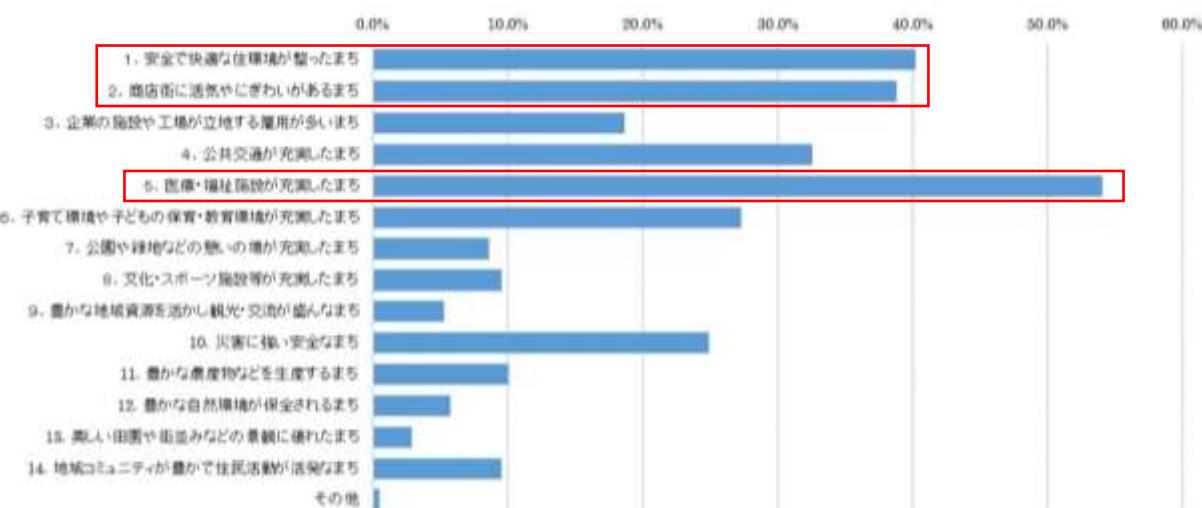


図 今後のまちづくりにおいて、どのようなことを目指していくべき町の活性化や住みやすく、住み続けたいまちにつながるか（早来地域）

## (2) 早来地域の将来像

**「生活利便施設が集積した安全で快適な地域の形成」**

## (3) 土地利用方針

**●交通体系の整備に対応した市街地骨格の整備と土地利用誘導**

早来地域は、機能的にも安平町の中心部に位置し、中核となる市街地部分は各地域の市街地の中でも最も規模が大きく、住宅、工業、商業、観光、行政・公益、文化機能等の各種の都市機能が集積しています。

機能集積の高い地域でもあることから、住宅地、工業地、商業地等都市的土地利用の混在化を防止するとともに、土地利用の純化と計画的な誘導に努めます。

**●空き家（空き建築物含む）の活用した商業業務地の活性化**

空き地や空き家（空き建築物含む）を有効活用した商業業務地の活性化を推進します。

**●立地特性を活かした利便性の高い住宅地形成**

早来地域には、早来地域だけでなく、町全体をサービス圏域とする中心商店街があり、その周辺に整然とした住宅地が同心円状に広がっています。また、安平町役場総合庁舎、早来公民館（町民センター）、運動公園等の公共公益施設も立地していることから、この機能集積と利便性の高さを活用した市街地環境の充実と居住環境の整備を進めます。

早来北進の大規模未利用地、早来中学校の仮設校舎敷地、公共施設の再編等により発生した敷地等を活用した住宅団地の整備を検討します。

**●北町工業団地の維持管理**

北町工業団地は市街地内に整備された工業団地であり、臨空性を活かすとともに市街地に隣接した工業地として、周辺環境に配慮した維持管理を推進します。

**●地区計画制度による土地利用の誘導**

大町地区、栄町地区では、国道234号沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに良好な市街地の形成を図るため、地区計画制度を定め土地利用を誘導しています。

地区計画制度による土地利用の誘導を維持しつつ、土地利用の動向を見極めながら必要に応じて規制内容の見直しも検討します。

**●市街地周辺に広がる優良農地や緑地の保全**

早来市街地の外縁部は、主に低層住宅地で構成され、その周辺（市街化調整区域）には農地や自然緑地が広がっていることから、都市環境と自然環境の調和のため、周辺緑地の保全を図ります。

**●都市的土地区画整理事業の方針**

土地利用	方針
商業業務地	・空き地や空き家を活用した、地域住民のための生活利便施設等の積極的な誘導を図ります。
沿道商業地	・周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導します。

一般住宅地	・商業地周辺の住宅地として、居住環境の保全に配慮しつつ、利便性の高い住宅地を形成します。
専用住宅地	・戸建低層住宅や中層住宅による居住環境の良好な低層住宅地を形成します。
工業地	・産業拠点として工業施設の誘導を図ります。

## (4) 交通施設整備方針

### ●主要幹線道路網の維持管理

整備済みの国道234号は、引続き主要幹線道路（地域連携軸）として位置づけ、利便性や安全性の維持を図ります。

### ●幹線道路網の形成

主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保するため、その他の都市計画道路を配置し、道路網を形成します。

### ●鉄道結節機能の確保

JR早来駅前を交通結節点とし、鉄道結節機能を確保します。

### ●沿道土地利用に対応した道路空間の整備（植樹帯、幅員構成等）

道路が整備されると道路の構造、機能、交通量に応じた土地利用が誘発されますが、将来土地利用を勘案し、誘導すべき土地利用に対応した道路の構造・幅員構成とし、植樹帯等の整備を図ることにより、都市にうるおいを与え、景観的にも優れた道路空間を形成します。

## (5) その他の環境整備方針

### ●安平川、トキサラマップ川等の河川改修による治水対策

安平川や市街地内を通過するトキサラマップ川等、河川の規模や位置づけに応じ、河川改修による治水対策を行うとともに、下水道の整備等による水質の向上を図ります。

### ●安平町の顔にふさわしい景観形成

沿道宅地と一体となった安平町らしさを持った都市景観の形成を図ります。

### ●市街地から見える丘陵景観の都市景観緑地としての保全、管理

市街地景観と一体となった自然景観を確保するため、市街地近傍や市街地の背景となる丘陵緑地の保全、管理、また必要に応じた土地利用規制を推進します。

### ●下水道の整備促進

人口集積の高い市街地における良好な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の維持・整備を積極的に進めます。

### ●地域資源を活かした観光・交流拠点の形成

安平町ときわ公園（運動公園）、鶴の湯温泉等の体験型観光資源を有効利用した、観光・交流拠点の形成を進めます。

### ●恵まれた地理的条件を活用したまちづくりの推進

自然環境、都市環境、市街地環境が調和したまちづくり、秩序ある地域の開発・整備を推進します。そのため、都市的土地利用として開発、整備すべき区域と、自然地、自然緑地等として保全を図る地域を明確にし、無秩序な開発により貴重な自然環境を損なわないよう土地利用の整序を推進します。

### ●地域の憩いの場・コミュニティ拠点となる公園の適正配置

オープンスペースの確保、コミュニティの拠点等、地域の憩いの場として、お年寄りや子供たちが安心して楽しく遊べる身近な公園を適正に配置し、整備を図ります。

また、大師ヶ丘公園（総合公園）については、公園の周囲が山林で、一部墓園に変更し、近くに安平町ときわ公園（運動公園）、鶴の湯温泉がある等、「総合的な利用に供する目的」から離れていく面も鑑み、今後、位置づけについて検討していきます。

### ●早来斎場の在り方の検討

早来斎場は、施設及び設備の適正な維持管理を図るとともに、安平町の斎場施設の統合も視野に検討を行います。

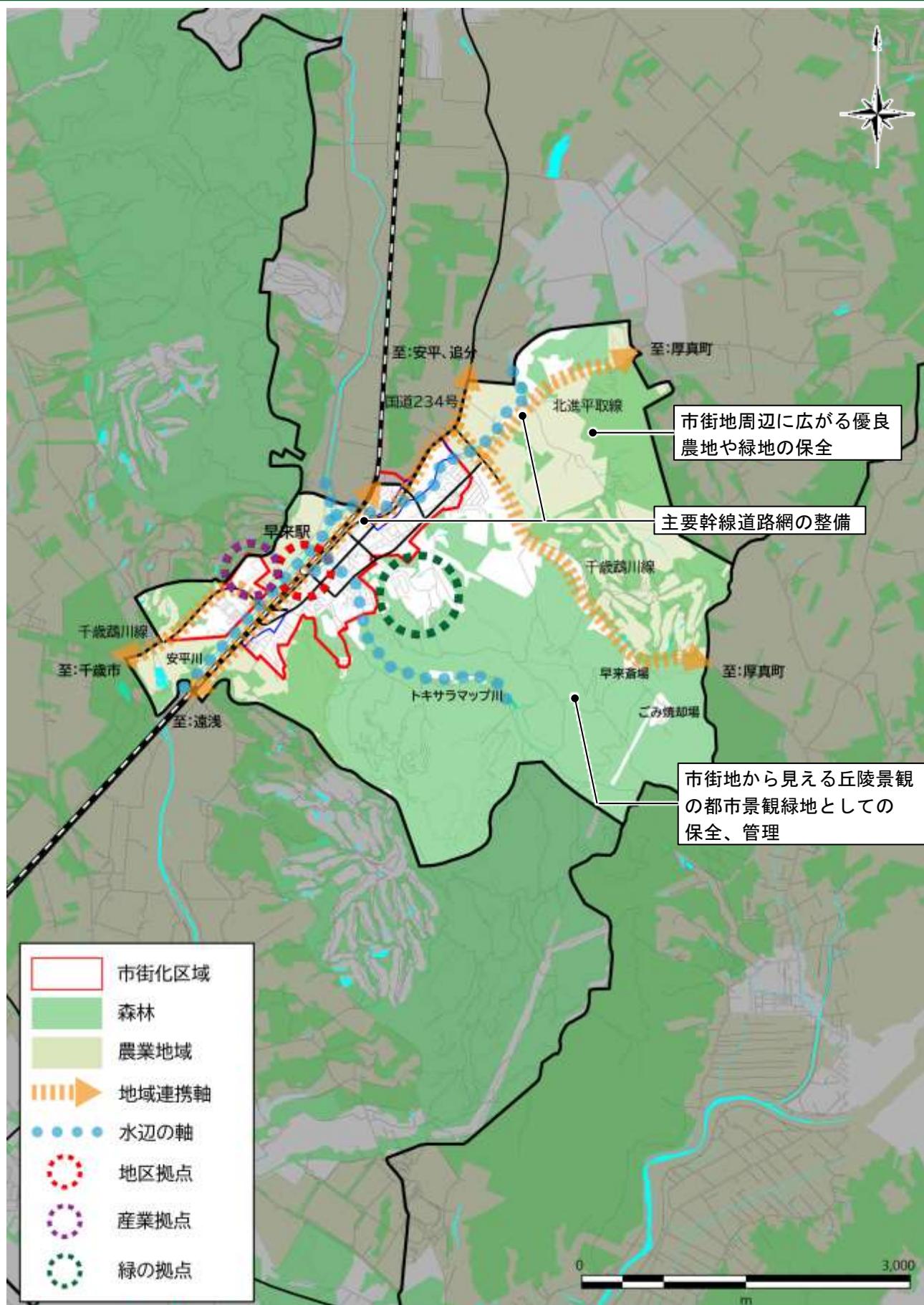


図 早来地域の地域別方針（全体図）

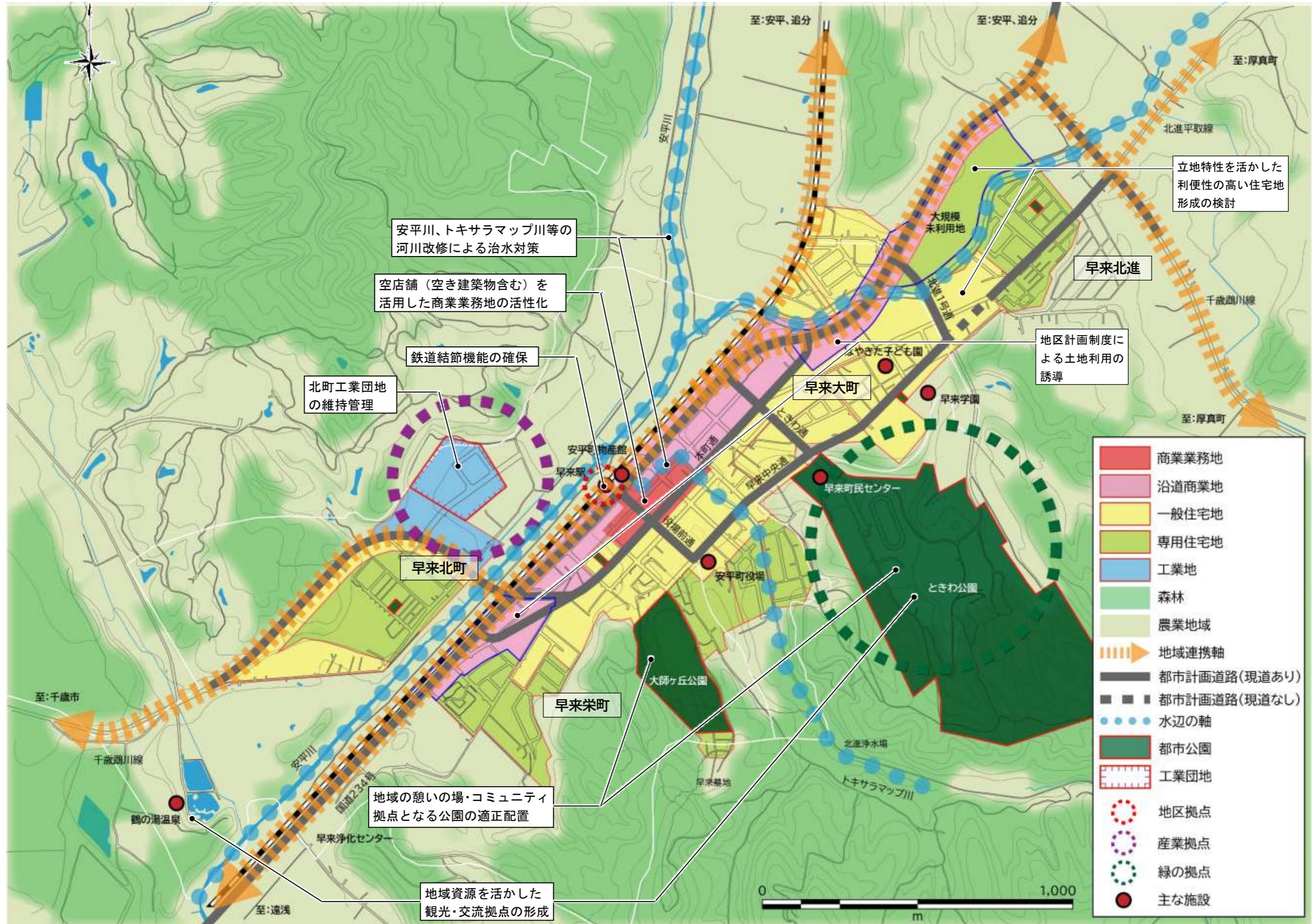


図 早来地域の地域別方針（拡大図）

### 3. 安平地域

#### (1) 現況と課題

安平地域は、安平町の中央部に位置し、早来瑞穂、安平、早来緑丘、早来守田、東早来からなる地域です。

市街地は、JR 安平駅を中心にコンパクトにまとまっており、その周辺は、優良な農地が広がり、米、野菜等の多様な農業が盛んな地域です。

また、地域の北部には、工業団地（安平工業団地）が存在し、燃料や建築材料等の企業が操業しています。

地域の東部には、瑞穂ダム等の自然資源、観光資源が存在し、豊かな自然環境と住まいが共存する地域となっています。

アンケートでは、「医療・福祉施設が充実したまち」と回答する方の割合が圧倒的に高く、これらに対応した地域づくりが求められると考えられます。



図 今後のまちづくりにおいて、どのようなことを目指していくべき町の活性化や住みやすく、住み続けたいまちにつながるか（安平地域）

## (2) 安平地域の将来像

「コンパクトでゆとりある居住環境とふれあいコミュニティの形成」

## (3) 土地利用方針

## ●都市施設の整った居住環境の維持

安平地域は、安平駅前通りを中心に都市施設の整った住宅地があり、その周辺に戸建住宅等の居住環境が広がっています。安平地域への移住、人口の定着、安定化を図るために、道路、公園、下水道等の都市施設の整った住宅地・居住環境の維持を図ります。

## ●旧安平小学校の利活用の検討

安平町立早来学園の開校により安平小学校は閉校となり、町と地域住民が中心となり校舎の活用対策の検討を進めています。

公民館に隣接しており、地域の特色を生かしながら、新たな「雇用」「移住」「交流」を生みだすにぎわいと、安心・安全が保たれる暮らしを創生する施設の活用を想定しており、用途地域の変更についても検討を行います。

## ●大規模未利用地の利用促進

安平地域の用途地域南側にある大規模未利用地の利用促進を図ります。大規模未利用地の開発に際しては、民間活力との連携による検討を行います。

## ●国道234号沿道利用の促進

主要幹線道路（地域連携軸）である国道234号の沿道サービス施設等の立地を図ります。

## ●安平工業団地の維持管理

安平工業団地を産業拠点として、維持管理します。

## ●優良農地の保全

市街地周辺に広がる農地については、農業振興上の基盤でもあることから、計画的な保全と整備を推進します。

## ●瑞穂ダム、安平川等の水辺空間の有効活用と自然緑地の計画的保全

豊かな水をたたえる瑞穂ダム、サッカル湖、安平川等を地域の貴重な自然資源、観光資源に位置づけ、地域住民や本町を訪れる人が集まり、憩える場や多目的に利用できる親水空間として有効活用を行います。

土地利用	方針
一般住宅地	・安平駅前通りを中心に、都市施設の整った住宅地として居住環境の維持を図ります。
沿道商業地	・国道沿道の立地特性を活かした沿道サービス施設等の立地を図ります。
専用住宅地	・都市施設の整った低層低密度の戸建住宅として居住環境の維持を図ります。 ・大規模未利用地等を活用したゆとりある住宅地形成を図ります。
工業地	・産業拠点として、工場立地を図ります。

## (4) 交通施設整備方針

### ●都市計画道路の維持管理、未改良区間の関係機関への要望

国道234号は、主要幹線道路で都市骨格や地域の市街地骨格を形成する道路でもあることから、引き続き維持管理を行います。

都市計画道路として未整備な区間においては、継続して関係機関への要望を行います。

### ●安平駅前通のコミュニティ軸の形成と活性化

安平駅から国道234号に至る安平駅前通の市街地内の主要道路として、交通機能の確保にとどまらず、コミュニティの軸となり、地域に親しみとうるおいを与える道路として植栽整備やイベント時に有効利用できる幅員構成・構造に整備します。

また、駅前通りにふさわしい土地利用と景観誘導に努めます。

## (5) その他の環境整備方針

### ●河川、湖の親水空間の整備及び自然緑地の保全

安平川、支安平川、瑞穂ダム等の親水空間としての整備と周辺地域を含めた森林や農地等自然緑地の一体的な保全、活用を推進します。

安平川及び瑞穂ダム周辺における親水空間整備を推進します。

### ●地域の憩いの場・コミュニティ拠点となる公園の適正配置

安平地域の都市公園（安平東公園、安平西公園）等、身近な公園については、地域コミュニティや憩いの場として、気軽に親しみを持って利用できる公園のあり方を町民とともに考え、個々の規模や利用目的に応じた機能の向上を図ります。

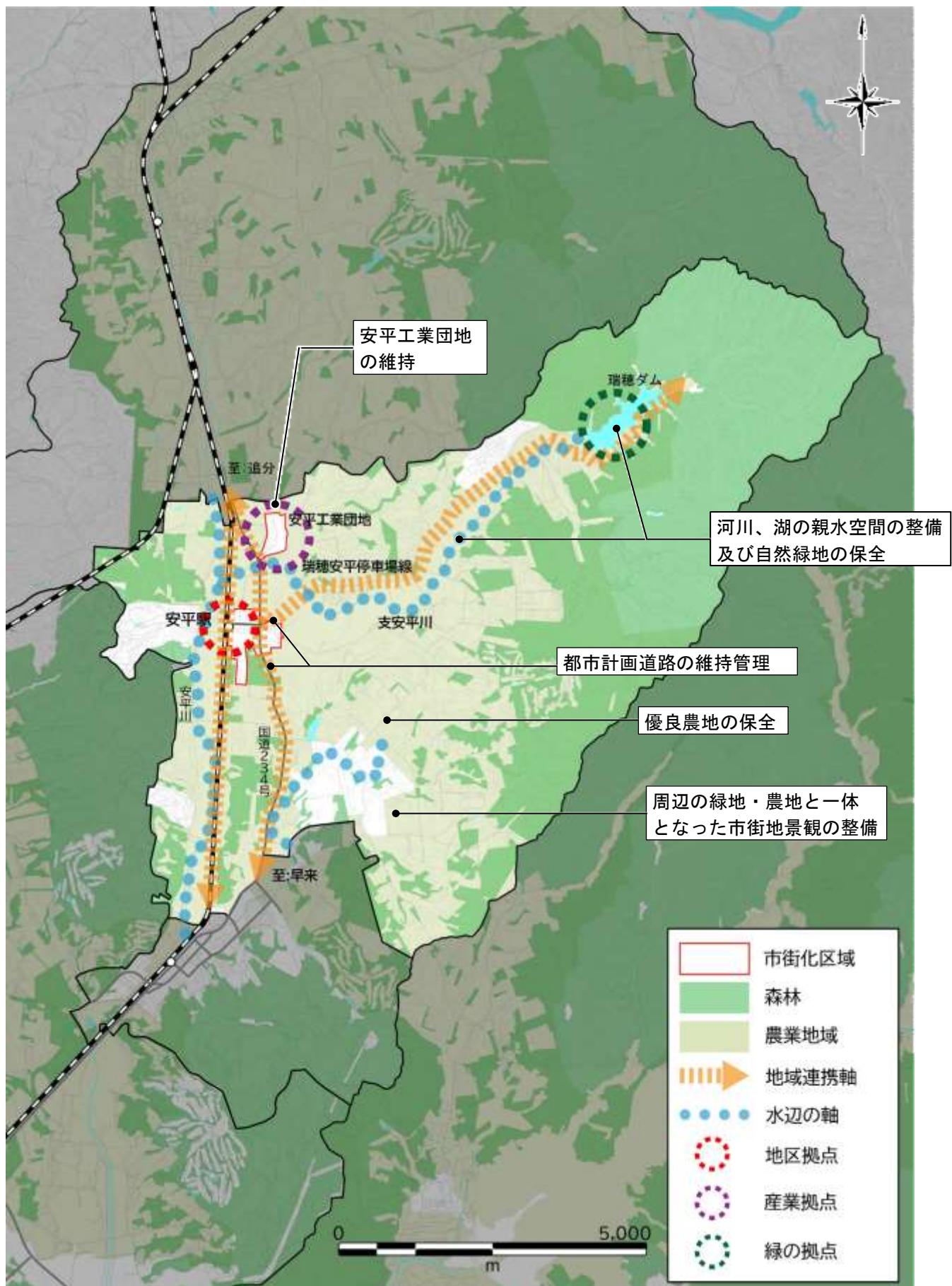
### ●下水道の整備促進

良好な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備を推進します。

安平町浄化センターは、下水道ストックマネジメント計画に基づき維持管理に努めます。

### ●周辺の緑地・農地と一体となった市街地景観の整備

都市景観は市街地の景観にとどまらず、周辺の生産緑地（農地）、遠景となる丘陵緑地や山岳地と一体となって構成されることから、自然景観を考慮した市街地景観の誘導、形成を図るとともに、道路沿道、住宅地、工業地等、各々の土地利用にふさわしい公共空間やその周辺の景観誘導を推進します。



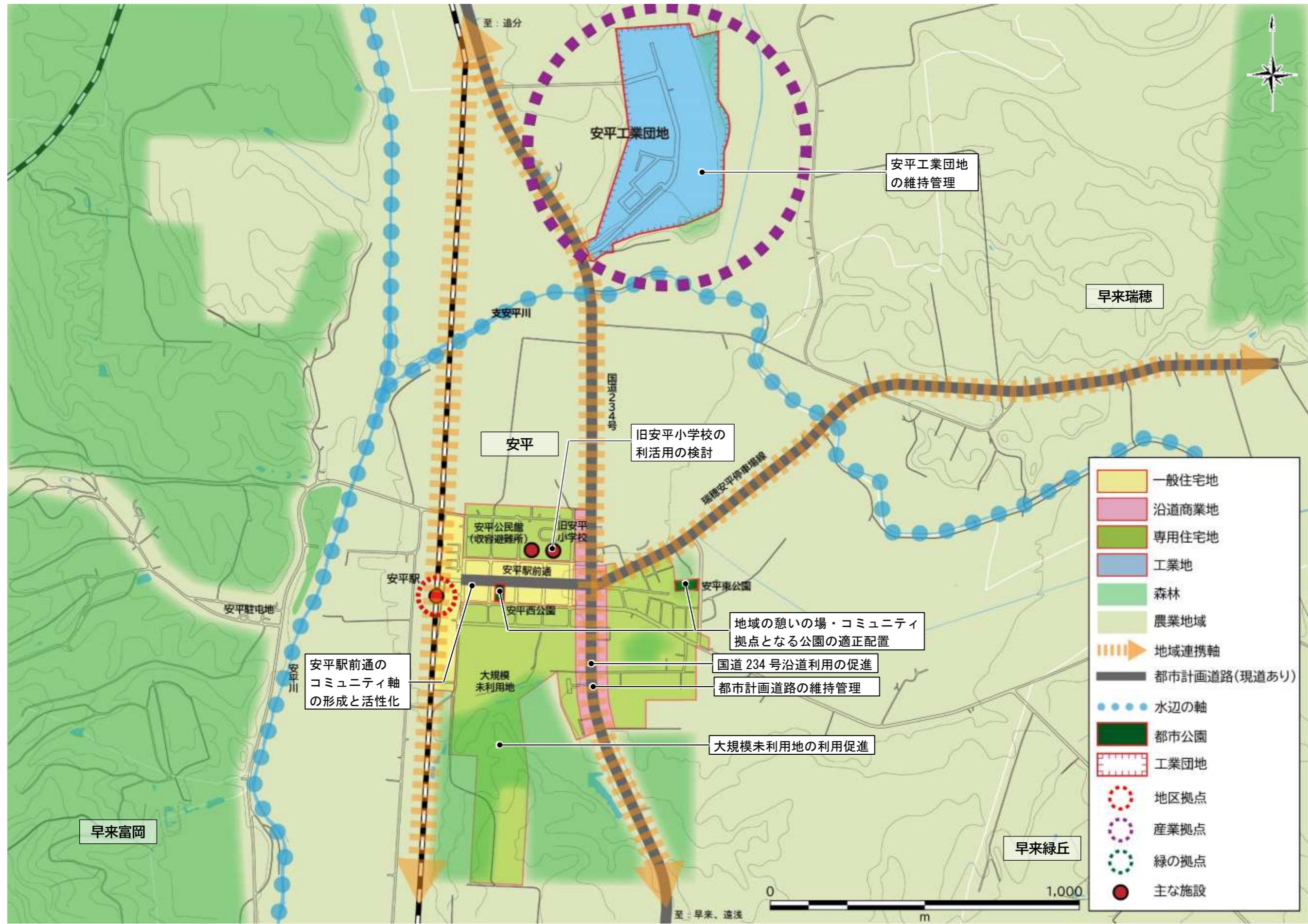


図 安平地域の地域別方針（拡大図）

## 4. 遠浅地域

### (1) 現況と課題

遠浅地域は、安平町の南東部に位置し、早来新栄、早来源武、遠浅、早来富岡からなる地域です。

軽種馬の生産や育成、チーズ専門工場の発祥の地という乳製品生産の拠点を支えてきた酪農業や肉用牛・豚等の畜産業、米、野菜、花き等の多様な農業を基幹産業としています。

市街地の周辺は、優良な農地が広がり、牧場やゴルフ場等の魅力的な場所が存在するものの、宿泊する場所が少ない等の課題もあります。

また、地域の南部には、工業団地（苦小牧東部地域、臨空工業団地）が存在し、多種多様な可能性を秘めた地域でもあります。

工業団地を除く用途地域は、準工業地域で住宅から商店、工場まで多様な建物が混在する地域となっており、アンケートでは、「医療・福祉施設が充実したまち」、「安全で快適な住環境が整ったまち」、「公共交通が充実したまち」と回答する方の割合が高く、これらに対応した地域づくりが求められると考えられます。

また、早来学園開校に伴う、遠浅小学校の空き校舎の活用についても検討が必要となります。



図 今後のまちづくりにおいて、どのようなことを目指していくば町の活性化や住みやすく、住み続けたいまちにつながるか（遠浅地域）

## (2) 遠浅地域の将来像

### 「活力ある産業と自然が調和したゆとりある生活空間の形成」

## (3) 土地利用方針

#### ●町外の広域基幹機能へのアクセス性や利便性の高い住宅供給地としての居住機能の整備・検討

遠浅地域は苫小牧市と千歳市に関連する地理的特性を考慮し、町の中心である早来地域との連携とともに、住宅供給地として、居住環境整備及び住宅基盤整備を推進します。

また、千歳に向かう地域連携軸沿いの農用地区域から外れた範囲で、ゆとりある田園住環境の形成に向けて地区計画制度等による土地利用規制を検討します。

#### ●住宅地としての環境整序（土地利用の混在化の防止と工業系と住居系が調和した土地利用の推進）

遠浅地域は国道沿いに沿道サービス施設等が立地し、その周辺に商業利用等の複合利用を許容した便利で特色のある住宅地や戸建住宅を主体とした居住環境が形成されています。

苫小牧東部開発エリアを除く市街地部分の用途地域は準工業地域のみであり、住工複合型の市街地と言えますが、良好な居住環境の確保、土地利用の混在化防止、職住近接型土地利用推進のため、きめの細かい土地利用の設定を実現するために、地区計画制度等を活用した居住環境の確保を検討し、便利で特色のある市街地づくりを進めていきます。

#### ●苫小牧東部開発の促進

苫小牧東部開発は、地域の発展にとって根幹となる一大プロジェクトですが、社会経済情勢の急激な変化に対応した施策の柔軟性を確保することも重要であり、地域の環境に重大な影響も与える事業でもあることから、長期的な視点に立った堅実な事業の促進を図ります。

なお、苫小牧東部地域における産業空間の展開に応じ必要となる住宅地については、住宅需要や土地利用の動向等を勘案し、適切に確保します。

#### ●旧遠浅小学校の利活用の検討

安平町立早来学園の開校により遠浅小学校は閉校となり、校舎の活用対策の検討を進めています。地元地域コミュニティの維持に資するような土地利用の検討をしていき、地区計画制度等の導入も検討します。

#### ●国道 234 号沿道利用の促進

遠浅地域を通る国道 234 号（主要幹線道路）を活かしたサービス施設等の立地を図ります。

#### ●臨空工業団地の維持管理

各種産業が集積する臨空工業団地を産業拠点として、維持管理します。

#### ●地区計画制度等を活用した土地利用の維持

市街化調整区域の旧富岡小学校の敷地は、地域の環境を保全しつつ、町の産業振興を図るために、地区計画制度等を定め、建設可能な建物用途を維持します。

#### ●優良農地・牧場等の保全と観光への活用

遠浅市街地郊外に広がる農地と牧場は、景観的にも優れていることを考慮し、グリーンツーリズムをはじめとする都市地域と農村地域や森林地域の新たな交流の促進等、農林業との健全な調和と連携を図りながら、必要に応じて地区計画制度等を活用することにより、周辺環境と調和し良好な自然環境を活かしつつ保全する適切な土地利用を図ります。

## ●市街地南部の自然緑地の計画的保全と活用

遠浅市街地の南側にある森林と水辺は、遠浅地域の財産として後世に受け継ぐとともに、自然環境を活かした保全や広域的利用を図ります。

## ●都市的土地利用の方針

土地利用	方針
一般住宅地	・居住環境の保全に配慮しつつ、低層階の商業利用等の複合利用を許容した便利で特色のある住宅地を形成します。
沿道商業地	・国道沿道の立地特性を活かした沿道サービス施設等の立地を図ります。
低層住宅地	・利便性の高い住宅地として、戸建住宅を主体とした住環境や基盤の整備を進めます。
工業地	・産業拠点として、周辺環境に配慮した工業団地の整備・維持を図ります。
苦小牧東部開発エリア	・苦東開発計画に基づき、長期的な視点に立った土地利用を図ります。産業空間の展開に応じ必要となる住宅地については、住宅需要や土地利用の動向等を勘案し、適切に確保します。

## (4) 交通施設整備方針

### ●都市計画道路の整備(3・3・502 早来苦小牧通、3・2・506 東部二条通、3・2・507 東部一条通、3・2・508 東部東通)

苦小牧東部開発エリア内の都市計画道路については、社会情勢や事業の進捗状況を考慮し、適宜整備していくものとします。

### ●幹線道路の整備（豊川遠浅停車場線）

JR 遠浅駅と厚真町を結ぶ道道豊川遠浅停車場線は地域連携軸であり周辺地域との連携を担う路線であることから引き続き関係機関へ要望していきます。

### ●鉄道結節機能を確保

JR 遠浅駅を交通結節点とし、鉄道結節機能を確保します。

## (5) その他の環境整備方針

### ●地域の憩いの場・コミュニティ拠点となる公園（街区公園等）の適正配置

遠浅地域には、近隣公園のみ1箇所存在し、街区公園はありません。今後、住宅地の整備等とあわせ、オープンスペースの確保、コミュニティの拠点等、地域の憩いの場として、お年寄りや子供たちが安心して楽しく遊べる身近な公園を適正に配置し、整備を検討します。

### ●安平川等の親水空間の整備及び自然緑地（平地林、斜面林等）の保全

遠浅地域には安平・早来地域を流下する安平川と苦小牧市との行政区域を流れる遠浅川等があり、その周辺は牧場や森林等の自然地として利用されていることから、これらを一体として捉え、豊かな自然環境の保全とこれらの自然にふれあえる親水空間や緑地空間の整備を図ります。

### ●下水道の整備促進

良好な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備を推進します。

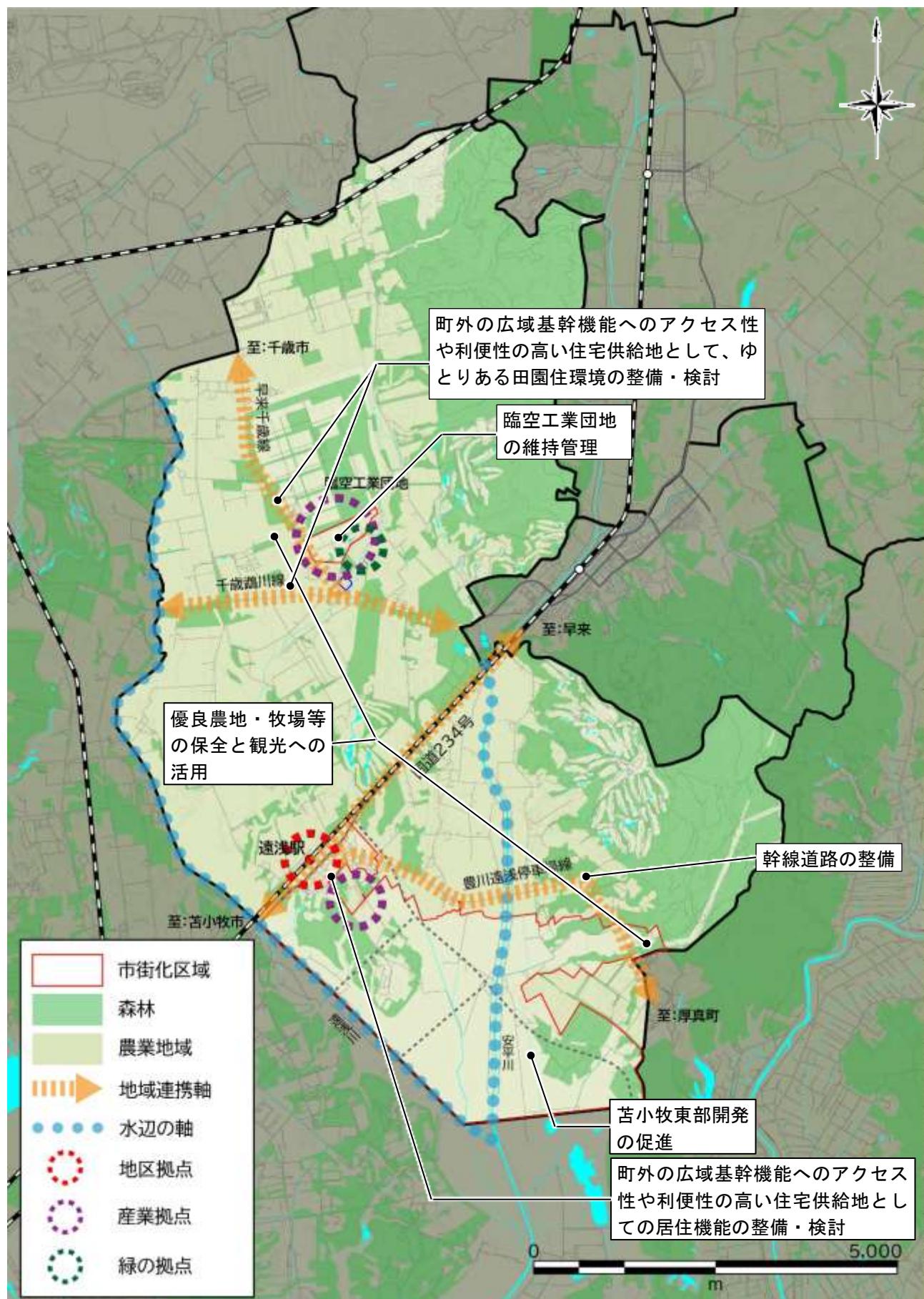


図 遠浅地域の地域別方針（全体図）

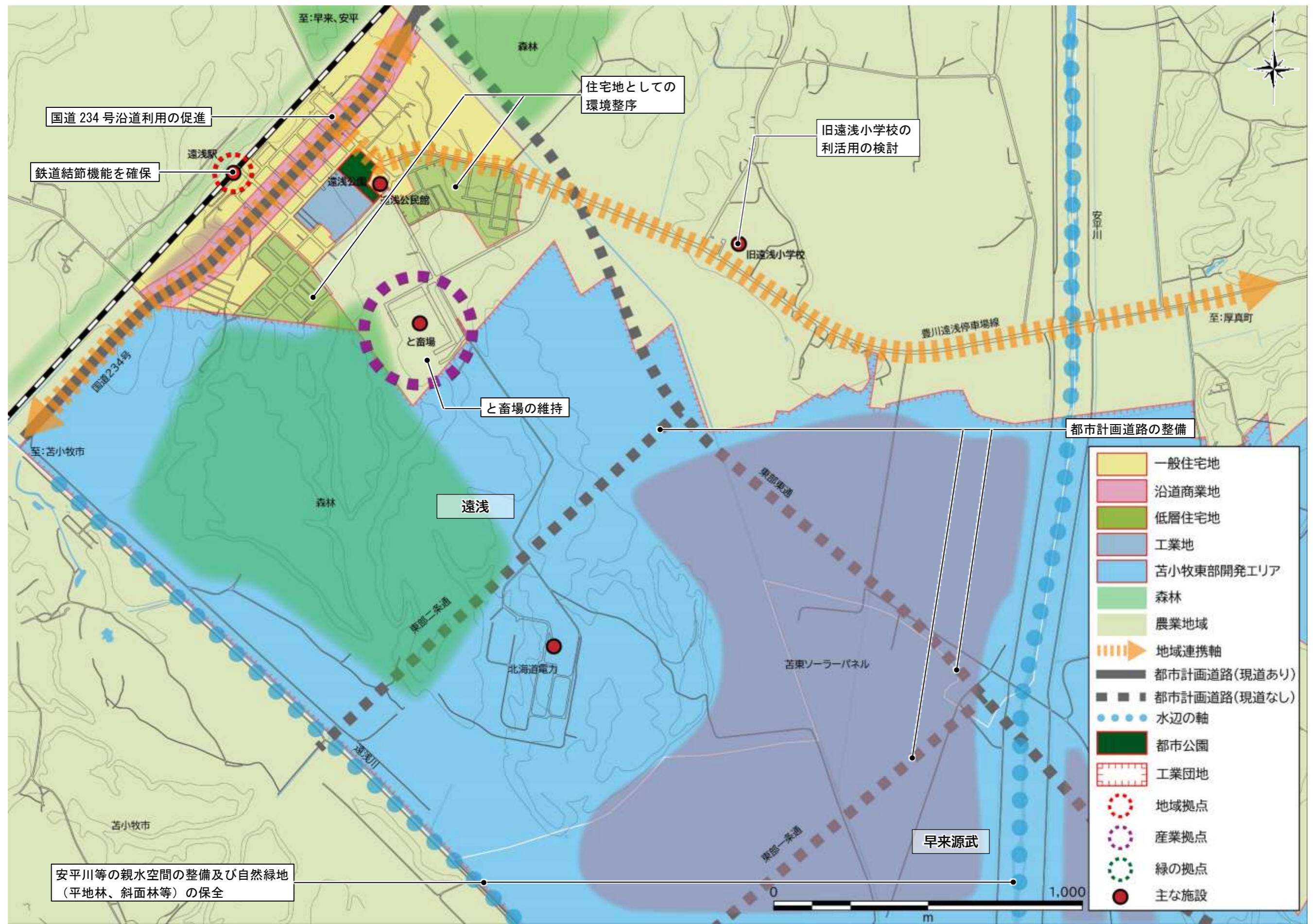


図 遠浅地域の地域別方針（拡大図）

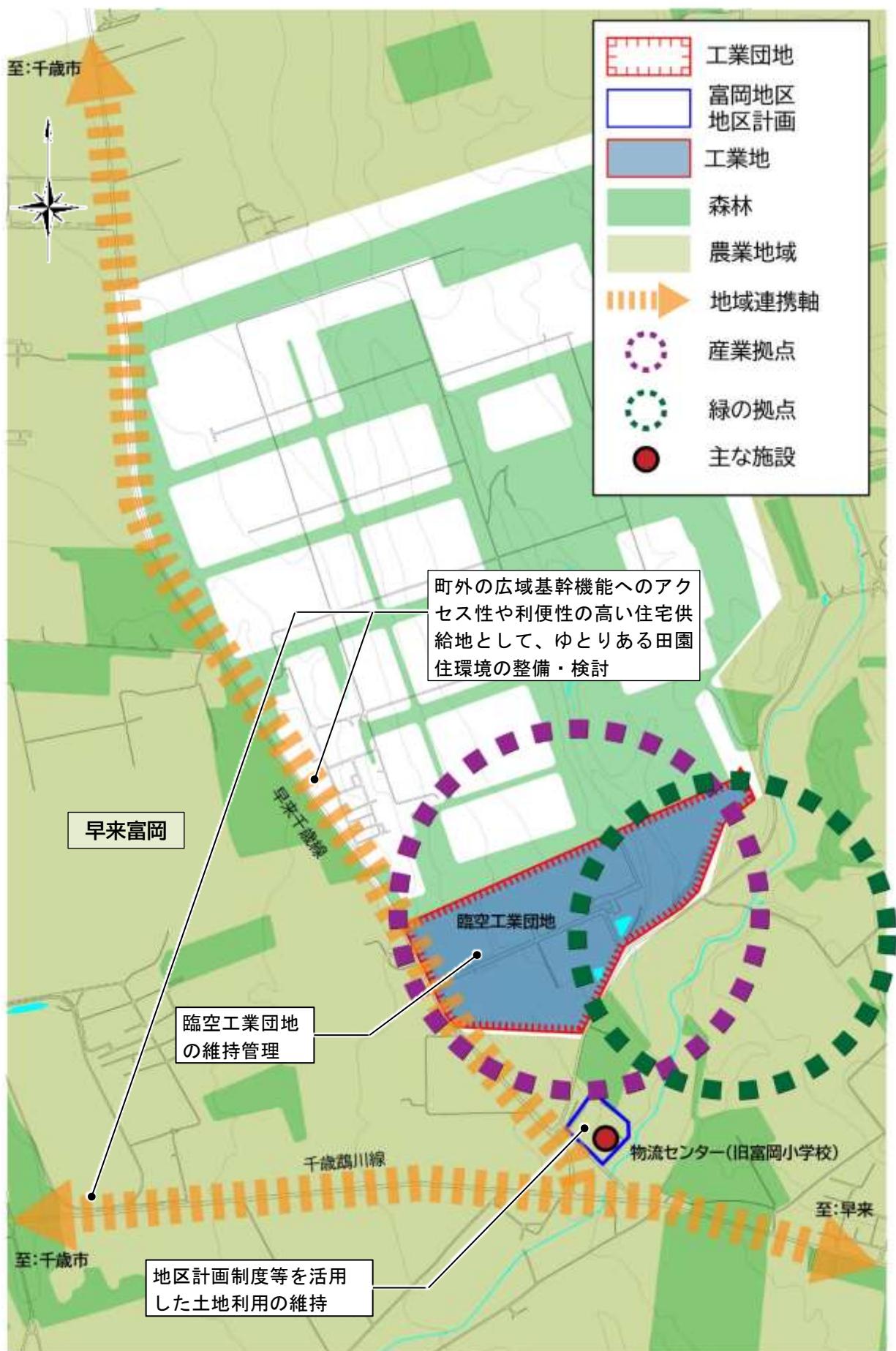


図 遠浅地域の地域別方針（拡大図）

## 5. 追分地域

### (1) 現況と課題

追分地域は、安平町の北部に位置した地域です。

旧国鉄の機関区が設置されたこともあり、鉄道のまちとして発展してきた歴史があり、今なお鉄道文化として地域に根付いています。

JR 追分駅を中心に東側の国道 234 号と西側の森林に挟まれた中に市街地が存在し、住宅、商業、医療、福祉、子育て支援等の施設が立地しコンパクトにまとまっています。

市街地の周辺には、農地が広がりメロンやホワイトアスパラガス、菜の花、長芋、花き、米、小麦等の穀類、畜産等を中心とした農業が盛んです。

地域の北側を北海道横断自動車道が通り、追分町 IC が設置されています。

また、国道 234 号沿いに「道の駅」が整備され、観光発信拠点となっています。

他の 3 地域と異なり追分地域には、都市計画で定められた土地利用のルールがありません。

アンケートでは、「医療・福祉施設が充実したまち」「商店街に活気やにぎわいがあるまち」と回答する方の割合が高く、これらに対応した地域づくりが求められると考えられます。

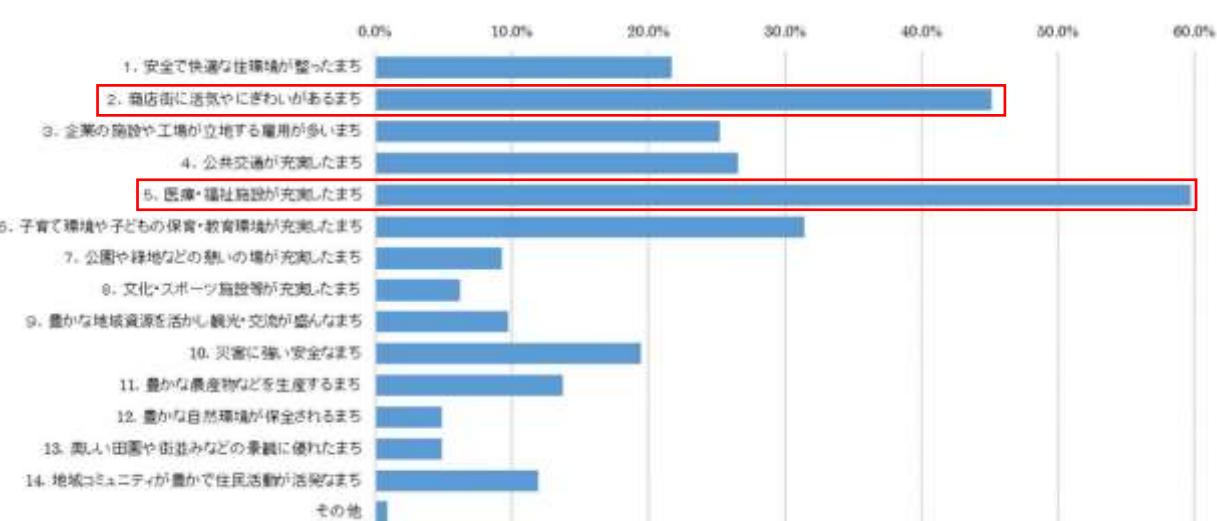


図 今後のまちづくりにおいて、どのようなことを目指していくば町の活性化や  
住みやすく、住み続けたいまちにつながるか（追分地域）

## (2) 追分地域の将来像

**「コンパクトで利便性の高い安全な生活空間の形成」**

## (3) 土地利用方針

**● うるおいのある質の高い住宅地の形成**

国道 234 号と周辺の優良農地に挟まれた範囲を自然豊かなうるおいのある住宅地として形成します。

**● 沿道サービス施設の立地誘導**

道道舞鶴追分線は、沿道商業業務地として周辺住宅地の住環境に配慮しながら、沿道サービス施設等の立地を誘導します。

**● 追分駅前周辺の商業業務地の活性化**

追分地域の中心となる駅前周辺は、商業業務地として生活利便施設等の積極的な誘導に努めます。

**● 工場適地の有効活用**

追分地域の南部の国道 234 号に接する場所を工場適地とし、専用工業地として工場等の立地、誘導に努めます。

土地利用	方針
一般住宅地	・自然豊かなうるおいのある住宅地として居住環境の保全に配慮しつつ、低層階の商業利用等の複合利用を許容した住宅地を形成します。
沿道商業地	・道道沿道の立地特性を活かした沿道サービス施設等の立地に努めます。
商業業務地	・地域住民のための生活利便施設等の積極的な誘導に努めます。
工場適地	・専用工業地として、工場立地に努めます。

## (4) 交通施設整備方針

**● 主要幹線道路網の整備**

国道 234 号は、主要幹線道路（地域連携軸）として位置づけ、利便性や安全性の向上に努めます。

**● 幹線道路網の形成**

主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保するため、道道舞鶴追分線等の維持管理を進め幹線道路網を形成します。JR 追分駅前を交通結節点とし、鉄道結節機能を確保します。

## (5) その他の環境整備方針

### ●公共下水道の促進

人口集積の高い市街地における良好な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の維持・整備を積極的に進めます。

### ●追分町 IC 周辺の産業・観光機能の集積

北海道横断自動車道 追分町 IC を活かし、比較的近い札幌市・千歳市・苫小牧市等の大都市との産業機能の強化に努めます。

あわせて、国道 234 号沿いにある「道の駅」をはじめとした観光施設を活用した回遊交流機能の強化に努めます。

### ●市街地周辺に広がる優良農地や緑地の保全

市街地周辺に広がる優良な農地は、安平町の基幹産業を支える上で大変重要となるため、農業振興地域制度と連携しながら保全に努めます。

また、地域の西側にある鹿公園、安平山スキー場等は、地域の憩いやスポーツレクリエーション、観光等の役割を担うことから緑の拠点として、適切に維持・保全に努めます。

### ●地域の憩いの場・コミュニティ拠点となる公園の整備の検討

オープンスペースの確保、コミュニティの拠点等、地域の憩いの場として、お年寄りや子供たちが安心して楽しく遊べる身近な公園を適正に配置し、整備を検討します。

### ●鹿公園の維持保全、活用の検討

追分地域の鹿公園は日本最古の保健保安林の中にあり市街地を囲む大自然あふれる公園で、ドッグランやアスレチック、健康遊具、キャンプ場等が存在しており、追分地域のみならず、他の地域や町外からも利用されています。

多様なニーズに対応する公園として、維持保全に努めるものの、必要に応じて、都市計画制度の活用の検討を行い、自然環境の保全に努めます。

### ●追分斎場の在り方の検討

追分斎場は、施設及び設備の計画的な改修・修繕・更新を進めるとともに、安平町の斎場施設の在り方について検討を行います。

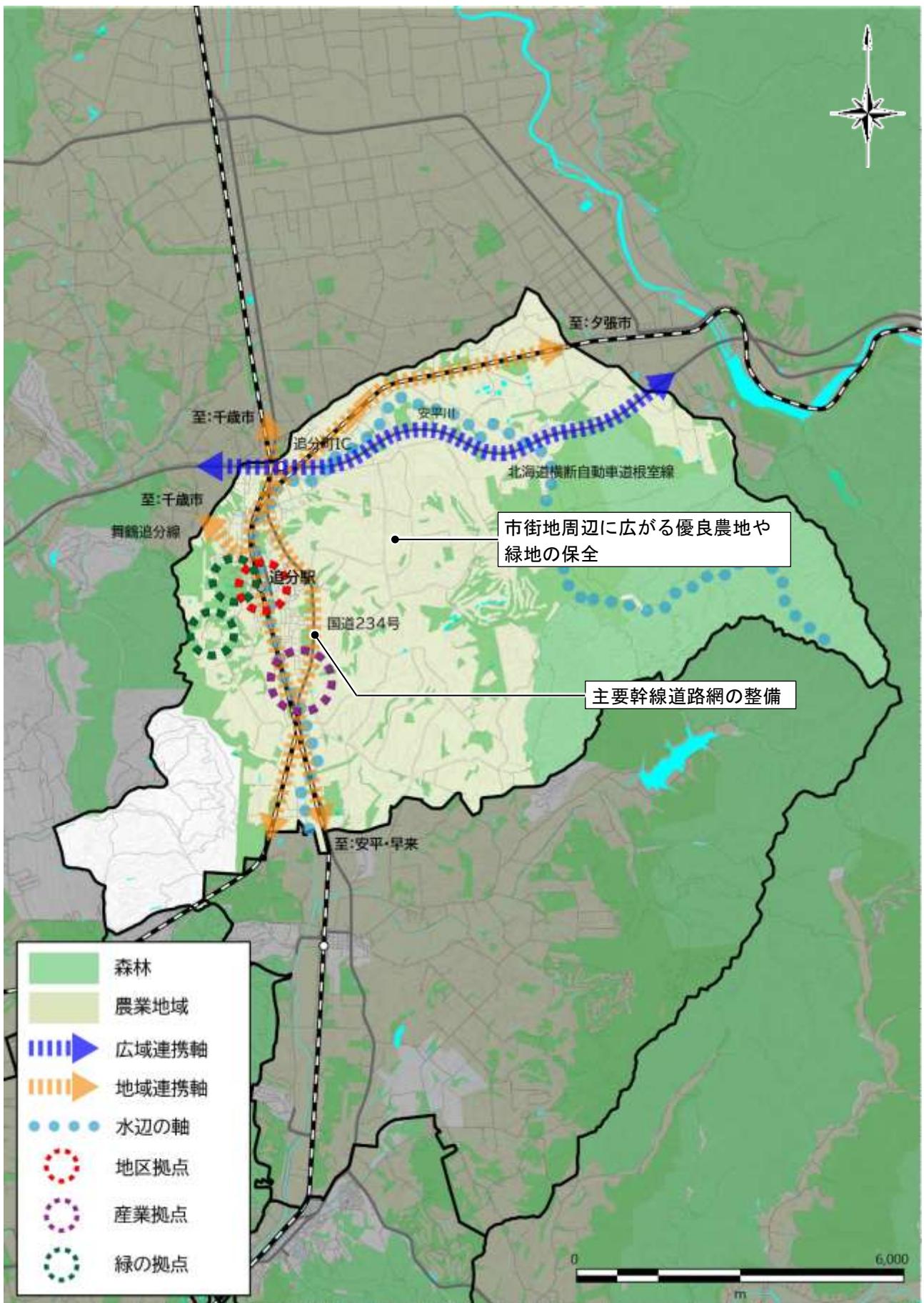
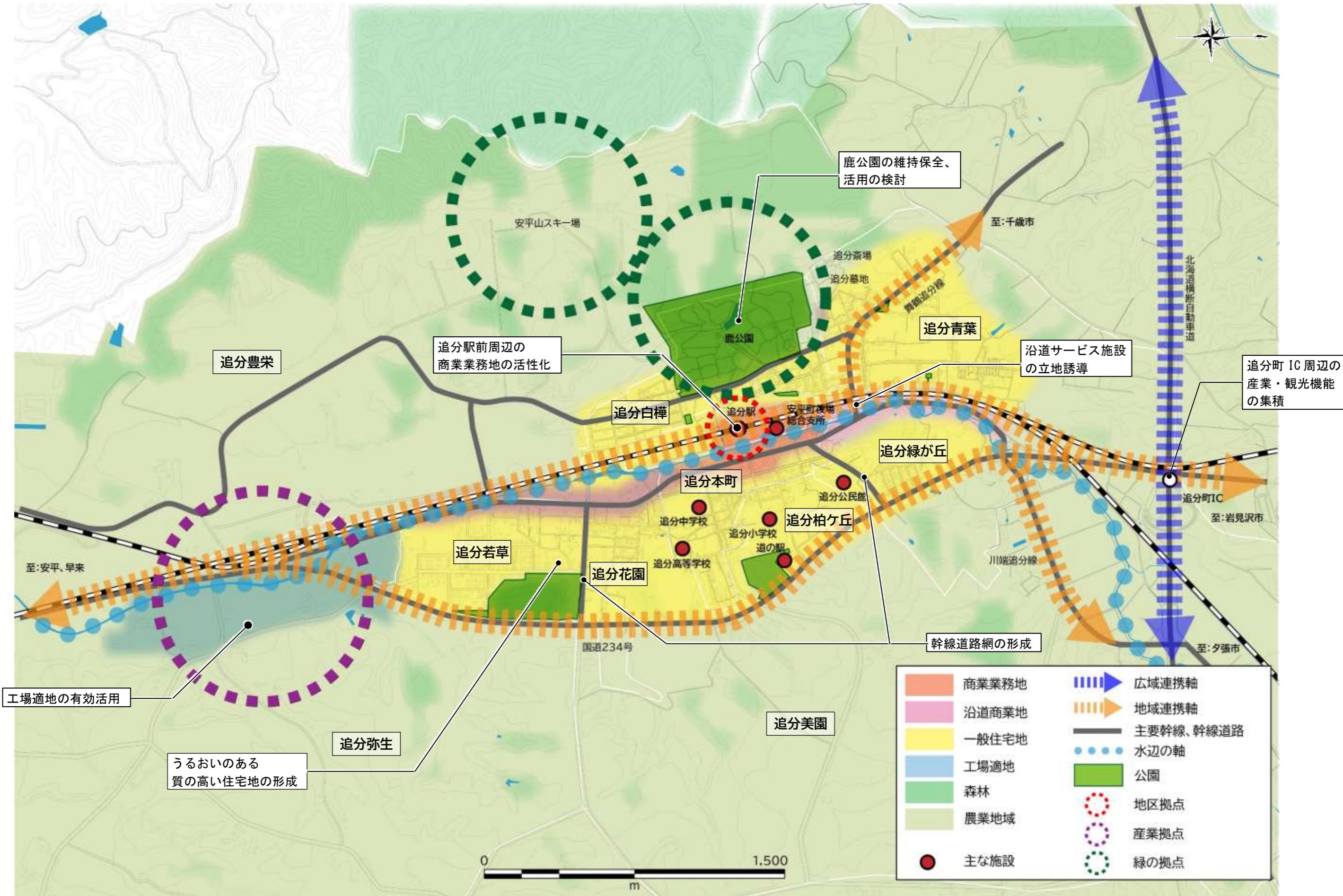


図 追分地域の地域別方針（全体図）



## 第4章 実現化に向けて

### 1. 実現化方策

#### (1) 都市計画の点検と見直し

本計画で目指すまちづくりの実現に向けて、都市計画基礎調査をはじめとした調査を定期的に行い土地利用の状況を点検し、必要に応じて都市計画の見直しを進めます。

また、都市計画を持たない追分地域の市街地についても、都市計画を持つ安平、早来、遠浅地域と同等の調査を検討します。

#### (2) 住宅団地の整備

千歳市美々ワールド内で建設が進められている最先端半導体工場の開業を見据え、従業者の居住先として積極的に提案していきます。

そのため、町内にある未利用の町有地等を活用した住宅団地の造成、町営住宅や民間賃貸住宅の整備、空き家の有効活用等を検討します。

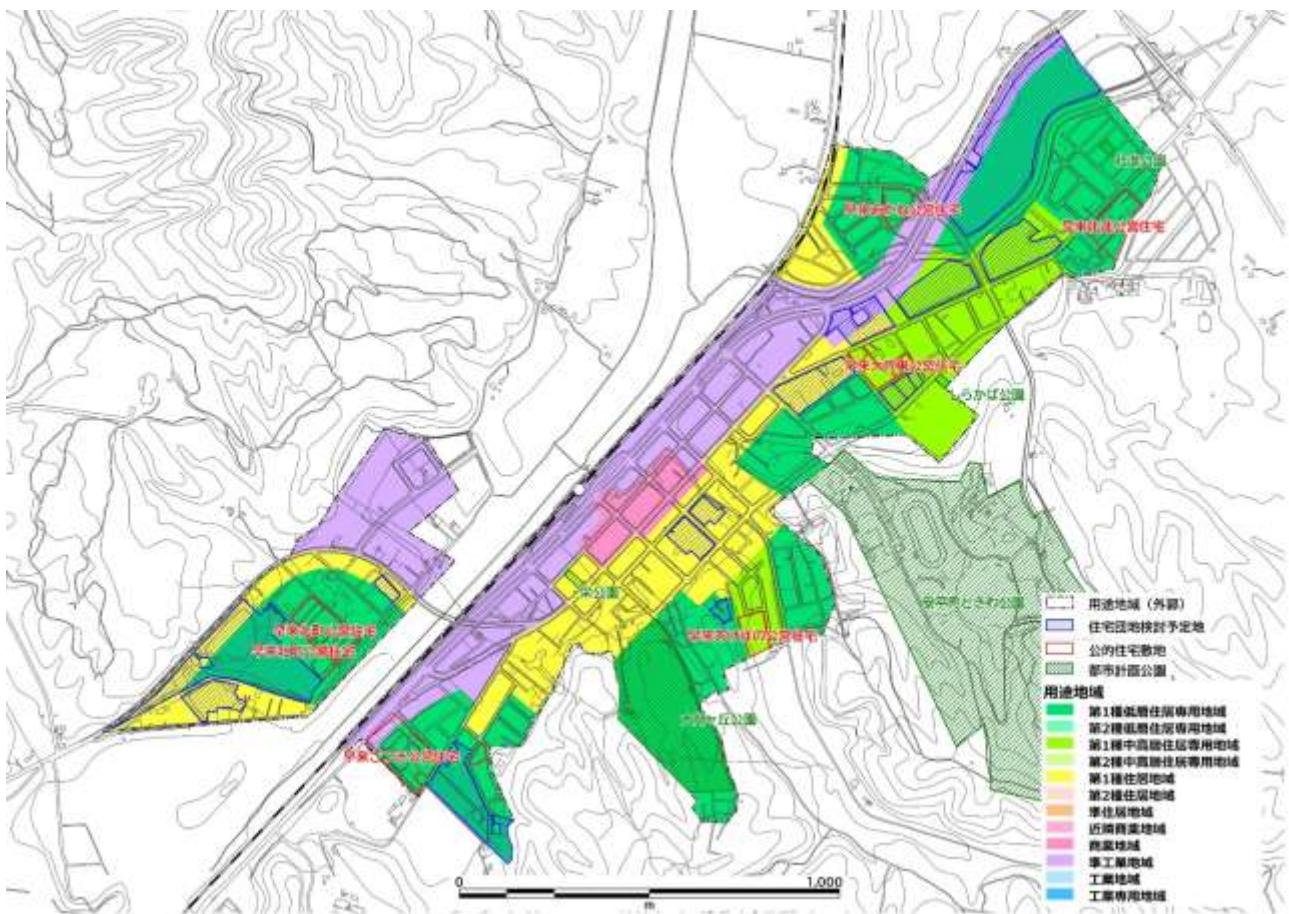


図 町営住宅、未利用の町有地を活用した住宅団地の整備検討箇所（案）

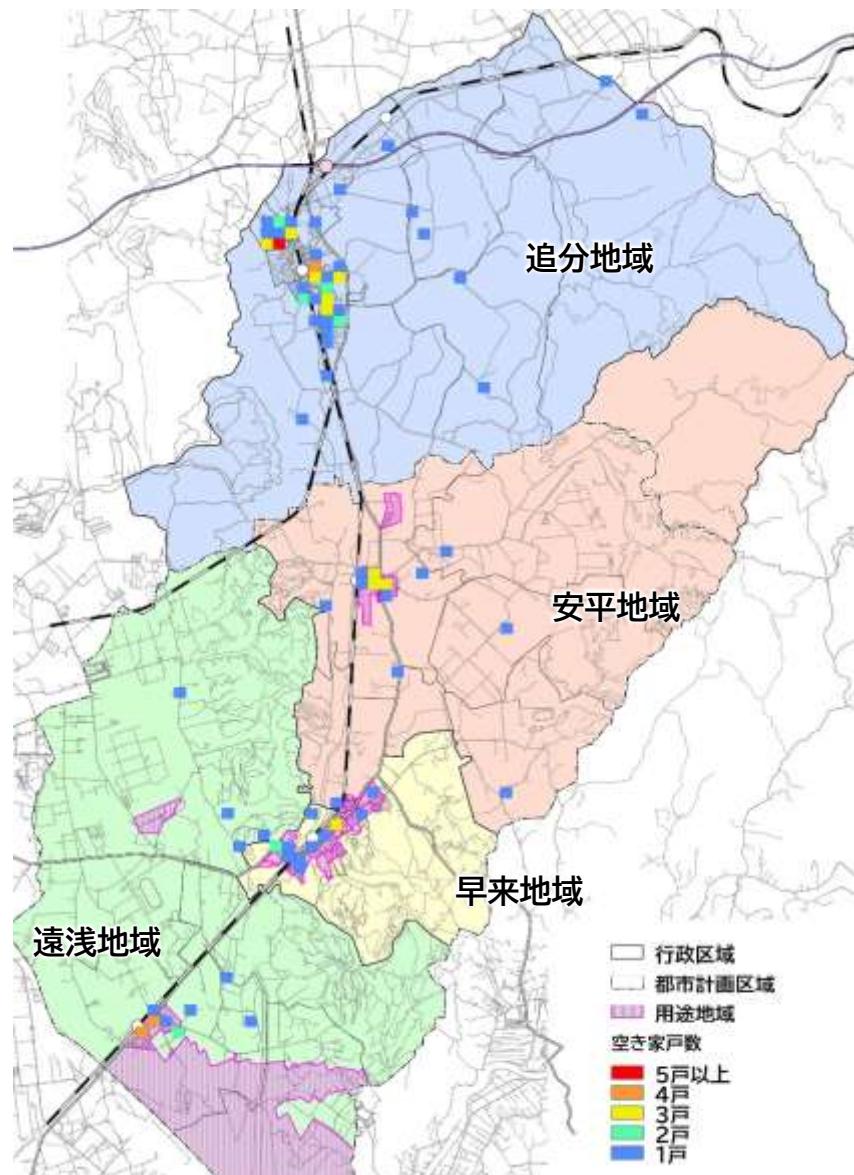


図 空き家の分布

### (3) 官民協働の計画の推進

本計画を進めていくためには、住民や事業者の協力が不可欠です。官民が協働となって計画を進めていく仕組みを検討します。

### (4) 計画の見直し

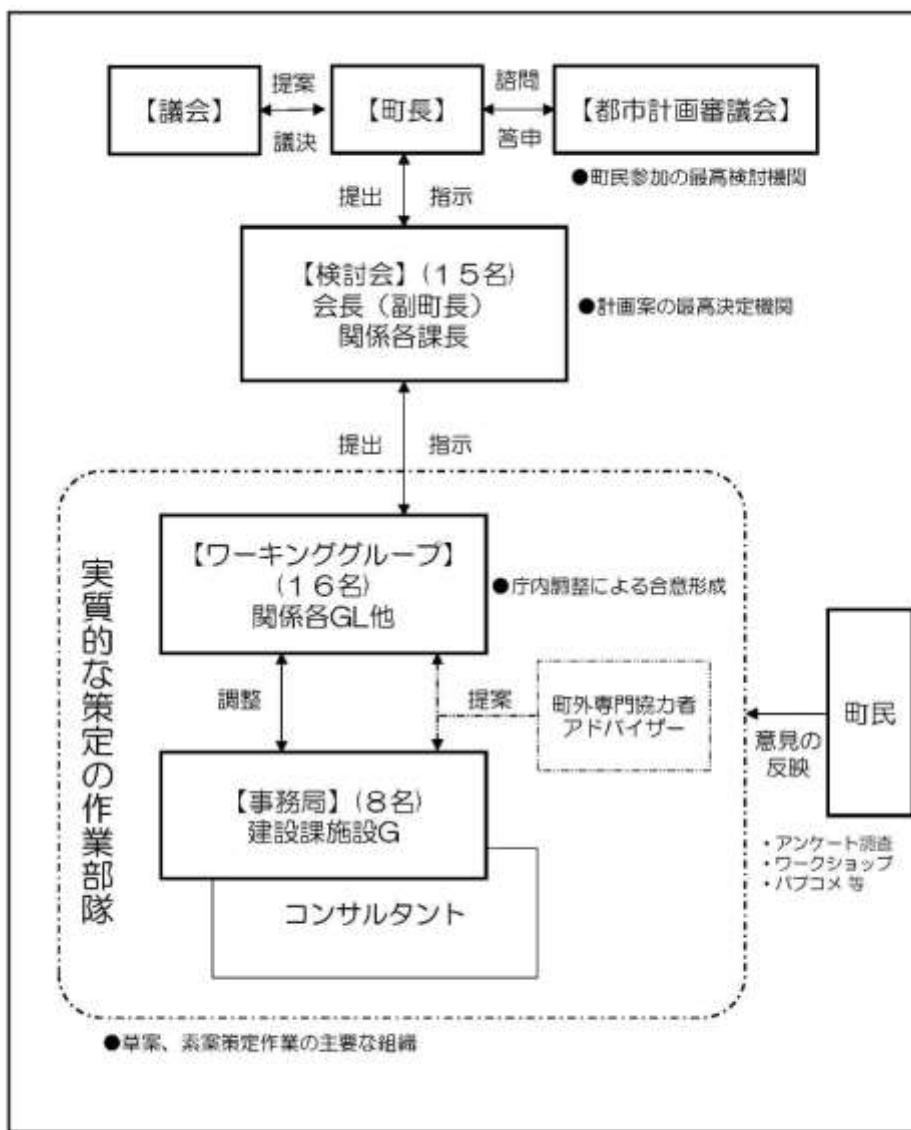
本計画は、「安平町総合計画」、「苫小牧圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を上位計画とし、その内容に即して策定しています。

今後、これら上位計画の見直し、社会経済情勢の変化等により、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた場合には、本計画の見直しを適宜行うこととします。

## 参考資料

### 1. 計画の策定体制

計画の策定体制は、以下のとおりです。



	所 属
ワーキング グループ	総務課総務 GL、総務課情報 GL、政策推進課財政 GL、政策推進課政策推進 GL 税務住民課住民生活 GL、産業振興課農政・畜産 GL、産業振興課土地改良・林務 GL 建設課土木・公園 GL、水道課水道 GL、水道課下水道 GL、健康福祉課福祉 GL 健康福祉課健康推進 GL、健康福祉課国保・介護 GL、商工観光課商工観光労働 GL 教育委員会事務局学校教育 GL、教育委員会事務局社会教育 GL (16名)
事務局	建設課 施設 G

## 2. 計画策定の経緯

計画は、2021年度（令和3年度）から2024年度（令和6年度）にかけて、庁内でのワーキンググループ、町民アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなどの意見を踏まえて案を作成し、都市計画審議会、議会（全員協議会）の議決を経て策定しました。

計画の策定経緯は、以下のとおりです。

年 度	内 容
令和3年度	現況の把握、データ整理
令和4年度	都市づくりの課題、全体構想の検討
	町民アンケート調査
	ワーキンググループ（令和5年2月13日）
令和5年度	地域別構想、実現化に向けた方策の検討
	意見交換会（令和5年8月31日）
	ワーキンググループ（令和6年2月8日）
	庁内会議（令和6年3月21日）
令和6年度	都市計画審議会（令和6年10月24日）
	全員協議会（令和6年10月25日）
	パブリックコメント（令和6年11月6日から令和6年11月27日まで）
	12月議会定例会

## 3. 意見交換会

計画策定にあたり、安平町の地域ごとの課題や今後の方向性について広く意見を伺うため、意見交換会を開催しました。

日 時	令和5年8月31日（木） 18時00分から
場 所	安平町役場
参加者	・5名
テーマ	・現在の安平町のいいところ、わるいところは？ ・将来（概ね20年後）の安平町のいいところを考える ・20年後の安平町を実現するためには

## 4. 用語集

### 〔あ行〕

#### ●運動公園【P22,37,53,59~61】

主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園のこと。

#### ●SDGs（えすでいーじーず）【P25】

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）までを期限とした先進国を含む国際社会全体の開発目標のこと。

#### ●オートサイト【P22】

車を横付けできるキャンプサイトのこと。

### 〔か行〕

#### ●街区公園【P22,53,71】

主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園のこと。敷地面積は0.25haが標準。

#### ●カーボンニュートラル【P25,41,54】

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と植林、森林管理などによる吸収量を均衡させること。

#### ●官民連携【P37,53】

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ること。

#### ●近隣公園【P22,71】

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園のこと。敷地面積は2haが標準。

#### ●グリーンツーリズム【P40,48,70】

農山漁村において自然や文化、そこに暮らす人たちとの交流を楽しみながら、ゆっくりと休暇を過ごす滞在型の余暇活動のこと。

#### ●高規格幹線道路【P44】

「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」のこと。

#### ●コンパクト・プラス・ネットワーク【P27,42】

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

### 〔さ行〕

#### ●サイバー犯罪【P26】

コンピュータやネットワークなど使用して行われるさまざまな犯罪のこと。

#### ●市街化区域【P2,10,14,15,19,35,36,40~42,47,48】

既に市街地を形成している区域、もしくは、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべ

き区域のこと。

## ●市街化調整区域【P15,47,48,59,70】

市街化を抑制すべき区域のこと。

## ●指定管理制度【P53】

公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度のこと。

## ●準防火地域【P15,55】

主として商業地等、建築物の密集している市街地において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定される地域のこと。

## ●主要幹線道路【P18,19,36,60,65,66,70,77】

主として地方生活圏及び大都市圏内の骨格となるとともに、高速自動車国道を補完して生活圏相互を連絡する道路のこと。

## ●水源かん養【P48】

水資源を蓄え、育み、守っている働きのこと。

## ●総合公園【P22,53,61】

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園のこと。

### 〔た行〕

## ●脱炭素社会【P41,54】

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

## ●地区計画【P17,35,36,47,48,40,49,59,63,70,75】

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園などの小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画のこと。

## ●地方拠点都市地域【P22,37】

地方の発展の拠点となるべき地域であって、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域のこと。

## ●テレワーク【P26】

「テレ」(遠隔)と「ワーク」(働く)を組み合わせた造語で、ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

## ●デマンドバス【P21,36,39,51】

予約型の運行形態のバスのこと。

## ●都市計画区域【P1~3,10,15,24,42,47,82】

中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域のこと。

## ●都市計画公園【P22,23,37】

都市計画決定された都市施設である公園のこと。

## ●都市のスponジ化【P27】

都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること。

## ●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【P1,2,82】

都市計画区域毎に、都市計画の基本的な方向性を示す方針のこと。

## ●土砂災害警戒区域【P40,41,55】

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

### ●土砂災害特別警戒区域【P40,41】

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される区域のこと。

#### 〔は行〕

### ●BCP（びーしーぴー）【P55】

事業継続計画のことで、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

### ●保健保安林【P22,78】

森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。

#### 〔ま行〕

### ●MaaS（Mobility as a Service）（まーす もびりてい あず あ さーびす）【P51】

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

#### 〔や行〕

### ●用途地域【P15,16,36,47～49,65,69,70】

適正な都市としての機能と良好な環境を有する市街地の形成を図るため、建築物の用途や形態などの規制・誘導を行う制度のこと。

#### 〔ら行〕

### ●ライドシェア【P51】

自動車の相乗りサービスのこと。

### ●ライフライン【P55】

エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活に必須なインフラ設備のこと。

#### 〔わ行〕

### ●ワーケーション【P26】

「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、観光地でテレワークなどにより働きながら休暇をとる過ごし方のこと。

**安平町都市計画マスタープラン  
令和6年 月**

発行：安平町  
〒059-1595 北海道勇払郡安平町大町95番地  
電話：0145-22-2516 FAX：0145-23-3006  
編集：安平町 建設課